

## 第3編 災害応急対策計画

### 第1章 組織計画

#### 第1節 目的

この計画は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市が速やかにその初動態勢を確保し、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成及び運用について定めることを目的とします。

#### 第2節 倉吉市災害対策本部

市長は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、速やかに倉吉市災害対策本部（以下「市対策本部」といいます。）を設置するものとします。

##### 1 市対策本部の組織

市対策本部の組織は、倉吉市危機管理のための対策本部に関する条例の規定に基づき、「資料編 倉吉市災害対策本部の組織図(資料3-1-1)」のとおりとします。

ただし、市長は、災害対応の状況等から判断して、市対策本部の組織の変更を行う必要があると認める場合は、その都度これを行うことができるものとします。

##### (1) 対策本部長

ア 対策本部長は、市長がその任務にあたります。

イ 対策本部長は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。

##### (2) 対策副本部長

ア 対策副本部長は、副市長がその任務にあたります。

イ 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故がある場合は、その職務を代理します。

##### (3) 対策本部員

ア 対策本部員は、総務部長、生活産業部長、健康福祉部長、建設部長、上下水道局長、教育長、教育委員会事務局長、その他職員で市長が指名する者（以下「部長等」といいます。）及び消防団長がその任務にあたります。

イ 対策本部員は、対策本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事し、担当する実施部班の職員を指揮監督します。

ウ 対策本部員がその任務にあたることのできない場合は、あらかじめ対策本部員が指名した職員がその任務にあたります。

##### (4) 実施部及び実施班

ア 市対策本部に実施部及び実施班を置きます。

イ 実施部の主管班（主管課）は、次のとおりとします。

##### 【実施部の主管班（主管課）】

実施部	主管班	主管課
総務部	総務班	総務課
生活産業部	市民情報班	市民課

【第3編 災害応急対策計画】

健康福祉部	援護班	福祉課
建設部	土木管理班	管理計画課
上下水道部	水道総務班	業務課
教育部	学校対策班	教育総務課
消防部	消防班	消防団

ウ 各実施班に班長を置き、それぞれ「資料編 市対策本部の実施班の所掌事務一覧表（資料 3-1-2）」で定める職員がその任務にあたります。

エ 班長は、対策本部員の命を受け、主管事務に従事し、所属班員を指揮監督します。

オ 班長がその任務にあたることのできない場合は、当該班の所属班員の中からあらかじめ対策本部員が指名した者がその任務にあたります。

カ 実施部及び実施班は、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施にあたります。

(5) 市対策本部事務局（以下「本部事務局」といいます。）

ア 本部事務局は、総務部防災安全課内に設置します。

イ 本部事務局の事務局長（以下「本部事務局長」といいます。）は、防災調整監がその任務にあたります。

ウ 本部事務局長は、本部事務局の事務を掌理し、本部事務局の職員を指揮監督します。

エ 本部事務局長がその任務にあたることのできない場合は、防災安全課長がその任務にあたるものとします。

オ 本部事務局の職員は、防災安全課の職員と財政課その他総務部の応援職員をもって充てるものとします。

カ 本部事務局は、災害応急対策の実施に係る連絡調整業務を行うものとします。なお、当該業務を迅速かつ円滑に行うため、本部事務局に次のチームを置き、本部事務局の職員をもって、所掌事務を処理します。なお、本部事務局長は、災害の規模に応じて、チームの編成人数を増減するものとします。

【チーム編成と主な所掌事務】

チーム種別	編成人数(目安)	所掌事務
総務チーム	2～3人	・本部事務局の総括に関すること。 ・各実施部主管班との連絡調整等に関すること。
本部運営チーム	3～4人	・本部会議の庶務に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整等に関すること。 ・気象台ホットライン等による気象情報等の収集、監視及び分析等に関すること。
情報管理チーム	2～3人	・被害情報等の集約、整理等に関すること。 ・県等への災害情報の報告に関すること。
広報チーム	2～3人	・防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリア）メール、ホームページ等による広報に関すること。

(6) 本部員と部内実施班との連絡調整

本部員は、自ら定める手段により、本部員と部内実施班の連絡調整を円滑に行い、常に部内実施班の所管施設の被害情報、応急措置の実施状況等を把握するものとします。

(7) 情報連絡員（リエゾン）の派遣要請

ア 対策本部長は、災害応急対策を円滑に進めるために必要があると認めるときは、防災関係機関に情報連絡員（以下「リエゾン」といいます。）の派遣を要請するものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

【リエゾン派遣の要請先と派遣要請を検討する段階】

リエゾン派遣の要請先	派遣要請を検討する段階
鳥取県中部総合事務所（中部振興課）	市対策本部を設置したとき等
国土交通省倉吉河川国道事務所（河川管理課）	水防警報（待機）が発令され、更に河川水位の上昇のおそれがあるとき等
中部消防局（警防課）	大規模な消火、救助活動等の実施が必要なとき等
倉吉警察署（警備課）	広域避難等の大規模な避難誘導等の実施が必要なとき等
倉吉市社会福祉協議会（総務課）	災害ボランティアセンターの設置が必要なとき等

イ 防災関係機関は、避難指示等の発令に資する管理河川の水位情報や市民生活に重大な影響を与える所管施設の被害など災害応急対策の的確な実施に要する重要情報を把握した場合には、速やかに市対策本部にリエゾンを通じて情報提供するものとします。

2 市長の権限委譲

市長が不在等の非常時における市長権限の委譲順位は、次のとおりとします。

【市長権限の委譲順位】

第1位	第2位	第3位
副市長	総務部長	防災調整監

3 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市役所本庁舎第1会議室又は大会議室に設置し、実施部は当該実施部の主管班（主管課）の位置する庁舎に設置するものとします。

なお、市役所本庁舎が被災等により使用できない場合は、市役所第2庁舎、その他市長が災害応急対策を円滑に実施するために適当と認める場所に設置するものとします。

4 市対策本部の設置基準

市対策本部の設置基準は、「第2章 配備及び動員計画（資料編 配備体制の種別及び基準（資料3-2-1）」に定めるところによるものとします。

5 市対策本部の廃止基準

市対策本部は、概ね次の基準により市長が廃止します。なお、市長は、災害対応の教訓等を防災体制の整備等に資するため、市対策本部の廃止時に災害対応の振り返りを実施するものとします。

- (1) 市長が市内で災害が発生するおそれなくなったと認める場合
- (2) 市長が当該災害に係る災害応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認める場合

6 市対策本部の設置及び廃止の公表

(1) 設置の公表

ア 本部事務局は、市対策本部が設置された場合は、直ちにその旨を県、中部消防局、報道機関等に公表するものとします。

イ 本部事務局は、市対策本部の標識をその設置場所に掲示するものとします。

(2) 廃止の公表

ア 本部事務局は、市対策本部が廃止された場合は、設置の公表に準じて直ちにその旨を公表するものとします。

イ 本部事務局は、市対策本部の標識を撤去するものとします。

7 市対策本部の任務

市対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、この

### 【第3編 災害応急対策計画】

計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとし、市対策本部に関わる全職員が災害に対する応急措置に全力を尽くすものとします。

#### 8 本部会議

市対策本部の会議は本部会議とし、災害応急対策の基本的な事項について協議するものとします。

##### (1) 本部会議の構成

ア 本部会議は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって構成するものとします。

イ 本部会議の庶務は、本部事務局が担当するものとします。

##### (2) 本部会議の開催

ア 対策本部長は、市対策本部の運営及び災害応急対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を開催するものとします。

イ 対策副本部長及び対策本部員は、本部会議の開催を必要と認める場合は、その旨を本部事務局長に申し出るものとします。

ウ 第1回の本部会議は、市対策本部の設置後、対策本部長の参集と同時に速やかに開催するものとし、以後、災害応急対策の実施状況等を勘案して開催するものとします。

##### (3) 本部会議の協議事項

ア 職員の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 人的被害の情報収集（安否確認）の実施に関すること。

エ 現地対策本部の設置、組織、任務等に関すること。

オ 県、指定地方行政機関若しくは指定公共機関に対する職員の派遣要求若しくは要請又は県に対する他の普通地方公共団体、指定地方行政機関若しくは指定公共機関の職員派遣の斡旋要求に関すること。

カ 県若しくは他の市町村に対する応援の要求又は県に対する応急措置の実施の要請に関すること。

キ その他災害対策に関する重要事項に関すること。

##### (4) 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する実施部班の職員のみならず、他の全ての実施部班の職員が緊密な連携の下でその実施を図るものとします。

##### (5) 本部会議の公開

本部会議は、原則として公開するものとします。

#### 9 市対策本部の所掌事務等

(1) 市対策本部の実施班の構成及び所掌事務は、「資料編 市対策本部の実施班の所掌事務一覧表（資料3-1-2）」のとおりとします。

(2) 市対策本部が設置されていない場合であっても、各部課は、市対策本部の所掌事務に従って、災害対策を実施するものとします。

(3) 各実施班は所掌事務以外の事務であっても、本部会議の指示があった場合には、他の実施班に協力しなければなりません。

#### 10 現地対策本部

## 【第3編 災害応急対策計画】

対策本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認める場合は、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地対策本部（以下「現地本部」といいます。）を設置するものとします。

### （1）現地本部の組織

ア 現地対策本部長（以下「現地本部長」といいます。）

（ア）現地本部長は、対策副本部長及び対策本部員の中から対策本部長が指名する者をもって充てます。

（イ）現地本部長は、対策本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所轄の職員を指揮監督します。

イ 現地対策本部員（以下「現地本部員」といいます。）

（ア）現地本部員は、対策本部員その他の職員の中から対策本部長が指名します。

（イ）現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事します。

### （2）現地本部の設置場所

現地本部の設置場所は対策本部長が定めるものとしますが、原則として災害が発生した場所が位置する小学校区のコミュニティセンター（以下「地区コミュニティセンター」という。）内に設置するものとします。

### （3）現地本部の設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、市対策本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとします。

### （4）現地本部の任務

現地本部は、災害地において市対策本部の事務の一部を実施するものとし、その内容については、市対策本部の本部会議において決定するものとします。

### （5）現地本部の運営等

現地本部の運営その他必要な事項は、その都度対策本部長又は現地本部長がこれを定めるものとします。

## 第3節 各種委員会等の協力

市長は、災害応急対策上必要があると認める場合は、倉吉市選挙管理委員会等の各種委員会（市教育委員会を除きます。）、倉吉市監査委員又は倉吉市議会に対し協力を求め、災害対策の万全を期するものとします。

## 第4節 倉吉市災害警戒本部

総務部長は、市対策本部が設置されない段階で災害に対する警戒並びに災害情報の収集及び分析のため必要があると認める場合は、倉吉市災害警戒本部（以下「市警戒本部」といいます。）を設置するものとします。

### 1 市警戒本部の組織

市警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員並びに警戒本部事務局を置きます。

市警戒本部の組織は、「資料編 倉吉市災害警戒本部の組織図（資料 3-1-1）」のとおりとします。

なお、総務部長は、災害対応の状況等から判断して、市警戒本部の組織の変更を行う必要

### 【第3編 災害応急対策計画】

があると認める場合は、その都度関係する部長等の意見を聴いて、これを行うものとします。

#### (1) 警戒本部長

ア 警戒本部長は、総務部長がその任務にあたります。

イ 警戒本部長は、市警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督します。

#### (2) 警戒副本部長

ア 警戒副本部長は、建設部長がその任務にあたります。

イ 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故がある場合は、その任務を代理します。

#### (3) 警戒本部員

ア 警戒本部員は、総務課長、関金支所長、建設課長、地域整備課長、工務課長その他職員で総務部長が指名する者がその任務にあたります。

イ 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事します。

#### (4) 警戒本部事務局

ア 警戒本部事務局は、総務部防災安全課内に設置します。

イ 警戒本部事務局の長（以下「警戒本部事務局長」といいます。）は、防災調整監がその任務にあたります。

ウ 警戒本部事務局長は、警戒本部事務局の事務を掌理し、警戒本部事務局の職員を指揮監督します。

エ 警戒本部事務局長がその任務にあたることができない場合は、防災安全課長がそのにあたるものとします。

オ 警戒本部事務局の職員は、防災安全課職員をもって充てるものとします。

カ 警戒本部事務局は、市警戒本部の災害応急対策の実施に係る連絡調整業務を行うものとします。

### 2 総務部長の任務代理

総務部長が不在等の非常時における総務部長の任務の代理順位は、次のとおりとします。

#### 【総務部長の任務の代理順位】

第1位	第2位	第3位
建設部長	防災安全課長	総務課長

### 3 市警戒本部の設置場所

市警戒本部は、総務部防災安全課内に設置するものとします。

### 4 市警戒本部の設置基準

市警戒本部の設置基準は、「第2章 配備及び動員計画（資料編 配備体制の種別及び基準（資料3-2-1）」に定めるところによるものとします。

### 5 市警戒本部の廃止基準

市警戒本部は、概ね次の基準により総務部長が廃止します。

(1) 総務部長が市内で災害が発生するおそれなくなったと認める場合

(2) 総務部長が当該災害に係る災害応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認める場合

(3) 市対策本部が設置された場合

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 6 市警戒本部の処理事項

市警戒本部の処理事項は、概ね次のとおりとします。

#### (1) 災害情報の収集

気象及び地震に関する情報並びに降雨量、河川水位等の現況等に関する情報等の災害情報を収集するとともに、初期の被害発生状況を把握するものとします。

#### (2) 警戒活動及び予防措置等の実施

必要に応じて、災害危険箇所及びその周辺の警戒活動を実施し、異常現象等の災害発生の前兆現象を把握するとともに、予防措置等を実施するものとします。

#### (3) 関係機関等との連絡調整

必要に応じて、県、警察署、中部消防局、鳥取地方気象台、報道機関等の関係機関との間で、相互に情報交換及び活動調整を実施するものとします。

### 第5節 その他の組織

#### (1) 倉吉市災害対策検討会議

市長は、市対策本部を設置していない段階において、災害応急対策の事前準備等を徹底する必要があると認める場合は、倉吉市災害対策検討会議（以下「検討会議」といいます。）を開催し、今後の気象予測等の情報共有を図るとともに、必要な準備等を検討するものとします。

なお、検討会議の構成、開催及び協議事項等については、本部会議に準じて行うものとします。

#### (2) 水防組織

市の水防組織については、「第11章 水防計画（応急対策）」に定めるところによるものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第2章 配備及び動員計画

#### 第1節 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とします。

#### 第2節 配備計画

##### 1 市の配備体制

市は、防災活動を推進するため、配備体制を整えておくものとします。

##### 2 市における配備体制の種別の基準

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、市が防災活動を推進するためにとるべき体制は、「資料編 配備体制の種別及び基準（資料 3-2-1）」によるものとします。

#### 第3節 動員計画

##### 1 職員の動員

###### (1) 動員計画

災害の防止及び軽減並びに災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、部長等は、地震、風水害、雪害等の災害種別ごとに前節の配備計画に基づく当該実施部内の動員計画を定め、計画的に職員の動員を行うものとします。

ただし、部長等は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、当該実施部の職員の動員数を適宜増減することができるものとします。

###### (2) 配備及び動員計画書の提出

課長等は、地震、風水害、雪害等の災害種別ごとに前節の配備計画に基づき次に示す「配備体制ごとの職員動員数の目安」を参考に、年度当初に当該課等における「資料編 配備及び動員計画書（様式 3-2-1）」を作成し、所属の部長等の承認を得た後、防災調整監に提出するものとします。

なお、課長等は、所属職員の異動等により当該計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかにこれを見直し、所属の部長等の承認を得た後、防災調整監に提出するものとします。

###### 【配備体制ごとの職員動員数の目安】

注意体制Ⅰ	関係課の課長等が警戒準備のために必要と認める人数
注意体制Ⅱ	各課等の所属職員の2割の人数
警戒体制Ⅰ	各課等の所属職員の5割の人数
警戒体制Ⅱ	各課等の所属職員の7割の人数
非常体制	全職員

###### (3) 非常連絡員

課長等は、勤務時間外における所属職員の動員を円滑に実施するため、課長等以外に所属職員の中から職員2名を非常連絡員（所属職員に動員指令を伝達する者をいいます。）と



【第3編 災害応急対策計画】

して指名し、「資料編 配備及び動員計画書（様式 3-2-1）」の提出の際に防災調整監に報告するものとします。

(4) 職員の動員要領

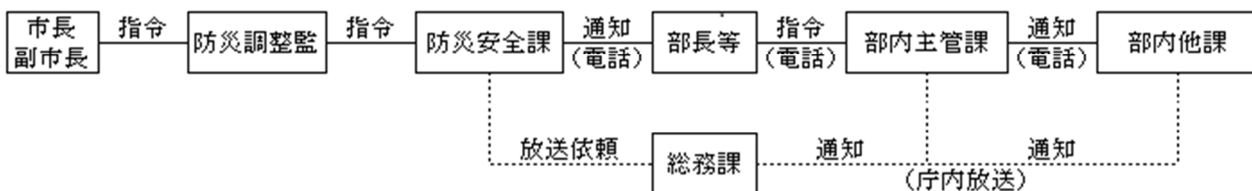
課長等は、非常連絡員を通じて行う動員指令の伝達方法、伝達順位等の具体的な伝達要領を定め、動員計画の内容と併せて、所属職員にその要領を周知徹底しておくものとします。

(5) 動員指令の伝達系統

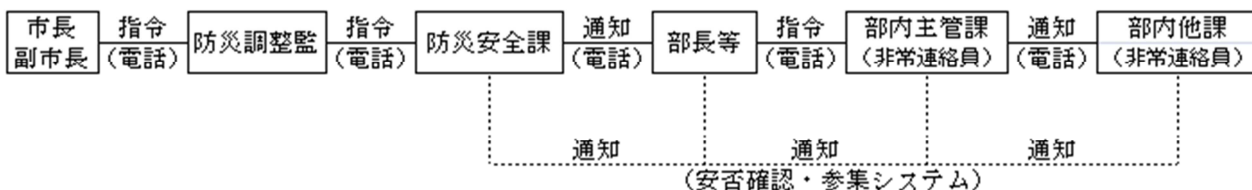
ア 職員の動員指令の伝達系統は、次の系統により倉吉市職員安否確認・参集システム（以下「安否確認・参集システム」という。）、電話等で行うものとします。

【動員指令の伝達系統】

（勤務時間内）※動員指令の伝達の流れは、——→ です。



（勤務時間外）※動員指令の伝達の流れは、——→ です。



イ 職員は、安否確認・参集システムによる動員指令の受信確認に係る電子メールを受信した場合は、速やかに受信した旨を回答するものとします。

(6) 配備・動員完了の報告

ア 課長等は、所属職員の動員状況を正確に把握するとともに、動員指令に基づく所属職員の動員配備が完了した場合は、防災調整監の求めに応じて、速やかに庁内LANで動員状況を全庁的に共有するものとします。ただし、庁内LANが使用できない場合には、「資料編 配備及び動員報告書（様式 3-2-1）」を作成し、所属の部長等を通じて、防災調整監に提出するものとします。

イ 防災調整監は、部長等から「資料編 配備及び動員報告書（様式 3-2-1）」の提出があった場合は、速やかに取りまとめ、市長及び副市長に動員配備の完了報告を行うものとします。

2 職員の登庁等

(1) 職員は、常に気象情報等に注意するとともに、勤務時間外であっても気象状況等が、「資料編 配備体制の種別の基準（様式 3-2-1）」に該当したと判断した場合は、非常連絡員からの連絡等を待つことなく積極的に勤務場所に登庁し、待機するよう心がけるものと

### 【第3編 災害応急対策計画】

します。

- (2) 安否確認・参集システムによる安否確認の電子メールを受信した場合は、速やかに安否及び登庁見込みを回答し、登庁が可能な場合は、迅速かつ安全な交通手段で速やかに登庁するものとします。
- (3) 登庁の際には、登庁途中の被害状況等をできる限り収集し、登庁後速やかに所属課長等へ報告するものとします。
- (4) 職員は、道路の寸断、交通の途絶等により、勤務場所に登庁することができない場合は、最寄りの市庁舎又は地区コミュニティセンターに参集し、災害応急対策業務に従事するものとします。

#### 3 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

- (1) 警戒体制Ⅱ（レベル5）以上の配備体制の場合、多くの職員を長期にわたり災害応急対策業務に従事させる必要があるため、実施班の班長は、早期に主管班と調整し、原則、災害発生日の翌日以降の動員ローテーション計画を作成し、計画的な職員動員により、職員の健康に配慮するものとします。
- (2) 主管班の班長は、動員ローテーション計画の作成にあたっては、所属の実施部の対策本部員と協議し、可能な限り早期に部間の職員の動員及び県職員等の応援の要否を見極め、職員班と連携した人員確保により、早期に職員動員の適正化を図るものとします。

第3章 情報収集伝達計画  
【 第3章-1 気象情報等収集伝達計画 】

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報等を迅速かつ的確に収集及び伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とします。

第2節 気象警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

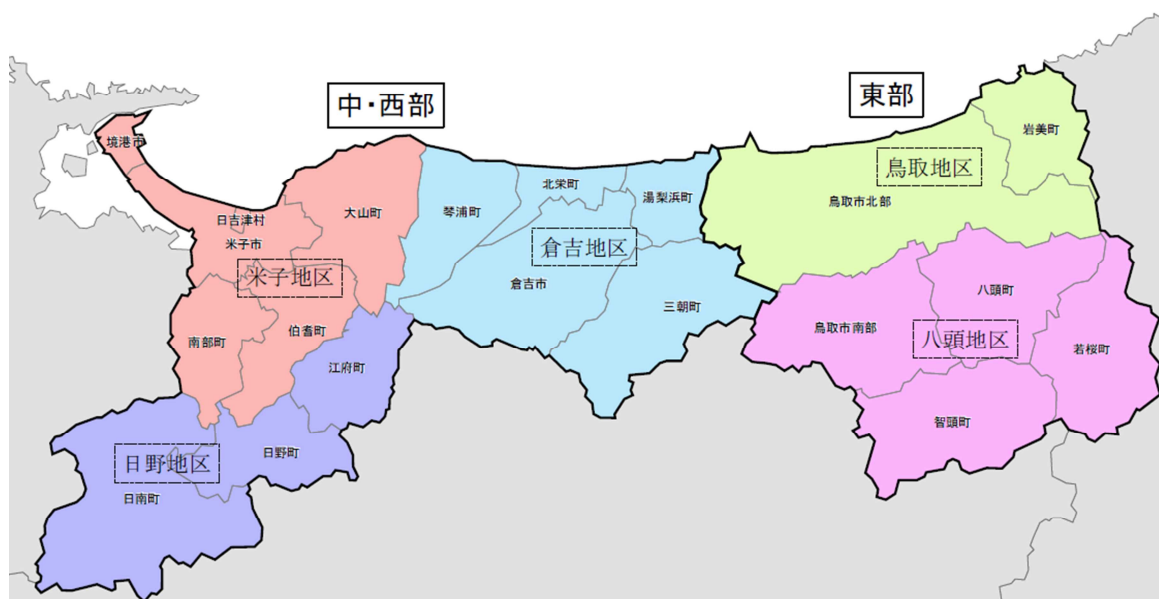
特別警報・警報・注意報及び気象情報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に定められたところにより気象庁がこれを行い、防災関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を得て市民等に周知します。

(1) 気象警報等の地域細分

特別警報、警報及び注意報は、基準に到達する現象（特別警報級、警報級、注意報級の現象）が予想される場合に、原則として個別の市町村を発表区域として発表します。なお、県の発表区域は、次のとおりです。

【気象警報等の地域細分】

**鳥取県**



- ※「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、市は、「中・西部」に属します。
- ※「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域で、市は、「倉吉地区」に属します。
- ※「二次細分区域」とは、気象警報・注意報の発表に用いる区域で、「市町村」を原則としています。

【第3編 災害応急対策計画】

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものです。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供します。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。

(3) 特別警報・警報・注意報

ア 大雨警報・注意報発表基準（倉吉市）[令和2年8月6日現在]

大雨警報		大雨注意報	
(浸水害)	(土砂災害)		
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
12	132	7	105

※「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数です。当該指数の基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ（約1km四方）」毎に設定していますが、アの表中の指数基準には、市の域内における基準値の最低値を示しています。

※「表面雨量指数」とは、短時間強雨における浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値が「注意報基準未満の場合」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される場合」及び「すでに土砂災害警戒情報の基準に到達した場合」の5段階で色分けして危険度の高まりを表示しています。

※浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、表面雨量指数の1時間先までの予測値が「注意報基準未満の場合」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「警報の一段上の基準以上となる場合」及び、表面雨量指数の実況値が「警報の一段上の基準以上となった場合」の5段階で色分けして、短時間強雨による浸水害発生危険度を分布として表示しています。

なお、危険度分布の色分けの持つ意味は、次のとおりです。

【土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の色分けの持つ意味】

色分けの持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル
<b>極めて危険</b> <u>（既に警報基準を大きく超過した基準に到達）</u>	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況。命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生していてもおかしくない。この状況になる前に土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を完了しておく必要がある。	—
<b>非常に危険</b> <u>（2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）</u>	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。速やかに土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	4相当
<b>警戒（警報級）</b> <u>（2時間先までに警報基準に到達すると予想）</u>	避難の準備が整い次第、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を開始。高齢者等は速やかに避難を開始する。	3相当
<b>注意（注意報級）</b> <u>（2時間先までに注意報基準に到達すると予想）</u>	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—

【第3編 災害応急対策計画】

【浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の色分けの持つ意味】

色分けの持つ意味	想定される周囲の状況例
<b>極めて危険</b> (既に警報基準を大きく超過した基準に到達)	表面雨量指数の実況値が過去の重大な浸水害発生時に匹敵する値に既に到達。重大な浸水害が既に発生しているおそれが高い極めて危険な状況。
<b>非常に危険</b> (1時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想)	道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバス等の交通機関の運行に影響が出るおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が床上まで水に浸かるおそれがある。
<b>警戒（警報級）</b> (1時間先までに警報基準に到達すると予想)	側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が床上まで水に浸かるおそれがある。
<b>注意（注意報級）</b> (1時間先までに注意報基準に到達すると予想)	周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が床下まで水に浸かるおそれがある。
今後の情報等に留意	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

イ 大雨特別警報発表基準（倉吉市）[令和3年3月25日現在]

基準	50年に一度の値		
	雨量基準（ミリ）		土壌雨量指数
	48時間降水量	3時間降水量	
基準：台風や集中豪雨により数十年（50年）に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	394	133	231

※「50年に一度の値」の欄の値は、市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものです。

※「48時間降水量」、「3時間降水量」、「土壌雨量指数」のいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はありません。

※「特別警報」は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象としており、個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意が必要です。

ウ 洪水警報・注意報発表基準（倉吉市）[令和2年8月6日現在]

洪水警報			
流域雨量指数基準	複合基準 [小鴨川流域]		指定河川洪水予報による基準
	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	
—	5	23.2	天神川[竹田橋・小田]、小鴨川[河原町]、国府川[福光]、由良川[瀬戸]

洪水注意報			
流域雨量指数基準	複合基準 [小鴨川流域]		指定河川洪水予報による基準
	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	
—	5	19.9	天神川[竹田橋・小田]、小鴨川[河原町]、国府川[福光]

※「流域雨量指数」とは、河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を示す指数です。

※「複合基準」とは、「表面雨量指数」と「流域雨量指数」の組み合わせによる洪水害リスクの高まりを示す基準です。ウの表中の基準には、小鴨川の流域の基準値を示しています。

※「浸水キキクル（洪水警報の危険度分布）」は、流域雨量指数の3時間先までの予測値が「注意報基準未満の場合」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「警報の一段上の基準以上となる場合」及び、流

【第3編 災害応急対策計画】

域雨量指数の実況値が「警報の一段上の基準以上となった場合」の5段階で色分けして、中小河川の洪水発生危険度を河川の流路に沿って表示しています。

なお、危険度分布の色分けの持つ意味は、次のとおりです。

【洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の色分けの持つ意味】

色分けの持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル
<b>極めて危険</b> (既に警報基準を大きく超過した基準に到達)	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水発生時に匹敵する値に既に到達。重大な洪水が既に発生しているおそれが高い極めて危険な状況。	—
<b>非常に危険</b> (3時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想)	水位周知河川・その他河川が更に増水し、今後氾濫し、重大な洪水が発生するおそれが高い。水位が一定の水位を越えている場合には速やかに避難を開始する。	4相当
<b>警戒（警報級）</b> (3時間先までに警報基準に到達すると予想)	・水位が一定の水位を越えている場合には、避難の準備が整い次第、避難を開始する。 ・高齢者等は速やかに避難を開始する。	3相当
<b>注意（注意報級）</b> (3時間先までに注意報基準に到達すると予想)	・ハザードマップ等により避難行動を確認する。 ・今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—

エ ア、イ、ウ以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
気象特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	気象警報	・暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合	気象注意報	・強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合
	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	暴風雪警報	・雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）	風雪注意報	・雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）
	大雪特別警報 基準数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〈50年に一度の積雪深〉倉吉76cm ※50年に一度の値は、過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々	大雪警報	・大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で40cm以上と予想される場合	大雪注意報	・大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合

【第3編 災害応急対策計画】

	<p>の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>				
				<p>なだれ注意報</p>	<p>・なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合          ・積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合又は山沿の積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合          (1) 日最高気温8℃以上(鳥取地方気象台の値)          (2) かなりの降雨</p>
				<p>濃霧注意報</p>	<p>・濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合          ・視程が100m以下になると予想される場合</p>
				<p>雷注意報</p>	<p>落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
				<p>乾燥注意報</p>	<p>・空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合          ・最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合</p>
				<p>着雪注意報</p>	<p>・着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合          ・12時間降雪の深さの予想が平地15cm以上、山地25cm以上で、気温-2℃～2℃の場合</p>
				<p>霜注意報</p>	<p>・10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合          ・最低気温3℃以下が予想される場合</p>
				<p>低温注意報</p>	<p>・低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合          ・米子特別地域気象観測所の値で-4℃以下が予想される場合</p>

【第3編 災害応急対策計画】

	融雪 注意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	着氷 注意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合

※「平均風速」とは、観測時刻までの10分間の平均風速を指します。

※「融雪注意報」、「着氷注意報」については、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていません。

(4) 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別されます。

ア アラーム的機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

イ 補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような1時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつくことが多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものです。

発表官署	気象庁
発表基準	1時間雨量 90mm 以上

(6) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って発表され、より一層の警戒を喚起するものです。なお、この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表されます。

発表官署	気象庁
発表基準	① 解析雨量（5km メッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500k㎡以上 ② ①の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） ③ ①の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 ④ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水警報の危険度分布において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過 ※ 上記①～④すべての条件を満たした場合に発表

(7) 指定河川洪水予報

第1章「水防計画（応急対策）」を参照。

(8) 土砂災害警戒情報

ア 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危



### 【第3編 災害応急対策計画】

危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表します。その際、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとします。また、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意します。

イ 県は、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供します。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報（土砂災害）発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	警戒基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量が降下状況にあるとき。
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、対象とする土砂災害が発生するおそれのある17市町（境港市及び日吉津村以外の市町）

#### （9）竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表します。

発表官署	気象庁
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約1時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

#### 2 特別警報・警報・注意報の発表及び解除並びに気象情報の発表

- （1）特別警報・警報・注意報の発表及び解除並びに気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行います。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台等が代行します。なお、指定河川洪水予報については、国（河川国道事務所）又は県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表します。
- （2）二種類以上の特別警報・警報・注意報の発表を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとします。
- （3）一種類又は二種類以上の特別警報、警報、注意報の発表を行った後において、これらの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種類以上の特別警報、警報、注意報の発表を新たに行って切り替えるものとします。

#### 3 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統

鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統及び実施方法は、「資料編 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統並びに実施方法（資料3-3-1）」のとおりです。

【第3編 災害応急対策計画】

4 特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達実施

(1) 県

県（県本部事務局又は危機管理局）は、鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を、市町村、関係機関等に伝達するものとします。特に、特別警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知しなければなりません。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとします。

(2) 市

市は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、掲示その他適切な方法によって、関係機関・団体及び住民に周知するものとします。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとります。

なお、市の各課等への伝達の系統の詳細については、「資料編 市の各課等への伝達系統の詳細（資料3-3-2）」のとおりです。

【特別警報・警報・注意報及び気象情報の種別並びに伝達先】

特別警報・警報・注意報 及び気象情報の種別		伝達先		
		市長等	課	市民等
注意報	大雨注意報・洪水注意報		建設課、地域整備課、工務課、関金支所	
	大雪注意報		建設課、地域整備課、関金支所	
	低温注意報		建設課、地域整備課、工務課	●
警報	大雨警報、洪水警報 暴風警報、暴風雪警報 大雪警報	●	全課（ただし、勤務時間外の場合は、必要に応じて注意報に準じて伝達するものとします。）	●
特別警報	大雨特別警報、暴風特別警報、 暴風雪特別警報、大雪特別警報	●	全課	●
気象情報	重要な気象情報として防災調整監が必要と認めたもの	防災調整監が必要と認める範囲		

(注)「市長等」とは、市長、副市長及び部長等を意味します。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本は、下記の警報等（発表及び解除）の通報を受けた時は、所管の通信網（ファクシミリ）を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを市に伝達します。

暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報

イ 放送機関

(ア) NHK鳥取放送局は、注意報の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければなりません。警報、特別警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項の放送をしなければならないこととなっています。

(イ) 日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送においても積極的に協力して放送するものとします。

5 鳥取地方気象台による助言

台風等によって重大な災害が発生することが予測される場合など必要に応じて、県は、鳥取地方気

## 【第3編 災害応急対策計画】

象台と協力して気象関係に係る説明会を開催し、防災関係機関に対して防災上の注意を行います。

また、市（防災安全課）は、鳥取地方気象台ホットライン（電話・非公開）を活用し、必要に応じて、鳥取地方気象台に対し、気象状況等の説明を求めるものとします。

### 第3節 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

#### 1 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

- (1) 県（中部総合事務所県土整備局）は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市へ情報伝達等を行うこととされています。
- (2) 市（防災安全課・建設課・地域整備課）は、県又は住民から土砂災害の前兆の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行います。
- (3) 市（防災安全課・建設課・地域整備課）又は県（中部総合事務所県土整備局）に情報が入った場合は、県及び市で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施します。
- (4) 市（防災安全課）は、必要に応じて避難指示等を発令します。

### 第4節 異常現象発見時における措置

#### 1 異常現象の種別

- (1) 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (2) 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (3) なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (4) その他異常なもの

#### 2 通報手続

- (1) 異常現象を発見した者は、速やかに市、警察署又は海上保安庁に通報します。
- (2) 通報を受けた警察署又は海上保安庁は、その旨を市に通報します。
- (3) (1) 又は (2) により通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報します。

#### 【異常現象の通報先】

通報先	電話番号
鳥取地方気象台	0857-29-1313（勤務時間内） 0857-29-1311（勤務時間外）
県（中部総合事務所中部振興課）	0858-23-3952（勤務時間内） 0858-22-8141（勤務時間外）
当該現象に関係する隣接市町村（防災担当課）	—

- (4) 中部総合事務所中部振興課は、その旨を直ちに県（危機対策・情報課及び関係部局）へ通報します。

### 第5節 火災気象通報及び火災警報

#### 1 火災気象通報の伝達

県内における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報します。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けた場合は、直ちにこれを市（防災安全課）及び中部消防局に通報するものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

【火災気象通報の通報基準】[令和3年2月13日現在]

種類	通報基準
火災気象通報	鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には傘気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報の発令の要否

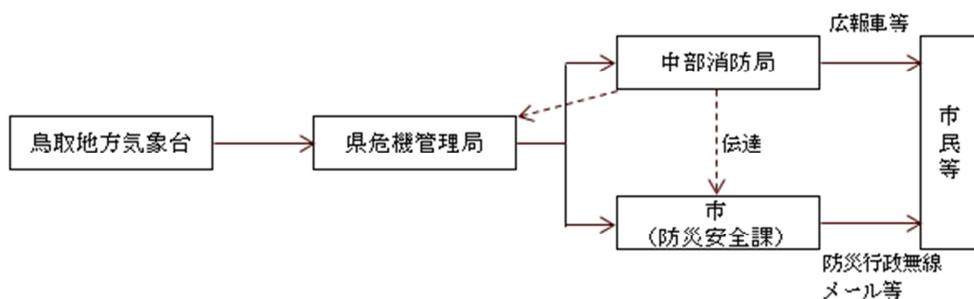
中部消防局は、火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条第3項の規定に基づく火災警報の発令の要否を決定するものとします。

3 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

火災警報の発令は、中部消防局が自ら市民等に周知するとともに、必要に応じて、市に協力を求め、市の防災行政無線等を通じて周知するものとします。

なお、火災気象通報及び火災警報の伝達系統は、次のとおりです。

【火災気象通報及び火災警報の伝達系統】



※ —→ は、火災気象通報の伝達系統を意味します。

※ ---→ は、火災警報の伝達系統を意味します。

4 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中においては、市民等は、火災予防条例に定めるところにより、次のとおり火の使用を制限されます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含みます。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用する場合は、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第6節 水防警報、洪水予報等の取扱い

水防法第16条の規定に基づく水防警報並びに同法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づく洪水予報の取扱いは、「第11章 水防計画（応急対策）」に定めるところにより行うものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### 第7節 気象情報等に基づく対応等

市（防災安全課）は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難指示等の発令を行うものとします。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難指示等の発令を行うものとします。

#### 第8節 倉吉地域気象観測所（大塚）が被災した場合の対応

地震等により倉吉地域気象観測所が被災し、気象観測を行うことが困難となった場合は、鳥取地方気象台は、速やかに気象観測所の復旧を行うとともに、復旧が完了するまでの間、次の代替候補地に速やかに可搬型地上気象観測装置を設置し、気象観測を継続するものとします。

##### 【気象観測の代替候補地】

順位	代替候補地
1	河北中央公園（倉吉市福庭町2丁目）
2	倉吉市立伯耆しあわせの郷（倉吉市小田）

【 第3章－2 地震及び津波に関する情報の伝達計画 】

第1節 目的

この計画は、緊急地震速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）並びに地震・津波情報及び津波予報の伝達について必要な事項を定めることを目的とします。

第2節 緊急地震速報、津波警報、地震・津波情報の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域））に対し、緊急地震速報（警報）を発表します。また、これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知します。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて市民に緊急地震速報（警報）を提供します。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられます。※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報です。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合いません。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 種類

- ア 大津波警報・津波警報 津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表します。  
なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられます。
- イ 津波注意報 津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表します。
- ウ 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表します。

(2) 発表基準・発表される津波の高さ等

ア 津波警報等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5 m<高さ≤10m	10m	
		3 m<高さ≤5 m	5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m<高さ≤3 m	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)

※1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行います。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

イ 津波予報

【第3編 災害応急対策計画】

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類及び内容

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報等が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。県内には46の震度観測点あり。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響についても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料（準即時的な情報）	県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。	

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

※1 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあ

### 【第3編 災害応急対策計画】

ります。

※2 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

※3 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

#### 【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

最大波の観測値及び推定値については、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

#### 【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容】

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

#### 4 津波警報等及び地震・津波情報の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとします。

##### (1) 津波警報等

ア 津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区气象台が行います。ただし、気象業務法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地及び災害により適時に受けることができなくなった場合には、市長が行う場合があります。

イ 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、津波予報区 の名称は「鳥取県」です。

##### (2) 地震・津波情報

地震・津波に関する情報については、気象庁又は大阪管区气象台が行い、鳥取地方气象台は関係機関に伝達します。

#### 5 津波警報等及び地震・津波情報の伝達系統

(1) 地震・津波情報の伝達系統は、「資料編 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統並びに実施方法（資料3-3-1）」のとおり（ただし、緊急地震速報については、「資料編 緊急地震速報及び



## 【第3編 災害応急対策計画】

津波警報等の伝達系統（資料 3-3-3）」のとおり）です。

- (2) 津波警報等の伝達系統は、「資料編 緊急地震速報及び津波警報等の伝達系統（資料 3-3-3）」のとおりです。

### 6 津波警報等及び地震・津波情報の伝達実施

#### (1) 県

県は、上記警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村に伝達するものとします。特に、大津波警報について、气象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に伝達・通知します。その際、県は、市への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとします。

##### ア 警報等の取扱い

(ア) 警報等は、勤務時間中は危機対策・情報課（県本部事務局）が受信し、本庁関係各課、県各総合事務所（東部圏域においては東部振興監）、市、消防局及び関係機関に伝達するものとします。

(イ) 上記警報等のうち津波警報等及び地震・津波情報については、鳥取地方气象台から受信し、自動的に職員参集・情報提供システムにより関係職員を一斉に参集をかけます。市・消防局に対して防災行政無線を通じ、ファクシミリ情報として、更に市町村に対しては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じ自動的に伝達します。

##### イ その他緊急時の通報連絡

概ね上記アの要領により受信し、関係機関並びに庁内関係各課に連絡するものとします。

#### (2) 市

市は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、広報車等の適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとします。特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民へ周知するための措置をとります。

#### (3) 関係機関

##### ア NTT西日本

NTT西日本大阪センターは、大津波警報又は津波警報（発表及び解除）の通知を受けた時は、Fネット同報通信のファクシミリ送付を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを市に伝達するものとします。

##### イ 警察本部

警察本部は、津波警報等を受けた時は、所管の通信網によって速やかにこれを市に伝達するものとします。

##### ウ 放送機関

(ア) NHK鳥取放送局は、津波警報等の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、直ちにその通知された事項を関係地域一般に放送しなければならないことになっています。

(イ) 日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送、エフエム山陰においても積極的に協力するものとします。

##### エ 海上保安庁

### 【第3編 災害応急対策計画】

境海上保安部及び鳥取海上保安署は、津波警報等の通知を受けた時は、必要と認めるものについて直ちにその通知された事項を管内関係先、航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければなりません。

オ JR西日本

JR西日本米子支社は、大津波警報及び津波警報の通知を受けたときは、所管の通信網によって速やかに管内各駅、列車に伝達するものとします。

【 第3章-3 災害情報収集伝達計画 】

第1節 目的

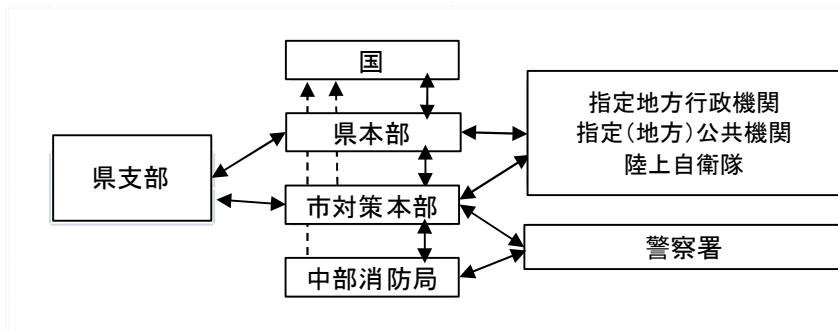
この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とします。

第2節 災害情報収集計画

1 総合的収集系統

各防災関係機関が収集した災害情報は、次のとおり相互に交換通報するものとします。

【総合的収集系統】



2 市対策本部における災害情報収集要領

(1) 災害情報の収集は、原則として、次に掲げる事項に該当する場合に実施します。

ア 「資料編 配備体制の種別及び基準（資料3-2-1）に示す「注意体制Ⅰ」以上の配備体制の基準に該当する場合

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部事務局長が災害情報の収集を必要と認める場合

(2) 災害情報の収集は各実施部班で行い、本部事務局で取りまとめるものとします。また、本部事務局は、各実施部主管班をはじめ、県、中部消防局、警察その他の関係機関からも情報収集に努めるとともに、随時、各実施部班に収集した災害情報を市内LAN、安否確認・参集システム等で提供し、市対策本部内の情報共有を図るものとします。

(3) 各実施部班の災害情報の収集及び報告は、災害が発生してから終息するまでとし、次のとおり行うものとします。

ア 市民等からの災害情報は、倉吉市防災情報システムにより関係する実施班に伝達するものとし、倉吉市防災情報システムが使用できない場合は、総務班を通じて、「資料編 災害情報等通報受信票（様式3-3-1）」により関係する実施班に伝達するものとします。

イ 実施班は、災害情報を入手した場合は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに所属する実施部の主管班に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告するものとします。

ウ 実施班は、災害状況等の報告にあたっては、報告様式に災害現場の写真、位置図等の資料を添付するものとします。

なお、災害状況の調査及び報告は、法令等に特別の定めがある場合を除き、「資料編 被害程度

### 【第3編 災害応急対策計画】

の認定基準一覧表（資料3-3-4）」に定める基準に基づき行うものとします。

エ 消防班は、管轄区域における災害情報の把握に努め、各実施部班が行う災害情報の収集に協力するものとします。

オ 主管班は、イにより報告を受けた災害状況等を取りまとめ、主管部長に報告するとともに、概ね3時間ごとに本部事務局に報告するものとします。ただし、人的被害、住家被害をはじめ、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある被害災害情報に関しては、把握の都度報告するものとします。

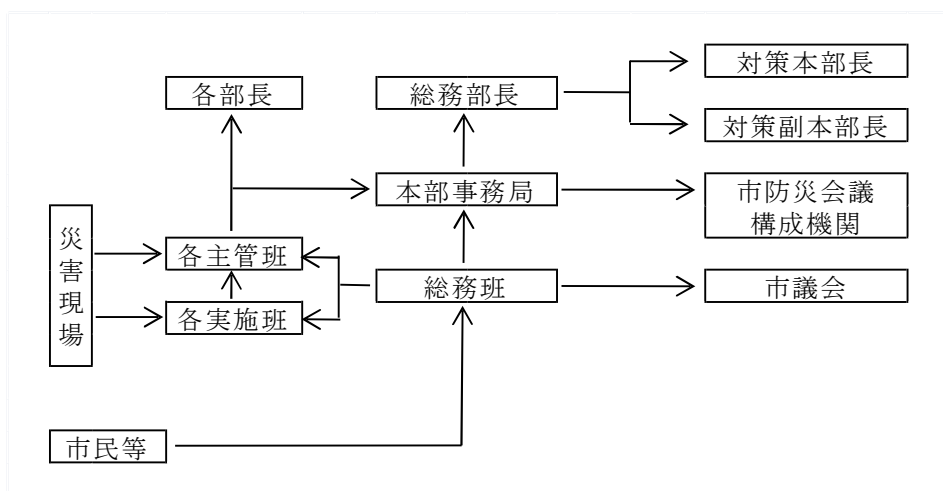
カ 本部事務局は、主管班に対し、当該実施部の所管に係る被害状況等について、必要の都度報告を求めることができるものとします。

キ 本部事務局は、主管班からの報告を取りまとめ、「資料編（災害名）による被害状況調（第報）（様式3-3-2）」により本部事務局長を通じて、対策本部長及び対策副本部長に報告するとともに、必要に応じて、市防災会議構成機関に情報を提供するものとします。

ク 総務班は、本部事務局から受けたキによる情報を倉吉市議会に報告するものとします。

ケ 市対策本部における被害状況等の報告系統は、次のとおりです。

#### 【被害状況等の報告系統】



#### (4) 被害状況等の報告様式

上記イの被害状況等の報告については、次の様式によるものとします。

- ア 資料編 一般被害状況調（様式3-3-3）
- イ 資料編 市有財産被害状況調（様式3-3-4）
- ウ 資料編 小中学校等被害状況調（様式3-3-5）
- エ 資料編 社会福祉施設被害状況調（様式3-3-6）
- オ 資料編 工業等被害状況調（様式3-3-7）
- カ 資料編 商業等被害状況調（様式3-3-8）
- キ 資料編 農林水産業施設被害状況調（様式3-3-9）
- ク 資料編 農林水産物被害状況調（様式3-3-10）
- ケ 資料編 土木関係被害状況調（様式3-3-11）
- コ 資料編 公営企業等関係被害状況調（様式3-3-12）

### 3 一般被害等情報収集要領

### 【第3編 災害応急対策計画】

一般被害等の情報把握の遅れは、災害応急対策全体の遅れに繋がるため、総務班、被害調査班及び援護班は、地域の自主防災組織等と連携して、次のとおり一般被害等の情報の早期把握に努めるものとしします。

#### 【一般被害等の内容】

- ・ 人的被害、住家被害、非住家被害、火災の状況、罹災世帯数、罹災者数
- ・ 高齢者等避難、避難指示発令の情報
- ・ 避難所の設置状況、避難者の状況
- ・ 消防団員出動状況、災害対策（警戒）本部設置状況
- ・ 緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等
- ・ 孤立集落関係
- ・ その他応急措置を行うにあたり、県等の支援が必要となる情報

- (1) 総務部長は、市対策本部が設置され、災害応急対策の実施方針を検討するため、早期に被害の概要を把握する必要があると認める場合には、市内の全域又は特定地区に被害調査班を派遣し、被害の概要調査を実施するものとしします。
- (2) 総務部長は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に資するため、迅速かつ正確な災害情報の収集が必要と認める場合は、地区のコミュニティセンター等に災害情報収集チームを派遣し、一般被害等の情報収集を行うものとしします。
- (3) 災害情報収集チームの編成は、次のとおりとしします。
  - ア 総務班 1名以上
  - イ 被害調査班 1名以上
  - ウ 援護班 1名以上
- (4) 市対策本部は、災害の状況から判断して、一般被害等のうち、人的被害に関する情報の収集（安否確認）を実施する必要があると認める場合は、地域の自主防災組織等と連携して、次の要領により実施するものとしします。
  - ア 本部会議で安否確認の実施が決定した場合は、総務班は、援護班に対し、その決定を連絡しします。
  - イ 総務班は、住民基本台帳を地区別、（自治公民館）別の順に打ち出し、災害情報収集チームに当該地区の住民基本台帳を所持させるものとしします。
  - ウ 援護班は、避難行動要支援者名簿を地区別、集落（自治公民館）別の順に打ち出し、災害情報収集チームに当該地区の名簿を所持させるものとしします。
  - エ 災害情報収集チームは、地域の自主防災組織等と連携して地区内の安否確認を実施するものとしします。

なお、災害情報収集チームは、災害の状況等により、地域の自主防災組織等の協力を得て迅速かつ正確に安否確認を実施しなければ、更なる被害の拡大に繋がるおそれがあると認める場合は、本部会議の審議を経たうえで、地域の自主防災組織等の責任者に住民基本台帳及び避難行動要支援者名簿（住所、氏名、生年月日及び性別に関する情報に限る。）（以下「台帳等」といいます。）を提供することができるものとしします。なお、この場合において、提供を受けた地域の自主防災組織等の責任者は、倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号。以下「保護条例」といいます。）で規定されている責務を認識し、提供された台帳等を適正に管理するものとしします。
  - オ 災害情報収集チームは、安否確認を終了した場合は、提供した台帳等を全て回収し、災害応急対策の終了後に適正に処分するものとしします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第3節 災害情報報告要領

#### 1 市対策本部から県への報告

- (1) 市対策本部（全実施班）は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県本部（県本部に報告できない場合は、直接、消防庁）に報告するものとします。報告に当たっては、被害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）並びに災害時における被害情報等報告要領（平成31年3月15日付第201800347062号鳥取県危機管理局危機対策・情報課長通知。以下「県報告要領」という。（資料編 県報告要領（資料3-3-5））による報告と一体的に行うものとします。
- (2) 市の一般被害等の報告については、県本部及び県支部（県本部及び県支部が未設置の場合は、危機管理局及び中部総合事務所県民福祉局）に次のとおり行うものとします。

##### ア 即報（随時報告）

市は、「火災・災害等即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生した場合又は県本部から報告の求めがあった場合は、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、県本部及び県支部に「県報告要領で定める様式（災害対策本部等の設置状況、避難所開設状況及び避難者の状況、避難指示等の発令状況、人的被害、住家被害、非住家被害、孤立集落の発生状況（様式3-3-13）」に記載し、電子メールにより報告するものとします。

##### イ 中間報告（定時報告）

被害状況及びこれに対する措置の概要を概ね3時間ごと（原則として、7時、10時、14時、18時及び22時）に報告するものとします。

##### ウ 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をした場合は、速やかに文書をもって報告するものとします。

#### 2 火災・災害等即報要領に基づく市から国又は県への報告

- (1) 市対策本部（本部事務局）は、市内で火災・災害等即報要領に規定する「第2即報基準」に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。以下、この章において同じ。）を覚知した場合は、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で県支部にその第1報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項を判明したものの中から逐次報告するものとします。
- (2) 市対策本部（本部事務局）は、市内で火災・災害等即報要領に規定する「第3 直接即報基準」に該当する災害を覚知した場合は、第1報を県支部に加え、消防庁に対しても報告をするものとし、以後、即報様式に定める事項を判明したものの中から逐次報告するものとします。
- (3) 火災・災害等即報要領に規定する「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」のうち、「火災等即報」、「救急・救助事故即報」及び「武力攻撃災害等即報」に該当する火災、事故等が発生した場合の消防庁又は県への報告は、中部消防局がこれを行うものとします。

#### 【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類	即報基準	直接即報基準
災害	(1) 一般基準 ア 災害救助法の適用基準に合致するも	(1) 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

【第3編 災害応急対策計画】

	<p>の          イ 県本部又は市対策本部を設置したもの          ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの          エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの          オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの          (2) 個別基準          ア 地震          (ア) 県内又は市内で震度5弱以上を記録したもの          (イ) 人的被害又は住家被害が発生したもの          イ 風水害          (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの          (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの          (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害・住宅被害を生じたもの          ウ 雪害          (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの          (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの          エ 火山災害          (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの。          (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの          (3) 社会的影響基準          (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。入山規制又は通行規制等を行ったもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの</p>	<p>(2) 「速報基準」の「(2) 個別基準」のイ及びエのうち、死者又は行方不明者が生じたもの。</p>
--	---	---

(4) 報告の方法及び様式

災害の即報に当たっては、次により県本部及び県支部に報告するものとします。

- ア 火災・災害等即報要領に規定する第4号様式(様式3-3-14)に記載し、電子メール、ファクシミリ等により報告するものとします。
- イ 中部消防局等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不可能な場合で当該方法による報告ができない場合は、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとします。
- ウ 第1報以後の報告については、第4号様式で報告が求められている項目が記載された既存資料

### 【第3編 災害応急対策計画】

(市が独自に作成した資料や本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとします。

エ 画像情報を送信することができる場合は、地域衛星通信ネットワーク等を活用して被害状況等の画像情報の送信を行うものとします。

#### (5) 報告に際しての留意事項

ア 市対策本部(本部事務局)は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する災害か判断に迷う場合は、できる限り広く報告をするものとします。

イ 市対策本部(本部事務局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生した場合は、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとします。

ウ 市対策本部(本部事務局)は、県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとします。なお、この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県支部に報告するものとします。

エ アからウに関わらず、災害等により中部消防局への通報が殺到した場合には、市対策本部(本部事務局)は、その状況を直ちに消防庁及び県支部に対し報告をするものとします。

なお、国の連絡先は、次のとおりです。

#### 【総務省消防庁の連絡先】

区 分	NTT 回線		無線(地域衛星通信)	
平日(9:30~18:15) 応急対策室	TEL	03-5253-7527	TEL	17-5-048-500-9049013
	FAX	03-5253-7537	FAX	17-5-048-500-9049033
上記以外 宿直室	TEL	03-5253-7777	TEL	17-5-048-500-9049102
	FAX	03-5253-7553	FAX	17-5-048-500-9049036

#### 第4節 市の災害時における個人情報の取扱い

(1) 市における個人情報の取扱いについては、保護条例に基づき運用されるものでありますが、一般的には、救助や行方不明者の捜索等の活動の基礎となる個人情報の収集、利用及び提供については、必要の範囲内で可能と考えていますので、災害時における安否情報等の個人情報の収集、利用及び提供に関しては、同条例の趣旨や公益上の必要性を勘案し、必要最低限の範囲内で適切に取り扱うものとします。

(2) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知らされることのないように当該被害者の個人情報の管理の徹底に努めるものとします。

(3) 死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うように努めるものとします。

#### 【個人情報の収集、利用及び提供の制限に係る例外規定】

##### ●収集の制限に係る例外(第6条関係)

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産等の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の実施機関の事務への関与を排除し、又は予防すること(以下「暴力団排除等」という。)を目的として収集するとき。



### 【第3編 災害応急対策計画】

- (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (7) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合で、本人から収集することが当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）第1条に規定する倉吉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。
- 利用及び提供の制限に係る例外（第7条関係）
- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産等の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供する場合で、利用するもの又は提供を受けるものの事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
  - (6) 暴力団排除等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 【 第3章－4 通信計画 】

#### 第1節 目的

災害時における予警報及び災害情報その他災害に関する指示、命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信施設の有効かつ適切な利用を図り、通信連絡体制の万全を期することを目的とします。

#### 第2節 通信計画

市対策本部（全実施班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、特に緊急を要する場合は、次による非常通信制度を利用するものとします。

##### 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用

###### （1）非常電報

###### ア 通話及び通信内容

天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報については、他の通話及び電報より優先的に接続及び伝送、配達を行います。

（ア）気象機関相互で行う気象に関する報告又は警報

（イ）水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項

（ウ）消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項

（エ）輸送の確保に直接関係のある機関相互間で行う交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保のため緊急を要する事項

（オ）通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項

（カ）電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項

（キ）警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項

（ク）災害に関する異常現象発見者が災害関係機関に通報するもの

###### イ 非常電報の取扱い

非常電報は、発信する場合に「非常」と朱書するものとします。

###### （2）災害時優先電話

災害時において、一般加入電話による通話が困難な場合は、災害時優先電話を活用するものとします。

##### 【災害時優先電話直通番号一覧表】

No.	部局課名	電話番号	備考
1	総務部防災安全課	0858 (22) 8101	
2	総務部総務課	0858 (22) 8102	
3	総務部企画課	0858 (22) 8103	
4	生活産業部環境課	0858 (22) 8104	
5	健康福祉部福祉課	0858 (22) 8105	
6	生活産業部農林課	0858 (22) 8107	
7	建設部管理計画課	0858 (22) 8109	
8	教育委員会事務局教育総務課	0858 (22) 8126	
9	関金支所（直通）	0858 (45) 1099	

【第3編 災害応急対策計画】

2 その他の通信設備の利用

市対策本部（本部事務局）は、災害により1の通信システムを利用することが不可能な場合又は著しい遅延など特別な理由により利用が困難な場合には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を利用するものとします。

【利用可能な通信設備一覧表（警報の伝達等の場合）】

通信設備の種別	通信可能な相手			備考
	中央省庁	都道府県	総合事務所・市町村・ 消防・自衛隊米子	
県防災行政無線設備 （地上系・衛星系）	○	○	○	防災行政用
国土交通省通信設備 （中央防災無線）	○	×	×	国の通信網 消防防災用 水防道路用
（消防防災無線）	○	○	×	
（水防無線）	○	○	△	
警察通信設備	○	△	△	警察用
海上保安部通信設備	○	△	×	海上保安用
電力通信設備	○	△	△	電気事業用
鉄道通信設備	×	×	△	鉄道軌道事業用
消防用通信設備	×	×	△（管内のみ）	消防用
気象庁通信設備				気象用
自衛隊通信設備				防衛用

※「△」は、最寄りの使用可能施設への使送が可能であることを意味します。

3 非常無線通信の利用

市対策本部（本部事務局）は、災害により市が所有する無線通信施設又は一般加入電話等の利用が困難な場合には、中国地方非常通信協議会に加入している各機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を利用するものとします。

(1) 通信内容

- ア 人命の救助
- イ 災害の救援
- ウ 交通通信の確保
- エ 秩序の維持

(2) 取扱い

取扱いについては次のとおりとします。ただし、災害対策基本法第57条及び第79条に基づくものはこの限りではありません。

ア 非常通信文の作成

- (ア) 「資料編 非常通信用紙(様式3-3-15)」又は適当な用紙を使用します。
- (イ) 電文の冒頭に「非常」と記入します。
- (ウ) 宛先には、住所、氏名及び電話番号を記載します。
- (エ) 文字は、カタカナ字又は漢字等の使用による普通文とします。字数は、一通200字以内とし、通数については制限をしません。
- (オ) 発信者の欄には、住所、氏名及び電話番号を明記します。

イ 通信依頼

付近の非常通信協議会加入機関に非常電報を持参して依頼するものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

(3) 非常通信ルート

中国地方非常通信協議会が定める市における非常通信ルートは、「資料編 市における非常通信ルート（資料3-3-6）」のとおりです。

4 市所有の無線設備

市が所有する無線設備は、次のとおりです。

市対策本部（全実施班）は、一般加入電話が使用できない場合には、所有する無線設備を災害対策のために利用し、通信の確保を図るものとします。

特に、防災行政無線固定局は、市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達する最も重要な無線設備であるため、災害発生後、直ちに当該設備の障害発生の有無を確認するとともに、万が一、障害が発生している場合には、優先的に応急復旧を行うものとします。

【市所有の無線設備】

無線設備の種類	呼び出し子局名・識別信号	局数	備考
防災行政無線固定局		150局	
防災行政無線移動局		4局	市対策本部用
デジタル簡易無線局		82局	消防団（70）・市対策本部用（12）
業務用無線		17局	上下水道局用

5 アマチュア無線設備の利用

市対策本部（本部事務局）は、災害対策の推進のために必要があると認める場合は、災害時における倉吉市と倉吉アマチュア無線赤十字奉仕団との情報収集等に関する協定（平成17年6月2日締結）に基づく協力要請を行い、アマチュア無線設備を利用した通信の確保を図るものとします。

6 災害対策用移動通信機器、移動電源車等の借受

中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信（訓練を含みます。）を用途とする災害対策用移動通信機器の保守管理等を行う備蓄基地を設け、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っています。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源の確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸出し、通信の確保を行う体制を整備しています。

市対策本部（本部事務局）は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとします。

(1) 中国総合通信局が所有する災害対策用機器

ア 貸与条件等

(ア) 貸与条件

災害の応急復旧に必要な連絡のための通信を用途とする場合に限りします。

(イ) 機器の種類及び経費の負担等の条件

中国総合通信局が所有する災害対策用機器の種類と経費の負担等の条件は、次のとおりです。

【災害対策用機器の種類及び経費の負担等の条件】

機関名	種類	貸与条件等	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・MCA・簡易無線）	・機器貸与：無償 ・新規加入料：不要 ・基本料、通話料：不要	中国総合通信局を經由し、貸出要請を行い、全国の備蓄基地から搬入
	移動電源車	・車両貸与：無償 ・運用経費：要	他の総合通信局に配備されている移動電源車も貸与可能

【第3編 災害応急対策計画】

KDDI中国総支社	携帯電話		電話による要請で調達可能
	衛星携帯電話		
NTTドコモ中国支社	携帯電話		電話による要請で調達可能
	衛星携帯電話		
ソフトバンク中国技術部	携帯電話		電話による要請で調達可能
	衛星携帯電話		

イ 貸与先

災害の応急復旧を行う地方公共団体（災害対策本部、消防本部を含みます。）

ウ 貸与の手順及び運搬方法

市対策本部（本部事務局）は、貸与を希望する場合には、中国総合通信局に対して「資料編災害対策用機器の貸与要請書（様式3-3-16）」を提出し、原則として市対策本部（本部事務局）が中国総合通信局において貸与を受けるものとします。

エ 貸与の期間

応急復旧に必要な期間として、原則として1か月以内とします。

(2) 電気通信事業者等の保有する通信機器

ア 貸与条件等

(ア) 貸与の条件は、電気通信事業者の判断によるものであるため、市対策本部（本部事務局）と電気通信事業者が貸与条件を確認し合うものとします。

(イ) 経費の負担については、原則として市対策本部（総務班）が通話料等を負担するものとします。

イ 貸与先

災害の応急復旧を行う地方公共団体（災害対策本部、消防本部を含みます。）

(3) 連絡窓口

中国総合通信局及び中国地方の電気通信事業者の連絡窓口は、次のとおりです。

【災害対策用機器の貸与に係る連絡窓口】

機関名又は事業者名（貸与機器）	連絡窓口（TEL）	所在地
総務省中国総合通信局 （無線設備全般）	無線通信部陸上課 （082-222-3368） 災害専用電話 （082-222-9711） 予備：勤務時間内 （082-222-3398） 予備：勤務時間外 （080-2924-7791）	広島市中区東白島町 19-36
財団法人中国移動無線センター （MCA陸上移動通信設備）	業務部 （082-232-8484）	広島市中区西十日市町 9-9
株式会社NTTドコモ中国 （携帯電話）	サービス品質部 （082-501-2127）	広島市西区商工センター 2-6-2
社団法人日本アマチュア無線連盟 （アマチュア無線機）	非常通信センター （03-5395-3112）	東京都豊島区単鴨 1-14-5

7 市が保有する各種システムの活用及び応急復旧

(1) システムの活用

市対策本部（全実施班）は、電話、無線設備、安否確認・参集システム等の通信手段の中から、現場職員の活動状況等を考慮して適切な手段を選択し、適宜、災害現場等で活動中の職員に対し、円滑かつ安全な現場対応に要する気象情報等の災害情報を提供するものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### (2) システムの応急復旧

市対策本部が円滑に災害応急対策業務を行うために必要なシステムに関しては、災害発生後、速やかにシステムの障害の有無を確認するとともに、応急復旧にあたっては、発生した災害の状況、災害応急対策業務の内容等を勘案し、応急復旧の優先順位を決め、順次、システムの復旧を行うものとしします。

また併せて、システムの運用に必要な電力についても、災害発生後、速やかに無停電電源装置、自家用発電機等の稼働状況等を確認するとともに、電力の供給が不足する場合には、中国電力ネットワーク株式会社等の関係機関に対し、移動電源車等による応急送電を要請し、速やかに災害応急対策業務に必要な電力を確保するものとしします。

#### 【市が保有する各種システム】

区分	
連絡手段	電子メール（倉吉市メール配信システム、職員安否確認・参集システム等）、サイトメーカー7（倉吉市ホームページ）等
業務系システム	倉吉市防災情報システム、業務システム（住民基本台帳、財務、給与等）、グループウェア（ガルーン）等

## 第4章 災害広報・広聴計画

### 第1節 目的

この計画は、災害応急対策の実施にあたって得られた各種情報をいち早く共有することにより、市民等の不安を除くとともに、防災関係機関及び公共的団体等による災害対策の実施を促進し、更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を実施することを目的とします。

### 第2節 広報活動計画【秘書広報輸送班】

#### 1 市対策本部における広報活動

報道機関に対して行う災害関係情報の発表と市民に対する広報活動に関しては、広報を担当する秘書広報輸送班と他の実施班が緊密な連絡の下に、迅速かつ統制のとれた広報を行うものとします。

##### (1) 秘書広報輸送班と他の実施班との連絡

ア 実施班において広報を必要とする場合は、必ず秘書広報輸送班に連絡するものとします。

イ 秘書広報輸送班が必要と認める取材活動（現地写真撮影等）を行う場合は、関係する実施班の協力の下に実施するものとします。

##### (2) 情報の収集要領

ア 災害の被害状況及び災害対策の実施状況等は、「第3章－3 災害情報収集伝達計画」に定めるところにより収集するものとします。

イ 秘書広報輸送班は、必要に応じ実施班に対し、災害現地の写真、映像等の収集及び提供を求められることができるものとします。

##### (3) 報道機関に対する情報提供

ア 秘書広報輸送班は、報道機関に対する情報提供を迅速かつ的確に実施するため、報道機関への利用可能な連絡手段（ファクシミリ等）を確認するとともに、必要に応じて記者会見の準備を行うものとします。

イ 報道機関に対する情報提供は、原則としてファクシミリ等の方法により行うものとしますが、必要に応じて対策本部長による記者会見により行うものとします。

また、秘書広報輸送班は、情報提供を行った場合には、併せて次回の情報提供予定時期を明示するよう努めるものとします。

ウ 秘書広報輸送班は、報道機関に対し情報提供を行う場合は、報道内容等について関係する実施班と十分に連絡をとり、必要に応じ関係する部長等の立会いを求めるものとします。

エ 報道機関からの取材の申込みは、原則、秘書広報輸送班が受付を行い、関係する実施班と連絡調整の上、適切に対応するものとします。

オ 報道機関から取材を受ける場合は、原則として実施班長が適切に対応するものとします。

カ 被害が特定の実施班に限られる場合等においては、実施班及び秘書広報輸送班が協議の上、当該実施班において情報提供を行うことができるものとします。

キ 夜間、休日等に報道機関に情報提供を行う必要がある場合は、秘書広報輸送班と本部事務局が協議の上、本部事務局において情報提供を行うことができるものとします。

##### (4) 市民に対する広報の方法

ア 市対策本部（本部事務局・秘書広報輸送班）は、市民に災害情報又は災害対策上必要な事項を

【第3編 災害応急対策計画】

伝達しようとする場合は、保有するあらゆる広報媒体（防災行政無線、ホームページ、メール配信システム、ケーブルテレビL字情報、緊急速報（エリア）メール、Lアラート、市報等）の積極的な利用を図って実施するとともに、必要な場合は、防災関係機関、公共的団体、地域の自主防災組織等に広報に関する協力を求めるものとします。

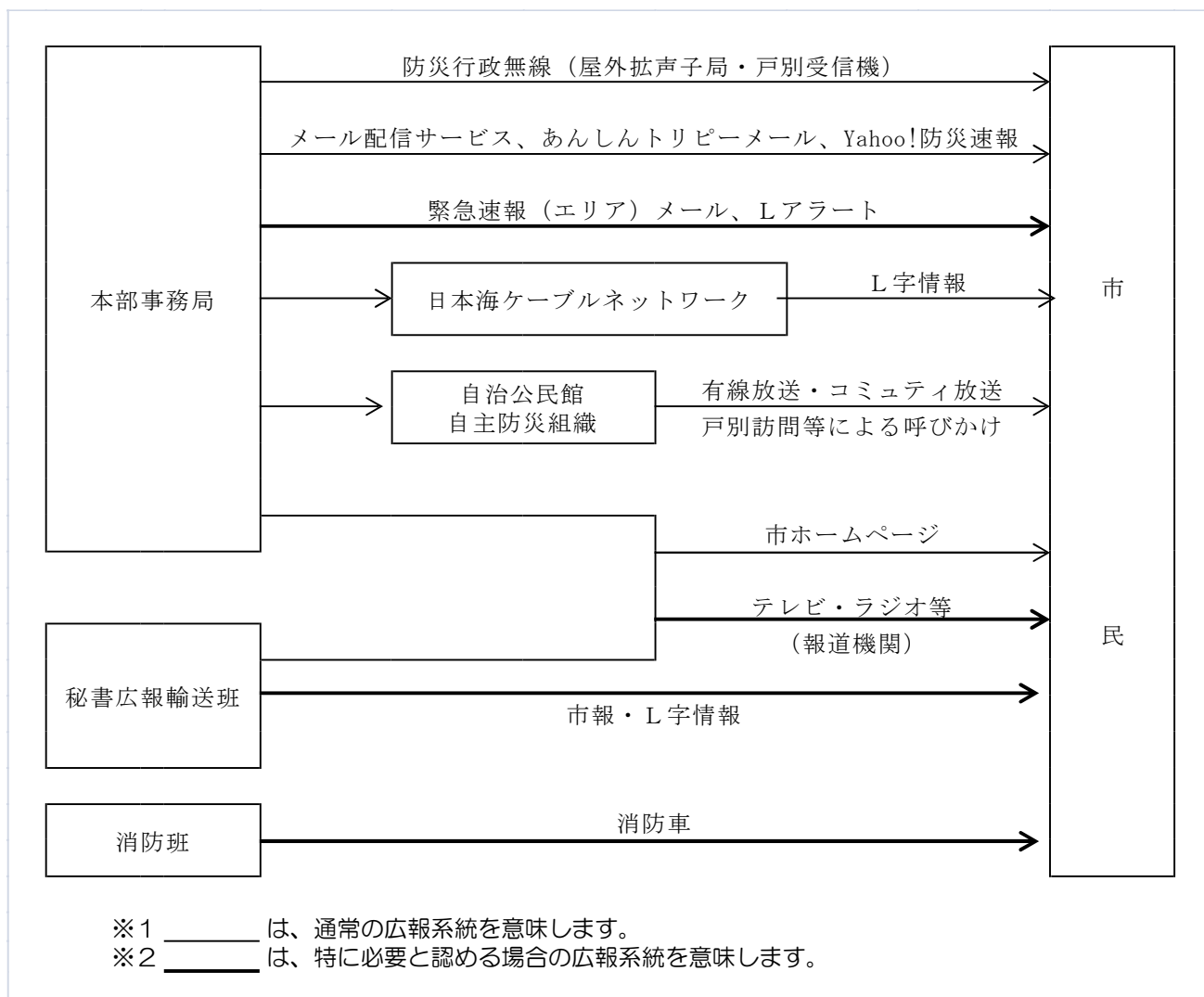
イ 市対策本部（消防班）は、事故等により保有する上記アの広報媒体を活用することができない場合又は広報車による広報が有効と認める場合は、所有する広報車（消防団所有の消防車等）により広報を実施するものとします。

ウ 放送設備（有線放送又はコミュニティ放送）を所有又は利用する自主防災組織等は、市対策本部が実施する広報に積極的に協力し、住民に広報内容の周知徹底を図るものとします。

エ 市対策本部（秘書広報輸送班）は、テレビ、ラジオ等による広報を必要とする場合は、報道機関と「災害時における放送の要請に関する協定」を締結している県に対し、報道機関に対する放送要請を依頼するものとします。

オ 市対策本部が実施する広報系統は、次のとおりです。

【市における広報系統図】



(5) 広報内容

市民等に対して行う広報の内容は、概ね次のとおりとします。



### 【第3編 災害応急対策計画】

- ア 市対策本部の設置又は廃止に関する事。
- イ 災害軽減の事前対策に関する事。
- ウ 気象等の状況に関する事。
- エ 災害の状況（災害の種別、災害発生日時、災害発生区域、全般的概況、災害の規模）に関する事。
- オ 避難に関する事。
  - （ア）避難指示等に関する事。
  - （イ）避難所に関する事。
- カ 災害応急対策活動の状況に関する事。
  - （ア）医療救護所の開設に関する事。
  - （イ）交通機関、道路の復旧に関する事。
  - （ウ）電気、水道等の復旧に関する事。
  - （エ）電話の利用と復旧に関する事。
- キ その他市民生活に関する事。（二次災害防止情報を含みます。）
  - （ア）給水、給食に関する事。
  - （イ）電気、ガス、水道の供給停止による二次災害の防止に関する事。
  - （ウ）防疫に関する事。
  - （エ）災害に関する臨時相談窓口に関する事。
  - （オ）医療に関する事。
  - （カ）安否情報に関する事。
  - （キ）風評被害防止のための安全、安心情報に関する事。

#### （6）庁内における情報共有

全実施班は、災害情報及び被害状況の推移等について庁内放送、グループウェア（ガルーン）等を積極的に利用し、情報の共有化を図るよう努めるものとします。

#### 2 防災関係機関及び公共的団体等における広報活動

防災関係機関及び公共的団体等においても、当該機関等が所掌する事務又は業務に関し、積極的に災害広報活動を実施するとともに、特に必要がある場合は、市対策本部（本部事務局・秘書広報輸送班）及び報道機関に広報を要請するものとします。

### 第3節 広聴活動計画【総務班・市民情報班・避難班・避難支援班】

災害時には、被災状況、被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需物資及び住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられます。これに速やかに対応するため、市対策本部（総務班・市民情報班）は、次により広聴活動を実施するものとします。

#### 1 市対策本部における広聴活動

##### （1）被災者相談窓口の設置

- ア 市（総務班・市民情報班）は、必要に応じ被災者のための相談窓口（電話相談を受け付けるコールセンターを含みます。）を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

イ 避難所の開設時には、市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難所における広聴活動に努めるものとしします。

(2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとしします。

(3) 問合せを受けた内容については、「資料編 被害情報等通信受信票（様式 3-3-3）」により記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者ニーズの把握に努めるものとしします。

#### 2 防災関係機関等における広聴活動

防災関係機関等は、当該機関等が所掌する事務又は業務について、市民等又は市対策本部（全実施班）から問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応に努めるものとしします。

#### 3 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、「第3章-3 災害情報収集伝達計画 第3節 市の災害時における個人情報の取扱い」に準じ、適切に取り扱うものとしします。

【第3編 災害応急対策計画】

第5章 避難計画

第1節 目的

この計画は、災害時において避難指示等を的確に発出することにより、危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害を最小限に抑えることを目的とします。

第2節 実施機関

災害による避難指示等は、それぞれの法律に基づき実施しますが、災害応急対策の第1次的責任者である対策本部長を中心として、防災関係機関が相互に連携を取り、住民、滞在者に対する避難措置を実施するものとします。

なお、学校における児童、生徒の集団避難は、対策本部長の避難措置によるほか、市立学校においては、市教育長（以下「教育長」という）の指示により、学校長が実施するものとします。ただし、緊急を要する場合、学校長は、対策本部長、教育長の指示を待つことなく実施できるものとします。

市は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難を指示し、又は同条第3項の規定による高所への移動等の緊急安全確保措置を指示しようとする場合は、必要に応じて、県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、当該指示に関する事項について助言を求めるものとします。

【助言を求める場合の窓口】

対象とする事象	窓口	順位	連絡先	備考
水害（県管理河川）・土砂災害（山地を含む。）	鳥取県中部総合事務所県土整備局（維持管理課）	1	0858（23）3216	
		2	0858（23）3217	
水害（国直轄河川）	国土交通省倉吉河川国道事務所（河川管理課）	1	0858（26）6221	
		2	0858（26）6237	平日 8:30～17:15 使用可能 ※悪天時はこの限りではない
気象情報全般	鳥取地方气象台	1	非公開	
		2	0857（29）1311	
		3	0857（29）1313	防災班 平日 8:30～17:15 使用可能 ※悪天時はこの限りではない
助言の総合窓口	鳥取県危機管理局（鳥取県災害対策本部室）	1	非公開	
		2	0857（26）7278	
		3	非公開	
		4	非公開	
		5	非公開	

第3節 避難指示等の発令及び伝達方法

1 避難指示等の種類

対策本部長が行う避難指示等の種類、居住者等に求める行動は、次のとおりです。

（1）立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

情報の種類 【警戒レベル】	発令時の状況	居住者等に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者が避難を開始しなければならない段階</li> <li>人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、予め決めておいた避難所等へ避難する。</li> <li>ハザードマップ等により屋内で身の安全</li> </ul>

【第3編 災害応急対策計画】

		が確保できるか等を確認した上で自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。 ・その他の居住者等は、家族等との連絡、非常持ち出し品等の避難の準備を開始し、早めの避難を心掛ける。
避難指示 【警戒レベル4】	・危険な場所にいる全ての居住者等が避難を開始しなければならない段階 ・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所にいる全ての居住者等は、予め決めておいた避難所等へ避難を開始する。 ・ハザードマップ等により屋内で身の安全が確保できるか等を確認した上で自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。
緊急安全確保 【警戒レベル5】 ※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではない	・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 ・いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報	・いまだ危険な場所にいる居住者は、現在の場所よりも相対的に安全だと自ら判断する場所へ移動する。 ・具体的には自宅の上階や崖から離れた部屋、近隣の高く堅牢な建物 ・ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。

(2) 屋内待避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	居住者等に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）

2 避難指示等の実施責任者、根拠法令及び措置内容等

避難指示等の実施責任者及び措置内容等は、次のとおりです。

なお、避難指示に従わない住民に対しては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定に基づく警察官の措置により対応するものとします。

【避難指示等の実施責任者、根拠法令及び措置内容等】

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
高齢者等避難	市長	災対法※第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
避難指示	市長	災対法※第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	市長	災対法※第60条	災害全般	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられると	必要と認める地域において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、緊急安全確保を指示

【第3編 災害応急対策計画】

				き	(知事に報告)
知事	災対法※ 第60条	災害 全般	上記の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(事務の代行)		避難のための立退き、立退き先の指示(公示し、市長に事務を引継ぐとともに、事務代行終了を市長に通知)
警察官、海上保安官	災対法※ 第61条	災害 全般	1 同上において、市長が指示できないと認めたとき 2 同上において、市長から要求があったとき		避難のための立退き、立退き先の指示(市長に通知)
知事(その命を受けた県職員、水防管理者)	水防法 第29条	洪水	洪水により危険が切迫していると認められるとき		必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示(倉吉警察署長に通知)
知事(その命を受けた職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき		必要と認める区域の居住者に避難のための立退きを指示(倉吉警察署長に通知)
警察官	警察官職務執行法 第4条	災害 全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要する場合		関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる(公安委員会に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	災害 全般	同上的場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について、警察官職務執行法第4条の規定が準用される場合		同上(公安委員会に報告)

※災対法：災害対策基本法〔昭和36年法律第223号〕

3 避難指示等の発令基準

対策本部長は、次の「避難指示等の発令基準」を参考にして、気象状況等を総合的に判断した上で、原則、小学校区単位で避難指示等を発令するものとします。ただし、基準に達していない場合であっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発令するものとします。

(1) 水害に係る避難指示等の発令基準は、次のとおりです。

【避難指示等の発令基準(水害)】

高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報「氾濫注意情報」が発表され、更に避難判断水位を越えるおそれがある場合</li> <li>洪水予報河川の急激な水位上昇により、一定時間(概ね3時間)後の水位予測で避難判断水位を越えるおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報「氾濫警戒情報」が発表された場合</li> <li>急激な水位上昇により、一定時間(概ね3時間)後の水位予測で氾濫危険水位を越えるおそれがある場合</li> </ul>	洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において、「警戒(警報級・赤色)」が出現し、かつ、水防団待機水位を越えている場合	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において、「非常に危険(薄い紫色)」が出現し、かつ、氾濫注意水位を越えている場合	

【第3編 災害応急対策計画】

	堤防の決壊につながるような漏水等を発見した場合	堤防の決壊につながるような大量の漏水、亀裂等を発見した場合 決壊や越水・溢水が発生した場合
道路の冠水、河川の増水、当該地域の降雨状況、降雨予測等により家屋浸水の危険性が高まった場合	床下浸水が発生した場合、又は排水先の河川の水位が高くなり、樋門閉鎖等を行った場合	樋門・水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合
台風の接近等により気象警報等が発表され、夜間に水害の危険性が高まることが予想される場合等において、避難者の安全を確保するため、予防的措置として自主避難を含めた早期の避難準備を促す必要があると認める場合		

(補足)「大雨特別警報」は、災害が既に発生している可能性が極めて高い、警戒レベル5に相当する情報ですが、発表されたことをもって緊急安全確保を発令するわけではなく、必要な地域に避難情報を発令できているかの再確認を実施します。

なお、天神川、小鴨川、国府川のそれぞれの基準観測所（小田・竹田橋（天神川）、河原町（小鴨川）、福光（国府川））における高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準、対象地域、伝達手段等については、「資料編 避難指示等の判断基準（水害）（資料3-5-1-①②③④）」によるものとします。

(2) 土砂災害に係る避難指示等の発令基準は、次のとおりです。

【避難指示等の発令基準（土砂災害）】

高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、実況値が大雨警報の土壌雨量指数の基準を超過した場合	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表された場合 土砂災害警戒情報が発表された場合	大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）又は土砂災害危険度情報において、「警戒（警報級・赤色）」が出現した場合	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）又は土砂災害危険度情報において、「非常に危険（薄い紫色）」が出現した場合	
	前兆現象として「山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等」が発見された場合	大規模又は多数の土砂災害が発生又は切迫している場合
台風の接近等により気象警報等が発表され、夜間に土砂災害の危険性が高まることが予想される場合等において、避難者		

【第3編 災害応急対策計画】

の安全を確保するため、予防的措置として自主避難を含めた早期の避難準備を促す必要があると認める場合		
--	--	--

(補足)「土砂災害警戒情報」「大雨特別警報(土砂災害)」は市町村単位を基本として発表されるが、避難指示等の発令対象区域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害危険度情報を参考に適切に絞り込みます。

なお、土砂災害に係る高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準、対象地域、伝達手段等については、「資料編 避難指示等の判断基準(土砂災害)(資料3-5-1-⑤)」によるものとします。

(3) その他の災害に係る避難指示等の発令基準は、次のとおりです。

【避難指示等の発令規準(その他)】

高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
災害が発生するおそれがある場合で人的被害の発生する可能性が高まった場合	災害が発生するおそれがある場合で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	災害が発生又は切迫している場合

4 避難指示等の発令内容

避難指示等の発令は、概ね次の事項を明示して行うものとします。

- (1) 発令者
- (2) 警戒レベル及び避難指示等の種類
- (3) 発令日時
- (4) 避難すべき理由
- (5) 避難対象地区
- (6) 避難所(必要があると認めるときは避難先を指示)
- (7) 避難行動時の注意事項

5 避難指示等の伝達

市対策本部は、避難指示等を発令した場合は、次のとおり住民へ情報伝達を行うものとします。

- (1) 本部事務局は、「資料編 避難指示等の伝達文の例(資料3-5-2)」を参考にして伝達文を作成し、防災行政無線、メール、ホームページ等により住民への伝達を行うとともに、必要に応じて、消防部に広報を要請するものとします。
- (2) 本部事務局は、避難指示等を発令した避難対象地区の自主防災組織等の代表者に対し、電話等により避難指示等の発令内容を伝達するものとします。
- (3) 消防部は、総務班が作成した伝達文に基づき、広報車(消防団所有の消防車等)による広報を実施し、住民への伝達を行うものとします。
- (4) 本部事務局は、次に掲げる機関に避難指示等の情報を提供し、住民に避難指示等を伝達するよう依頼するものとします。

【避難指示等の情報提供先】

機関名	住民への伝達手段	情報提供の方法	電話	備考
			ファクシミリ	
鳥取県	ホームページ	電話又はリエゾン	0857-26-7950	

【第3編 災害応急対策計画】

(危機管理局危機対策・情報課)		経由	0857-26-8137	
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局(指令課)	消防車	電話	0858-29-5124	
			0858-29-7751	
倉吉警察署 (警備課)	パトカー	電話又はリエゾン 経由	0858-26-7110	
			0858-26-7110	
放送機関	テレビ・ラジオ放送	Lアラート		

(5) 地域の自主防災組織等は、保有する情報伝達手段、構成員による戸別訪問等を通じて、住民に避難指示等(緊急安全確保を除く。)を伝達するように努めるものとします。

(6) 避難情報の種別に応じて実施する情報伝達の手段は、次のとおりです。

【避難情報の種別に応じた情報伝達手段】

区分	防災行政無線	登録メール	CATV	HP	Lアラート	エリアメール Yahoo!防災速報	消防車	自主防災組織
自主避難所の幹旋	◎	◎	◎	◎	◎			△
高齢者等避難	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	○
避難指示	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
緊急安全確保	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	△

(注)「◎」は実施、「○」は安全を確保できる場合に実施、「△」は実施者の判断により実施する情報伝達の手段を意味します。また、「登録メール」とは、メール配信サービス(倉吉市登録メール)及びあんしんトリピーメールを意味します。

6 避難行動要支援者対策

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、「倉吉市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく、避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援をします。

また、土砂災害警戒区域等の危険箇所にある要配慮者利用施設について、当該施設の避難確保計画に基づく避難が実施されるよう、当該施設と連携した避難支援を実施すると共に、避難状況の把握と避難後の必要な支援を実施します。

7 高齢者等避難の発令

市は、避難が必要となるおそれがある場合は、上記3の「避難指示等の発令基準」に基づき、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者利用施設等に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施します。

8 避難指示等の発令時の県への報告

市が避難指示等を発令した場合は、災害対策基本法第60条第3項の規定に基づき、速やかに県(危機対策・情報課)に報告するものとします。

第4節 避難順位及び携行品の制限等

- 1 避難の順位は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとします。
- 2 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとします。
- 3 避難者の携行品は、必要最小限にとどめるものとします。
- 4 避難者は、自家用車による避難を極力自粛するものとします。
- 5 避難者は、避難の前に必ず火の元、電気のブレーカー、玄関の施錠等の確認その他二次災害を防止するための措置を講じるものとします。



## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第5節 避難者の誘導方法

- 1 避難のための立退きは、避難者が各個に行くことを原則としますが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、市において、車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとします。
- 2 自力での避難が困難な避難行動要支援者の避難については、地域の自主防災組織等を中心とした地域支援者や避難支援プラン（個別計画）での避難行動支援者による支援により避難するよう努めるものとします。  
なお、市は、避難行動要支援者の名簿を作成し、本人同意があるものについて、事前に地域の自主防災組織等へ名簿情報の提供を行います。
- 3 地域の自主防災組織等は、住民相互による安否確認を行い、集団で避難するよう努めるものとします。
- 4 避難対象地域と避難所が遠距離にある場合は、市対策本部（本部事務局・秘書広報輸送班）は、避難のための集合場所を定め、輸送機関の協力を得て、車両により避難させるものとします。
- 5 警察は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路及び避難者の安全の確保を図るものとします。
- 6 市対策本部（消防部）は、警察官と協力して、危険箇所等に人員を配置するとともに、避難している集団を発見した場合には、その集団に人員を配置し、避難誘導を行うことにより、避難者の安全を確保するものとします。
- 7 市対策本部（本部事務局・秘書広報輸送班）は、被災地が広域で大規模な立退き移送を要するなど市対策本部において対応できない場合は、知事に自衛隊、民間業者等による避難者移送の要請を行うものとします。

なお、事態が緊迫している場合は、市対策本部（本部事務局・秘書広報輸送班）は、隣接市町、警察等と連携して避難者移送を実施するものとします。

### 第6節 災害救助法が適用された場合における避難所の開設

災害救助法が適用された場合における避難所の開設については、この計画に定めるもののほか、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところにより行うものとします。

#### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合における避難所の開設については、県が行うものとします。ただし、県の権限を委任された場合は、市対策本部（避難班・避難支援班）が行うものとします。

#### 2 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（援護班）は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を行うものとします。

#### 3 避難者

避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受け入れるものとし、具体的には次のとおりとします。

- (1) 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ、住家を立退き避難した者

### 【第3編 災害応急対策計画】

(2) 住家が災害により全壊、全焼、流失又は半壊、半焼若しくは床上浸水等の被害を受けて日常生活する場所を失った者

#### 4 避難所の運営費用

##### (1) 対象経費

避難所の設置及び運営のため支出することができる費用は、次のとおりです。

- ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物の使用謝金
- エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- オ 光熱水費
- カ 仮設便所等の設置費

##### (2) 支出限度額

(1) に掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とします。ただし、妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」といいます。）を受け入れる避難所にあつては、特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とします。

- ア 基本額 避難所設置費 100人1日当たり 320円
- イ 加算額 冬期（10月1日から翌年3月31日まで）の燃料費県知事が別に定める額

#### 第7節 自主避難に対する支援

##### 1 避難所の斡旋

(1) 自主避難に係る避難所は、自主避難を行う者（以下「自主避難者」といいます。）が避難所として使用する施設の施設管理者と直接協議し、確保することを原則とします。ただし、自主避難者が避難所を確保することができない場合は、地域の自主防災組織が公民館等を活用して自主避難所を開設するように努めるとともに、市対策本部（避難班・避難支援班）は、自主避難者に対して公共施設等を自主避難所として斡旋するものとします。

なお、大雨時に市対策本部（避難班・避難支援班）が斡旋する自主避難所は、次のとおりとするものとします。

##### 【大雨時における市対策本部が斡旋する自主避難所】

倉吉市立河北中学校、倉吉市営武道館、倉吉市立小鴨小学校、倉吉市立久米中学校、倉吉市立関金小学校

(2) 地域の自主防災組織は、警戒レベル3以上の段階で自主避難所を開設・運営する場合には、市対策本部（本部事務局）にその旨を報告するとともに、市対策本部（本部事務局）は、速やかに自主避難所の安全性を確認し、自主避難所の運営に必要な支援を実施するものとします。

##### 2 自主避難の方法

(1) 自主避難者は、避難開始時期、避難所及び避難方法について、市対策本部（避難班・避難支援班）へ連絡するものとします。

(2) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難所において自主避難者の避難状況等を確認し、必要に応じ、「資料編 避難者カード（様式3-6-3）」を作成するものとします。

(3) 市対策本部（本部事務局）は、自主避難の状況について、逐次県に報告するものとします。

(4) 避難生活に必要な食料及び生活必需物資は、原則として自主避難者が準備するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第8節 児童・生徒の集団避難

#### 1 避難実施の基準

教育長（学校対策班）は、小・中学校における児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとします。

避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとします。

#### 2 実施要領

- (1) 教育長（学校対策班）が学校長に対して行う避難の指示は、対策本部長の指示によるほか、安全性等を勘案してできるだけ早期に実施するものとします。
- (2) 教育長（学校対策班）の避難の指示に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険の迫っている学校から順次指示するものとします。
- (3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい児等を優先に行うものとします。
- (4) 避難が比較的長期にわたると判断される場合は、避難指示の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとします。
- (5) 児童・生徒が帰宅困難な場合に学校又は避難所で待機させる場合は、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会に報告を行うものとします。

#### 3 留意すべき事項

- (1) 教育長（学校対策班）の各学校への連絡は、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を準備しておくものとします。
- (2) 学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとします。
  - ア 災害の種別、程度、場所に応じた避難の指示等の伝達方法
  - イ 避難所の選定
  - ウ 誘導責任者、通報連絡責任者、救出救護責任者、施設管理責任者等
  - エ 災害種別に応じた児童・生徒の携行品
- (3) 学校長は、災害が発生するおそれがある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から次の点に注意するものとします。
  - ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握するものとします。
  - イ 必要に応じて臨時休校、授業打ち切り等の措置を講じるものとします。
    - (ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会に報告するものとします。
    - (イ) 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡するものとします。
    - (ウ) 児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努めるものとします。

なお、対応困難時は、関係機関に応援を要請するものとします。

また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいる場合は、職員の待機等の措置を講じるものとします。
  - (エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下すものとします。

#### 4 私立学校等の措置

私立学校等においても、前記に準じた避難措置を行うものとします。

#### 5 保育所等の避難措置

- (1) 保育所等については、早期の避難準備が必要となることから、市は通常の避難指示等の発出より

## 【第3編 災害応急対策計画】

も早い段階での高齢者等避難の発出に努めるものとする。

- (2) また、災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育所等に指示するものとします。

### 第9節 要配慮者利用施設の集団避難

#### 1 避難実施の基準

要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、入所している要配慮者を迅速かつ安全に避難させるため、具体的な避難計画を作成するものとします。

避難措置は、何よりも入所者の生命、身体等の安全に重点をおいて実施するものとします。

#### 2 実施要領

- (1) 要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、関係者等の協力を得て、車両等により集団的に避難するものとします。ただし、それでもなお避難を実施することが困難な場合は、市対策本部（援護班）に応援を求めるものとします。
- (2) 市対策本部（本部事務局・秘書広報輸送班）は、要配慮者利用施設の管理者又は所有者から応援の要求があった場合は、避難のための集合場所を定め、輸送機関の協力を得て、車両により避難させるものとします。

### 第10節 広域一時滞在

#### 1 県内における広域一時滞在

##### (1) 市対策本部

ア 市対策本部は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内各市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内各市町村に被災住民の受入れについて協議することができることとします。

イ 市対策本部は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができることとします。

##### (2) 協議先市町村

協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとします。

##### (3) 県

県は、市対策本部から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行うなど、必要な協力を行うよう努めることとします。

#### 2 県外における広域一時滞在

##### (1) 市対策本部

市対策本部は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについ

### 【第3編 災害応急対策計画】

て協議するよう求めることができることとします。

#### (2) 県

ア 県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができることとします。

イ 県は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議します。

## 第6章 指定緊急避難場所・指定避難所の設置運営計画

### 第1節 目的

この計画は、災害が発生し、住家被害の発生及び危険回避のため、住民の避難が必要になった場合において、緊急避難場所及び避難所を適切に開設及び運営することを目的とします。

### 第2節 指定緊急避難場所等の開設及び運営

市対策本部（避難班・避難支援班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に次のとおり指定緊急避難場所「資料編 倉吉市指定緊急避難場所一覧表（資料2-13-1）」又は指定避難所「資料編 倉吉市指定避難所一覧表（資料2-13-2）」（以下「指定緊急避難場所等」という。）を開設し、市民等に対し周知徹底を図り、避難者の受入を行うこととします。

また、災害の状況等により指定避難所だけでは適切な避難所を確保できない場合又は大規模な洪水等により指定避難所だけでは多数の避難者の受入れが困難な場合には、必要に応じて、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で、当該施設の管理者等の同意を得て、指定避難所として随時指定し、開設するものとします。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された指定緊急避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意することとします。

#### 1 指定緊急避難場所の選定

- (1) 市対策本部（本部事務局）は、発生し、又は発生するおそれのある災害の種類に応じて、適切な指定緊急避難場所を順次決定するものとします。
- (2) 指定緊急避難場所の決定にあたっては、あらかじめ指定された指定緊急避難場所を優先するものとします。
- (3) 風水害については、浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じ、あらかじめ指定した指定緊急避難場所以外の場所を決定するものとします。

#### 2 指定避難所の選定

- (1) 市対策本部（本部事務局）は、災害により住家を失った場合等において、一定期間の避難生活をする必要がある場合には、発生し、又は発生するおそれのある災害の種類に応じて、適切な指定避難所を順次決定するものとします。
- (2) 指定避難所の決定にあたっては、あらかじめ指定された指定避難所を優先するものとします。
- (3) 地震災害時は、指定避難所のうち小中学校を優先して施設管理者若しくは市内の建築士事務所等の協力による安全点検又は市対策本部（建築班）による応急危険度判定を実施し、余震等による危険性がないことを確認した上で、安全な指定避難所を決定し、順次、避難所として開設するものとします。
- (4) 風水害については、浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、避難指示等の発令対象地区ごとに、次のとおり段階を踏んで開設することを基本とします。

ア 高齢者等避難【警戒レベル3】又は避難指示【警戒レベル4】の発令段階

### 【第3編 災害応急対策計画】

「資料編 大雨時の指定避難所開設計画（資料 3-6-1）」の指定避難所（第1段階）  
イ 更に気象情報等が悪化し、避難所の増設を要すると判断した段階【警戒レベル4～5】

「資料編 大雨時の指定避難所開設計画（資料 3-6-1）」の指定避難所（第2段階）  
なお、大雨時に開設する指定避難所が学校施設の場合には、体育館（武道館がある場合には武道館を優先）に避難所を開設することとし、その後、洪水に関する避難指示が発令された場合に校舎へ垂直避難するものとします。（5）適当な避難場所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮収容施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設します。

（6）災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して避難所を確保します。

ア 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用するとされていますが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借上げ）します。

イ 民営の旅館又はホテル等を借上げて避難所を設置することも可能とします。

ウ 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能とします。

エ 開設期間が7日を超えると予想される場合

（7）避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難場所の設置・維持について適否を検討します。

### 3 避難所の開設

（1）市対策本部（本部事務局・避難班・避難支援班）が避難指示等を発出したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれによる自主避難者があるときは、必要に応じて指定緊急避難場所等を開設し、避難者を受入保護するものとします。

（2）市対策本部（避難班・避難支援班）が夜間等に施錠されている施設を指定緊急避難場所等として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに指定緊急避難場所等の開設を行います。

（3）市対策本部（本部事務局）は、指定緊急避難場所等を開設したときは、県（本部事務局又は危機管理局）に直ちに次の事項を報告するものとします。

ア 指定緊急避難場所等の開設の日時及び場所

イ 指定緊急避難場所等の開設数及び避難者数

ウ 開設期間の見込み

なお、市対策本部（避難班・避難支援班）は、上記イの事項を原則3時間おきに市対策本部（本部事務局）に報告し、市対策本部（本部事務局）は、中間報告（定時報告）において県に最新の状況を報告するものとします。

### 4 指定緊急避難場所等の運営

市対策本部（避難班・避難支援班）は、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、あらかじめ定めた避難所機能・運営基準等に基づき、次の事項に留意し、指定緊急避難場所等を運営するものとします。

（1）避難所の開設にあたっては、避難所1人当たり建物面積として6㎡（うち有効建物面積3㎡程度）の確保を目安とします。なお、要配慮者については、介助スペースを考慮して、広

【第3編 災害応急対策計画】

くスペースを確保するものとします。

- (2) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、指定緊急避難場所等の運営のため、原則として、市職員2名を配置するものとします。ただし、感染症対策のため避難所開設時の受付における人員が不足する場合は、必要に応じ配置人員を増員することとします。また、市対策本部は、全地区に避難所が開設された場合であって、2日目以降から長期にわたり多数の避難者の受入れを要する避難所に関しては、原則として、市職員1名を配置し、地域の自主防災組織（地域住民等）をはじめ、避難者のうち、医師、看護師等の避難所運営に資する技能・知識等を有する者の協力を得て避難所を運営します。なお、この場合、市職員と自主防災組織の構成員等が協議し、速やかに次の構成例を参考にした避難所運営組織を立上げ、市対策本部と連絡調整を図りながら円滑な避難所運営に努めるものとします。

【避難所運営組織の構成例】

班名	主な業務内容
代表者	避難所運営の総合責任者
総務班	市対策本部、関係機関等との連絡調整、避難者等の情報提供
受付・情報管理班	避難所の受付の運営、避難者情報の管理
衛生管理班	避難所内の生活衛生環境及び感染症対策の管理、要配慮者の見守り
食料・物資班	支援物資の調達、在庫管理、配給

- (3) 避難所運営組織は、避難者数の推移等を踏まえながら、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難所の縮小等に合わせて、避難者が相互に助け合い、主体的に運営していく体制に移行できるよう支援していくものとします。
- (4) 市対策本部（医療防疫班）は、要配慮者の健康状態、ニーズ等を的確に把握し、必要に応じて、福祉避難所、医療機関等への移動等を支援するため、次のとおり保健師による避難所の巡回を実施するものとします。
- ア 市内に避難所が設置された場合は、翌日の正午に巡回するものとし、以降も同様とする。
- イ 避難班及び避難支援班と医療防疫班との連絡調整により、医療防疫班長が巡回を必要と認めた場合。
- ウ その他、市災害対策本部が必要と認めた場合。
- (5) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の支援に対する運営状況を男女共同参画の視点からチェックできるよう、避難所運営組織の各班の責任者に男女双方を配置し、男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとします。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとします。
- (6) 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置します。
- (7) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとします。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとします。
- (8) 避難生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置し、親やボランティアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアします。
- (9) 避難場所における生活環境及び感染症対策に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとします。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデ



## 【第3編 災害応急対策計画】

ザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとします。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとします。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとします。

(10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとします。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用により、避難場所の早期解決に努めるものとします。

(11) 市対策本部（本部事務局）及びN T T西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始します。

(12) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難者の状況把握に努めるとともに、避難所を適正に管理運営するため、避難所に次の書類を備え付け、正確に記入し、保管するものとします。ただし、市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難所の開設期間が短期となる見込み等の理由により、必要がないと認める場合は、次の書類のうち、「資料編 避難者カード（様式3-6-3）」の作成を省略することができるものとする。

ア 資料編 避難所運営記録簿（様式3-6-1）

イ 資料編 物資受払状況一覧表（様式3-6-2）

ウ 資料編 避難者カード（様式3-6-3）

エ 資料編 避難者名簿（様式3-6-4）

オ 資料編 問い合わせ対応台帳（様式3-6-5）

カ 資料編 訪問者管理簿（様式3-6-6）

キ 資料編 受付時健康状態チェックリスト（様式3-6-7）

ク 資料編 避難者健康チェックシート（様式3-6-8）

(13) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難者の安否状況等の問い合わせに対し、原則、避難所運営職員を通じて避難者本人の同意を得た上で回答するものとします。

### 5 要配慮者対策

市対策本部（援護班）は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）及び避難行動要支援者避難支援プラン（平成24年3月倉吉市策定）等に基づき、要配慮者の避難生活の支援を的確に実施します。

#### (1) 避難先での対策

市は、避難所において、次の事項について十分配慮します。

ア 要配慮者用窓口の設置

イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

ウ 要配慮者に配慮したスペース確保（畳・マット等の設置、妊産婦・乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保する

【第3編 災害応急対策計画】

など)

- エ 避難所等における要配慮者の把握と要望調査
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 母乳保育を継続するための支援
- ク 乳幼児用粉ミルク・液体ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ケ 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

(2) その他災害時に配慮すべき事項

- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ウ 仮設住宅の優先的入居
- エ 仮設住宅入居者からの相談、当該者への訪問、安否確認
- オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
- カ 福祉相談窓口の設置
- キ 風邪等の感染症対策
- ク 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配慮を検討）
- ケ 障がい者等の多様な者への適切な方法による情報提供
- コ 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- サ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応
- シ 食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応

6 所要物資の確保

避難所の開設及び収容保護のための所要物資は、市対策本部（商工観光班・農林班・給食班・給水班）において確保するものとします。ただし、市対策本部（本部事務局）は、所要物資を市内で確保することが困難な場合は、その確保について県に要請するものとします。

なお、所要物資ごとの担当班は、次のとおりです。

【所要物資の担当班】

所要物資の区分	市対策本部	県事務所	県
備蓄物資	本部事務局	県民福祉局	危機対策・情報課
食糧、野菜等	農林班、給食班	農林局	生産振興課
飲料水	給水班		くらしの安心推進課
生活必需物資	商工観光班		

第3節 避難所外等での避難生活者への対応

- 1 市対策本部（秘書広報輸送班・避難班・避難支援班・医療防疫班）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、指定緊急避難場所等を経由した食料等の必要な物資の配布、保健師の戸別訪問等の実施等による保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとします。
- 2 市対策本部（避難班・避難支援班・消防班）は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとします。
- 3 市対策本部（医療防疫班）車内生活等を送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラ

### 【第3編 災害応急対策計画】

ス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとします。

4 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとします。

## 第7章 消防等活動計画

### 第1節 目的

この計画は、災害発生時に火災防御、救急、救助活動等（以下「消防活動等」といいます。）により市民の生命、身体及び財産を早期に保護することを目的とします。

### 第2節 実施機関及び活動内容

#### 1 市対策本部

市対策本部（消防部）は、人員及び装備を動員し、次の活動を実施するものとします。

- (1) 情報収集伝達活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 住民の避難誘導

#### 2 中部消防局

中部消防局は、人員及び装備を動員し、次の活動を実施するものとします。

- (1) 情報収集伝達活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 水防活動
- (6) 住民の避難誘導

#### 3 警察

警察は、消防活動等について、中部消防局と相互に協力することとします。

#### 4 自主防災組織、事業所など地域の防災組織

自主防災組織及び事業所など地域の防災組織は、次により自主的に活動を実施するものとします。

- (1) 災害情報を収集し、住民及び関係者への伝達を行います。
- (2) 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努めます。
- (3) 住民及び関係者を指定された避難所等の安全な場所へ誘導します。
- (4) 保有資機材を活用し、消防活動等を実施します。
- (5) 地域、事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を市対策本部（総務班・消防班）、中部消防局、警察等へ通報します。
- (6) 消防等の活動を行う場合は、可能な限り市対策本部（消防班）、中部消防局、警察等の防災関係機関との連携を図ります。

### 第3節 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、市対策本部（消防班）、中部消防局、警察、県等の防災関係機関及び団体並びに住民が混在し、合同で活動する機会が多いため、防災関係機関及び団体の現場責任者は、

## 【第3編 災害応急対策計画】

二次災害の防止に配慮しつつ、消防等の活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び内容等）についての確認に努めるなど十分な連携を図るものとします。

### 第4節 消防計画

#### 1 消防活動等の内容

災害により火災が発生した場合に、市対策本部（消防班）及び中部消防局が実施する消防活動等は、次のとおりとします。

##### （1）市対策本部（消防班）

- ア 火災の防御、鎮圧及び警戒
- イ 火災に伴う避難誘導及び救出救助活動

##### （2）中部消防局

- ア 火災の防御及び鎮圧
- イ 火災に伴う避難誘導及び救急、救出救助活動
- ウ 火災調査及び記録

#### 2 市対策本部及び中部消防局の組織

##### （1）市対策本部の組織

市対策本部（消防班）の組織は、「資料編 市対策本部（消防部）の組織図（資料 3-7-1）」のとおりです。

##### （2）中部消防局の組織

中部消防局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、鳥取中部ふるさと広域連合消防局警防規程（平成 16 年消防局訓令第 2 号）の規定に基づき、消防局内に鳥取中部ふるさと広域連合消防局警防本部（以下「中部消防局警防本部」といいます。）を設置するものとします。

なお、中部消防局警防本部の組織は、「資料編 中部消防局警防部の組織図（資料 3-7-2）」のとおりです。

#### 3 市対策本部（消防班）の活動要領

##### （1）活動範囲

消防部の消防活動は、消防班単位とし、当該管轄区域を優先的に行うものとします。

ただし、管轄区域内で火災が発生していない消防班においては、当該管轄区域に隣接する区域を管轄する他の消防班への応援活動を行うものとします。

また、消防活動中に避難指示が発令された場合には、発令対象地区の区域内で活動中の消防団員は、直ちに発令対象地区の区域外に退避し、安全な区域で消防活動を継続するものとします。

##### （2）指揮命令系統

消防部の指揮命令系統は、「資料編 市対策本部（消防部）の組織図（資料 3-7-1）」のとおりとします。

なお、火災現場における消防班員の指揮監督は、火災現場を管轄する消防班長又は分団長が行うものとします。

#### 4 市対策本部（消防班）と中部消防局との連携要領

## 【第3編 災害応急対策計画】

市対策本部（消防班）と中部消防局は、消防活動等の方針、相互の連携体制、活動範囲活動内容、連絡方法等を協議決定し、消防活動等の効率化を図るものとします。

なお、市対策本部（消防班）と中部消防局との連携調整は、次のとおり行うものとします。

- (1) 中部消防局警防本部が未設置の場合 消防部本部 — 中部消防局
- (2) 中部消防局警防本部が設置された場合 消防部本部 — 中部消防局警防本部
- (3) 現場指揮本部が設置された場合 消防班 — 現場指揮本部

### 5 消防活動等の相互応援

消防活動等は、市対策本部（消防班）、中部消防局及び自主防災組織等が連携して行うこととなりますが、それでも対応が困難な場合は、消防局長は、県内の他の消防機関をはじめ、緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとします。

なお、消防の相互応援については、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより行うものとします。

## 第5節 救出計画

### 1 実施機関

被災者の救出は、市対策本部（消防班）及び中部消防局が行うものとします。

救出活動の方法等については、災害救助法の適用がある場合は同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて、次のとおり行うものとします。

### 2 救出を受ける者

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
  - ア 火災の際に火中に取り残されたような状態にある者
  - イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような状態にある者
  - ウ 水害の際に流出家屋とともに流され、又は孤立した地点に取り残された状態にある者
  - エ 地すべり、急傾斜地の崩壊等により生き埋めになったような状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
  - ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
  - イ 行方は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者

### 3 救出の実施期間

災害発生の日から3日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間内での救出の適正な実施が困難な場合は、市対策本部（消防部）は、必要最小限度の期間の延長を行うものとします。

### 4 救出隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合は、市対策本部（消防班）は中部消防局に救出隊の設置を要請するものとします。

要請を受けた中部消防局は、消防職員の中から救出隊長を定めるものとします。

救出隊長は、災害の規模等により、その都度消防職員及び消防部員を構成員とした救出隊を編成するものとします。

### 5 救出活動

救出隊長は、防災関係機関との緊密な連携と協力の下に、隊員を指揮して救出活動に当たる

### 【第3編 災害応急対策計画】

とともに、捜索及び救出の状況並びに被救出者（人員数、氏名、性別等）を調査の上、逐次、対策本部長に報告するものとします。

また、救出後は、速やかに病院等（病院に搬送できない場合は医療救護所）に搬送し、医療機関又は市対策本部（医療防疫班）に引き渡すものとします。

被救出者の引き渡しを受けた市対策本部（医療防疫班）は、被救出者の救護にあたるものとします。

#### 6 応援の要請

救出隊の活動のみでは救出困難な場合又は救出活動に特殊資機材及び特殊技能等を必要とする場合は、市対策本部（本部事務局）は、県に対し自衛隊等の派遣要請を要求するものとします。

#### 7 救出のための費用

救出に要する費用の対象経費及び支出限度額については、次のとおりです。

##### （1）費用の対象経費

###### ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

###### イ 修繕費

救出のため使用（借り上げ使用を含みます。）した機械器具の修繕費

###### ウ 燃料費

燃料器具を使用する場合のガソリン若しくは石油又は捜索若しくは救出作業を行う場合の照明用の灯油又は救出した者を蘇生させるために必要な裁断用燃料費等の代金

##### （2）支出限度額

（1）の経費の実費とします。

#### 8 災害救助法が適用された場合の措置

##### （1）実施機関

災害救助法が適用された場合における被災者の救出については、県が実施します。

ただし、県の権限を委任された場合は、市対策本部（消防班）が実施するものとします。

##### （2）その他

災害救助法が適用された場合における被災者の救出については、この計画に定めるもののほか、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところにより実施するものとします。

## 第8章 広域応援計画

### 第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、市内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関に応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とします。

### 第2節 自治体による広域応援

#### 1 県内自治体への応援要請

市対策本部（本部事務局・職員班・水道総務班）は、災害応急措置の実施のため必要がある場合は、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び災害時の相互応援に関する協定に基づき、県又は県内他市町村に応援を要請するものとします。

また、県又は県内他市町村から応援を要請された場合は、正当な理由がない限り応援要請に応じるものとします。

なお、市は、県内他市町村が被災し、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前記の要請を待っていないと認められる場合は、前記の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとします。この場合には、前記の要請があったものとみなします。

#### (1) 応援業務の内容

- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時収容するための施設の提供
- カ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

#### (2) 応援要請の手続き

- ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとします。
- イ 応援要請にあたっては、次の事項を明確にし、応援が迅速確実に実施できるようにするものとします。

##### (ア) 被害の状況

(イ) (1) アからウに掲げる応援を要請する場合 物資等の品名、数量等

(ウ) (1) エに掲げる応援を要請する場合 職種別人員

(エ) (1) オに掲げる応援を要請する場合 施設の規模

(オ) 応援場所及び応援場所への経路

(カ) 応援の期間

(キ) その他応援に関し必要な事項

#### (3) 連携備蓄の応援

- ア 被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報



## 【第3編 災害応急対策計画】

告するものとします。

イ 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとします。

ウ 被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとします。

### (4) 応援費用の負担

ア 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村（以下「受援市町村」といいます。）の負担とします。

イ 受援市町村が応援費用を支弁するいとまがなく、かつ、受援市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村（以下「応援市町村」といいます。）は当該費用を一時繰替支弁するものとします。

## 2 県外自治体への応援要請

市対策本部（本部事務局・職員班・水道総務班）は、災害応急措置の実施のため必要がある場合は、災害対策基本法第67条及び災害時の相互応援に関する協定に基づき、県を通じて他県の市町村に応援を要請するものとします。

なお、他県の市町村に応援を要請する場合は、事前に県と調整するものとします。

また、他県の市町村から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援要請に応じるものとします。

### (1) 主な応援業務

ア 災害時における職員派遣

イ 災害時における物資の提供

### (2) 応援要請の手続き

ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとします。

イ 応援要請にあたっては、次の事項を明確にし、応援が迅速確実に実施できるようにするものとします。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする業務の種類

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする災害応急対策要員、労務、機械、物資の数量

(オ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時等

(カ) 災害応急対策要員、労務、機械等の応援を必要とする期間

(キ) その他応援に関し必要な事項

### (3) 応援費用の負担

職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費等の応援のために要した費用は、災害対策基本法第92条第1項の規定に基づき、受援市町村が負担するものとします。ただし、受援市町村が当該費用を支弁するいとまがない場合は、災害対策基本法第92条第2項の規定に基づき、応援市町村に対し、当該費

## 【第3編 災害応急対策計画】

用の一時繰替支弁を要求することができます。

### 第3節 消防広域応援計画

#### 1 中部管内の相互応援

(1) 中部消防局は、市対策本部（消防班）と中部消防局が保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、鳥取県中部広域消防協定及び鳥取県中部広域消防協定運用要綱に基づき、速やかに中部管内の他町に対して応援を要請するものとします。

なお、中部消防局は、中部管内の他町に対して応援を要請した場合は、速やかにその旨を市対策本部（消防班）に連絡するものとします。

(2) 応援費用は、鳥取県中部広域消防協定に基づき、次のとおり負担するものとします。

ア 応援市町村は、公務災害補償費、諸手当、車両及び機械器具の燃料、修理費を負担するものとします。

イ 受援市町村は、現地で調達した燃料、消火薬剤等の資機材費及び食料費を負担するものとします。

ウ その他の費用については、当該市町がその都度協議して定めるものとします。

#### 2 県内の広域消防相互応援

(1) 中部消防局は、保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、鳥取県下広域消防相互応援協定に基づき、速やかに県内の他の消防局に対して応援を要請するものとします。

なお、中部消防局は、県内の他の消防局に対して応援を要請した場合は、速やかにその旨を市対策本部（消防班）に連絡するものとします。

(2) 応援費用は、鳥取県下広域消防相互応援協定に基づき、次のとおり負担するものとします。

ア 応援を行った消防局（以下「応援消防局」といいます。）は、公務災害補償費、旅費、出動手当、車両及び機械器具の燃料費並びに修理費、被服の損料費、交通事故を生じさせた場合における損害補償費等を負担するものとします。

イ 応援を受けた消防局（以下「受援消防局」といいます。）は、車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したもの）、化学消火薬剤等の資材費、現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等、消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金を負担するものとします。

ウ その他の費用については、当該消防局が協議して定めるものとします。

#### 3 県による航空消防支援

(1) 中部消防局は、県消防防災ヘリによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断した場合は、県に対して支援の要請を行うものとします。

なお、県消防防災ヘリによる航空消防支援については、「第9章 ヘリコプター活用計画」に定めるところによるものとします。

(2) 受入体制

支援要請をした中部消防局は、消防防災航空センターと緊密な連携をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとします。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配

【第3編 災害応急対策計画】

ウ その他必要な地上支援

(3) 県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担します。

4 隣県の消防機関との相互応援

中部消防局は、保有する消防力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、相互応援協定に基づく応援要請を行うものとします。

なお、中部消防局は、隣県の消防機関に対して応援を要請した場合は、速やかにその旨を市対策本部（消防班）に連絡するものとします。

5 緊急消防援助隊による応援

(1) 県への応援要請

中部消防局は、被害の状況から中部消防局の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な体制を取ることができないと判断した場合は、速やかに県（危機管理局）に緊急消防援助隊の応援を要請するものとします。

なお、中部消防局は、県と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとします。

なお、中部消防局は、緊急消防援助隊の応援を要請した場合は、速やかにその旨を市対策本部（消防班）に連絡するとともに、受援体制の確立に努めるものとします。

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

県（危機管理局）は、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、直ちに県本部に次のとおり緊急消防援助隊調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、設置場所その他必要な事項を中部消防局及び市対策本部（消防班）に報告するものとします。

【緊急消防援助隊調整本部】

調整本部の名称	鳥取県緊急消防援助隊調整本部
設置者及び調整部長	鳥取県知事
設置場所	鳥取県災害対策本部
調整本部の事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</li> <li>2 被災地消防局の活動、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</li> <li>3 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。</li> <li>4 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</li> <li>6 県本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。</li> <li>7 県本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。</li> <li>8 その他必要な事項に関すること。</li> </ol>

(3) 指揮本部の設置

消防局長は、緊急消防援助隊の応援を必要とする災害が発生した場合は、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するものとします。

なお、指揮本部については、「資料編 中部消防局警防本部の組織図（資料3-7-2）」をもって充てるものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

【緊急消防援助隊指揮本部】

指揮本部の名称	鳥取中部ふるさと広域連合消防局緊急消防援助隊指揮本部
設置者及び指揮部長	鳥取中部ふるさと広域連合消防局長
設置場所	鳥取中部ふるさと広域連合消防局
指揮本部の事務	1 被害情報の収集に関すること。 2 被害状況並びに被災地消防局及び消防団の活動に係る記録に関すること。 3 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 4 その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所

市内における緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所は、次のとおりです。

なお、中部消防局は、進出拠点及び宿営場所を実際に使用する場合は、事前に施設管理者へ連絡し、施設使用状況を確認するとともに、事故が生じないよう受入体制を整えるものとします。

【緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所】

[進出拠点]

施設名	鳥取県立倉吉未来中心 第3・4 駐車場	道の駅犬狹 駐車場
所在地	倉吉市駄経寺町	倉吉市関金町山口
施設管理者	市（図書館）	市（商工観光課）
T E L	0858-47-1181	0858-22-8158

[宿営拠点]

施設名	倉吉市営ラグビー場	倉吉市関金総合運動公園
所在地	倉吉市駄経寺町2丁目3-1	倉吉市関金町関金宿 1620
施設管理者	市（社会教育課）	
T E L	0858-22-8167	

(5) 緊急消防援助隊の活動内容

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動
- ウ 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動
- エ 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動
- オ その他必要な活動

(6) 応援費用の負担

緊急消防援助隊の活動に係る応援費用の負担は、次のとおりです。

- ア 受援消防局が負担する経費
  - (ア) 応援活動中調達した車両及び機械器具に使用した燃料費
  - (イ) 旅費、出動手当、宿泊費及び食料費
  - (ウ) 当該応援のために特別に必要なとなった修理費
  - (エ) 応援活動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費（ただし、応援消防局の重大な過失等に基づく損害賠償に要する応援経費は応援消防局の負担とします。）
  - (オ) その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

## 【第3編 災害応急対策計画】

### イ 応援消防局が負担する経費

#### (ア) 公務災害補償に要する経費

(イ) 受援消防局への移動中及び受援消防局からの帰還中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等

#### (ウ) 前記以外の人件費その他の経費

## 6 広域航空消防応援

### (1) 応援要請の手続き

中部消防局は、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等についてヘリコプターによる活動を必要とする場合は、県に次の事項を明らかにして、広域航空消防応援（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき実施される他の都道府県の消防防災ヘリコプターによる応援をいい、大規模特殊災害のうち緊急消防援助隊の地上部隊の要請を必要としない場合に適用されるものをいいます。）を要請するものとします。

なお、その他広域航空消防応援について必要な事項は、「第9章 ヘリコプター活用計画」に定めるところによるものとします。

#### ア 要請先市町村

#### イ 要請者及び要請日時

#### ウ 災害の発生日時、場所及び概要

#### エ 必要な応援の概要

なお、中部消防局は、緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、速やかにその旨を市対策本部（消防班）に連絡するものとします。

### (2) 応援費用の負担

広域航空消防応援に係る応援費用は、原則として受援消防局が負担するものとします。

## 第4節 警察による広域応援

警察は、大規模災害が発生し、警察の警察力だけでは警備が困難と認める場合には、必要な部隊の種別、人員、帯同装備及び車両、服装等を明らかにして、速やかに鳥取県警察本部（以下「県警本部」といいます。）に対し、県内部隊の応援要請を行うものとします。

なお、警察は、県内部隊の応援を要請した場合は、速やかに市対策本部（本部事務局）に連絡するものとします。

警察は、県警本部が警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行った場合は、県警本部と必要な連絡調整を行い、速やかな受援体制の確保に努めるものとします。

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画

### 1 災害派遣要請の申請

市対策本部（本部事務局）は、応急措置を行う必要があると認める場合は、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、県に対し災害派遣の要請を要求するものとします。

### 2 災害派遣の要請基準

(1) 県は、災害に際して、市対策本部による災害応急対策の実施が不可能又は困難であり、市

### 【第3編 災害応急対策計画】

対策本部（本部事務局）が部隊等の派遣要請を県に申請し、県が必要と認める場合、又は県が自らの判断において部隊及び機関（以下「部隊等」といいます。）の派遣を必要と認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき、部隊等の派遣を要請するものとします。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても、予防派遣としてその要請を行うことができます。

- (2) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、(1)の要請を待ついとまがないと認める場合（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が県と連絡が不能である場合に、市対策本部（本部事務局）から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合を含みます。）は、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定により、県の要請を待たないで部隊等を派遣することがあります。

#### 3 災害派遣の要請手続き

- (1) 市対策本部（本部事務局）は、部隊等の派遣を必要とする場合は、「資料編 部隊等の災害派遣要請申請書（様式3-8-1）」に次の事項を記載し、県に部隊等の派遣要請を要求するものとします。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができない場合は、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出するものとします。

- (2) 市対策本部（本部事務局）は、(1)の要求ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び市内の災害の状況を自衛隊に通知することができます。自衛隊に対する通知先は、次のとおりです。

なお、市対策本部（本部事務局）は、その通知をした場合、速やかにその旨を県に報告するものとします。

#### 【自衛隊に対する通知先】

番号	機関名	NTT回線	地域衛星電話
		電話番号／FAX	電話番号／FAX
1	陸上自衛隊第8普通科連隊 (第3科)	0859-29-2161 内線 236 (当直 302)	17-5600-11 17-5600-12 (当直) 17-5600-19
2	海上自衛隊舞鶴地方総監部 (防衛部第3幕僚室)	0773-62-2250/0773-64-3609 内線 2222 又は 2223	
3	航空自衛隊第3輸送航空隊 (防衛部運用班)	0859-45-0211 内線 231 (当直 225)	
4	自衛隊鳥取地方協力本部	電話 0857-23-2251 FAX 0857-23-2253	
(注意事項) ・市対策本部から自衛隊への通知は、番号1～3の機関のうち、任意の1箇所に対して行うことで足りません。 ・番号4に対し、上記の通知を依頼することができます。			

#### 4 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため、市対策本部（本部事務局）と緊密に連絡、協力して支援にあたります。

- (1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

【第3編 災害応急対策計画】

- イ 差し迫った必要性があること。
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとします。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとします。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設等の応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとします。

(3) 災害派遣の活動は、次のとおりです。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績があるので留意する必要があります。

【災害派遣時に実施する救援活動の一例】

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助します。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行います。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握します。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行います。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたりますが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたります。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行います。薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。この場合において航空機による輸送は、特に急を要すると認められるものについて行います。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施します。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施します。
	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与します。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとります。
	(予防派遣)	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等が派遣されます。

5 部隊等の受入措置

市対策本部（本部事務局）は、部隊等の派遣の決定について県から通知を受けた場合は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めるものとします。

(1) 部隊等は、災害応急措置を行うものであって、本格的な本復旧工事は行わないものである

### 【第3編 災害応急対策計画】

こと。

- (2) 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと。
- (3) 部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障をきたさないよう努めること。

#### 6 負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は次のとおりです。ただし、その区分を定め難いものについては、市対策本部（本部事務局）、県及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとします。

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとします。
- (2) 県が負担する経費は、次のとおりとします。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除きます。）の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等

- (3) 自衛隊が負担する経費は、次のとおりです。

ア 派遣部隊の食料費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費

イ 写真用消耗品費

ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

#### 7 部隊等の撤収

- (1) 派遣された部隊等は、県から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとします。

- (2) 市対策本部（本部事務局）は、派遣の必要がなくなったと認める場合は、「資料編 部隊等の撤収要請申請書（様式 3-8-2）」により、県に部隊等の撤収要請を申請するものとします。

#### 8 部隊等に関する報告

市対策本部（本部事務局）は、部隊等の派遣を受け入れた場合は、部隊等活動状況を逐次県に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに「資料編 部隊等に関する報告書（様式 3-8-3）」により、県に報告するものとします。

#### 9 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

- (1) 災害地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、1 m四方（基準）の旗を左右に振り連絡します。

ア 病人が発生し救助を必要とする場合 赤旗

イ 食糧が欠乏し救助を必要とする場合 黄旗

ウ 孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合 白旗

- (2) ヘリコプター発着場の設定

ア ヘリコプターの離着陸のための適地としては、次のとおりです。

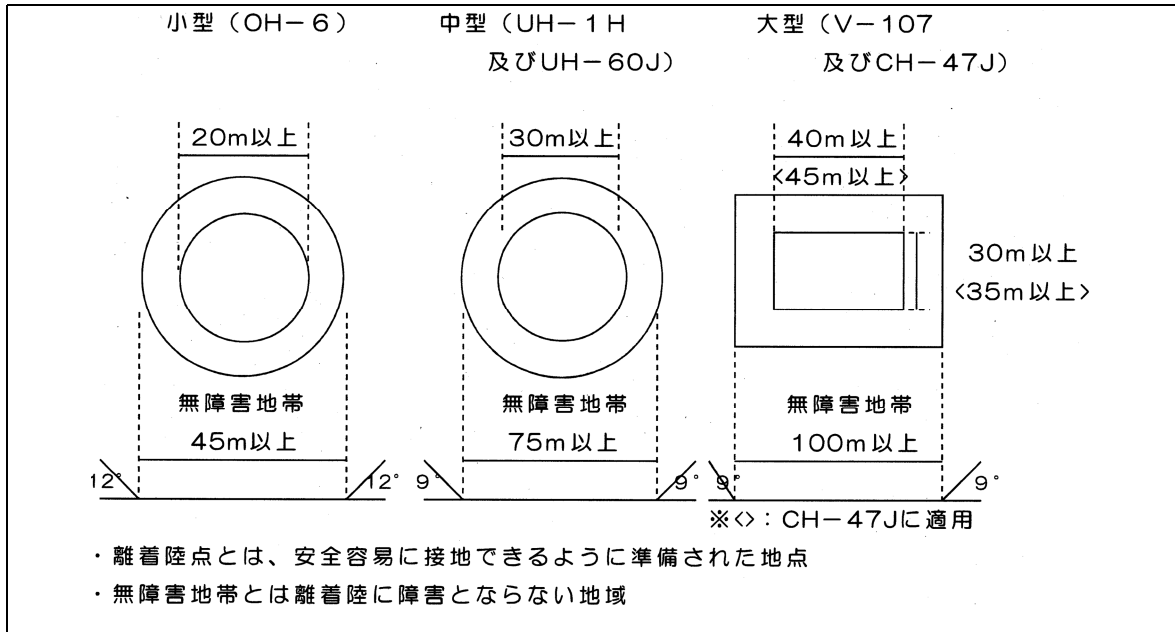
（ア）地盤が堅固で平坦地（勾配4°～5°以下）であること。



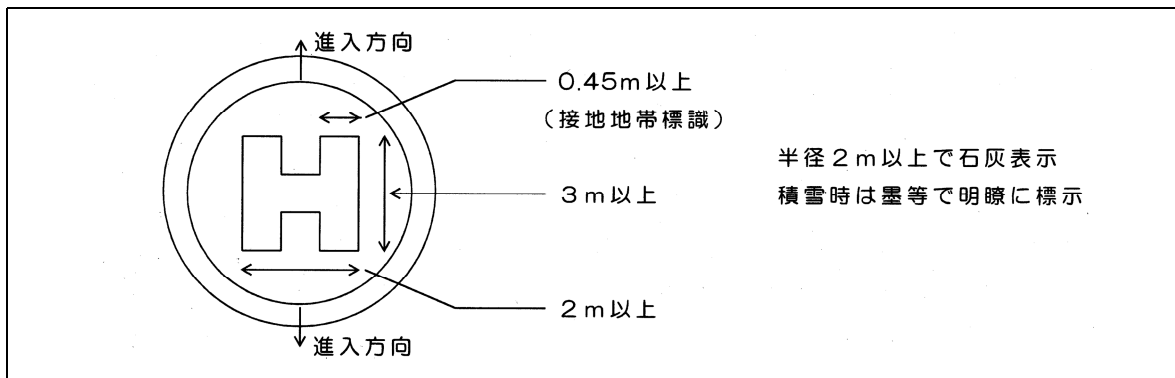
【第3編 災害応急対策計画】

- (イ) 無障害地帯（基準カ項）であること。
- (ウ) 回転翼の回転によってあまり砂塵等が舞い上がらない場所であること。
- (エ) 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート、芝地で、250m以内に天幕等の飛ばされる物がないこと。
- (オ) 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は踏み固める等の準備をすること。
- (カ) 単機着陸のために必要な広さ、標識及び吹き流し（風向指示器）は次のとおりです。

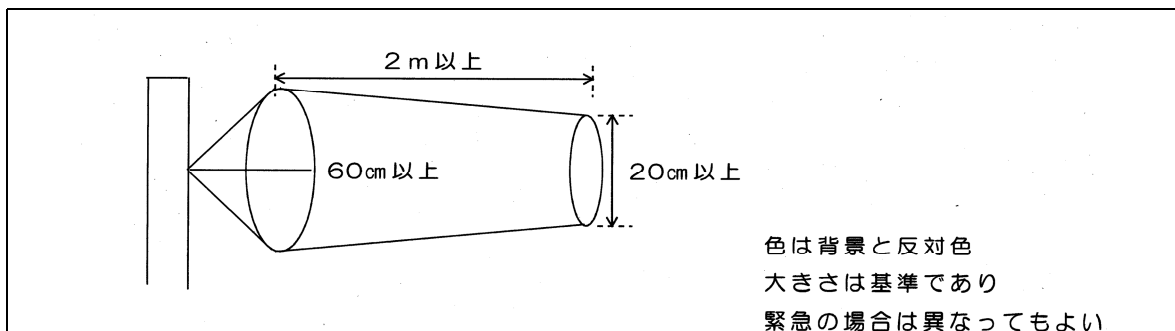
【単機着陸に必要な広さ】



【標識】



【吹き流し（風向指示器）】



イ 危険防止の留意事項

【第3編 災害応急対策計画】

- (ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- (イ) 着陸点付近に物品等の異物を放置しないこと。
- (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合は、できれば安全上の監視員を配置すること。

(3) 飛行機による物料投下

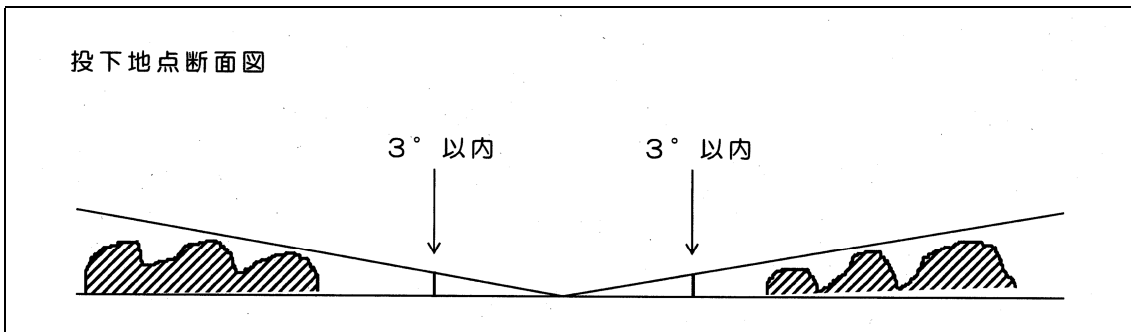
飛行場間の空輸を原則としますが、真にやむを得ない場合は、天候、地形等を考慮して、次の要領により物料投下を行うことができます。

ア 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいですが、次のような場所でも利用できます。投下地点を中心として半径約5kmの円内に中心点を高度0として、半径約1.6kmの円周上に300m以上の山又は障害物、半径約3kmの円周上に400m、約5kmの円周上に500m以上の障害物がなく、投下地点付近約300m以内に人家等が存在しないことが必要です。

その他幅300m以上の溪谷、谷地、次のような地形においても投下地点に使用できますが、きわめて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し、空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになります。

【飛行機による物料投下】



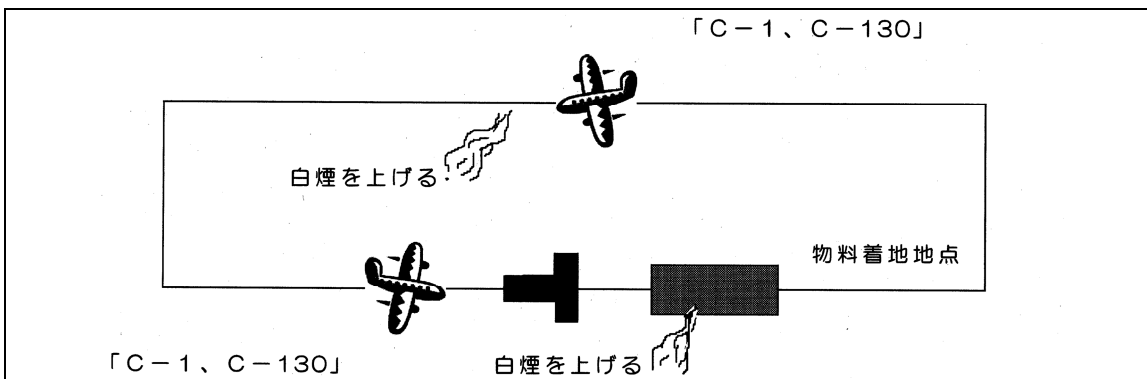
イ 投下視点と標示方法

- (ア) 投下地点を決定した場合は、「ムシロ」20枚程度（できれば赤又は黒に染めてあると冬季夏季を通じて利用できます。）を用意し、風上に対してT字型に並べます。
- (イ) T字板の左右100mの地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げます。

(4) 飛行経路

- ア 投下高度は普通200m～300mです。
- イ 飛行経路は、次のとおりです。

【飛行経路】



(5) 空投物資の梱包

### 【第3編 災害応急対策計画】

ア 「C-1、C-130」等の輸送機からの物料投下は、落下傘を付けて行います。

輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個10kgから1,000kgまでの範囲です。

イ 梱包は、着陸時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要です。ただし、ヘリコプターの場合には、状況によっては簡易なものでも可能です。

ウ ヘリコプターの輸送量は約400kg程度であり、1個の容積は1m<sup>3</sup>以内で1人で持てる程度に梱包します。

エ 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し、危害防止に努めることが必要です。

なお、標準の投下地点以外の場所でも、状況によっては投下可能な場所もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかなければなりません。

#### (6) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するのので、速やかに部隊に返送します。傘の洗濯は禁じられているので、乾燥した後、付着した泥を布でぬぐい取っておきます。

### 第6節 国土交通省による広域応援

1 市対策本部（本部事務局）は、大規模な自然災害等により著しい被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県を通じて国土交通省に対し、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策等の災害応急対策の推進を図るものとします。

2 市対策本部（本部事務局）は、国土交通省から協力の承諾を得た場合、又は県から救援協力決定の通知を受けた場合は、次のとおり受入体制を整備するものとします。

(1) 必要に応じて、受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用を調整するものとします。

(2) 必要に応じて、市職員を派遣し、市対策本部、県及び国土交通省等の相互間の連絡に当たらせるものとします。

### 第7節 救助機関の活動調整

市対策本部（本部事務局・消防班）は、市内で多数の要救助者等が発生し、迅速かつ効率的に人命救助活動を行う必要があると認める場合には、中部消防局と連携して倉吉市防災センター大会議室に救助活動調整本部を設置し、県内外からの応援を含む救助機関の活動調整を行うものとします。

## 第9章 ヘリコプター活用計画

### 第1節 目的

この計画は、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用することを目的とします。

### 第2節 災害対応するヘリコプターの種類と形態

#### 1 ヘリコプターの種類

災害対応するヘリコプターの種類及び要請ルートは、次のとおりです。

##### 【ヘリコプターの種類及び要請ルート】

ヘリコプターの種別	要請ルート	備考
鳥取県 消防防災ヘリコプター	市又は中部消防局→県	
緊急消防援助隊 (消防防災ヘリコプター)	・中部消防局→県→消防庁 ・県→消防庁	地上部隊も含めた応援を要請する場合
広域航空消防応援 (消防防災ヘリコプター)	中部消防局→県→消防庁	航空部隊のみの応援を要請する場合
広域警察航空隊	県公安委員会→他都道府県 公安委員会	
警察本部航空隊ヘリコプター	県→警察	
海上保安庁ヘリコプター	県→第八管区海上保安本部 境海上保安部	
自衛隊ヘリコプター	県→第8普通科連隊長等	
関西広域連合ドクターヘリ	県→公立豊岡病院	
中国地方5県ドクターヘリ	県→島根県・岡山県・広島 県・山口県→基地病院	県の中国地方5県ドクターヘリ 広域連携に係る基本協定による 災害時の広域的運用
島根県ドクターヘリ	中部ふるさと広域連合消防 局→基地病院	
民間ヘリコプター		ドクターヘリ 災害対応機関チャーター機

#### 2 ヘリコプターの活動内容

災害対応するヘリコプターの活動内容は、次のとおりです。

##### 【ヘリコプターの活動内容】

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等の災害情報の収集活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急輸送活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間（ドクターヘリ）
消火活動	消火バケツ等を活用した空中消火活動	消防防災・自衛隊
人員、物資輸送活動	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送活動	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第3節 県消防防災ヘリコプターの概要

#### 1 県消防防災ヘリコプター「だいせん」

##### (1) 運航規程

県消防防災ヘリコプターは、鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱及び鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領の定めるところにより運航されます。

##### (2) 運航体制

ア 常駐基地 鳥取空港内（鳥取県消防防災航空センター）

イ 活動日 365日（定期検査、点検整備の期間を除きます。）

ウ 運航時間 緊急時においては、日の出から日没までですが、大規模災害時において、県が特に必要と認める場合は、夜間における災害応急活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行います。ただし、市街地及び海岸線の地域に限ります。

##### (3) 応援要請の原則

市対策本部（本部事務局）又は中部消防局は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次のいずれかに該当する場合は、県消防防災ヘリの応援を要請するものとします。

ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市対策本部及び中部消防局の消防力等によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他の救急救助活動等において、緊急性があり、かつ県消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

##### (4) 緊急運航の基本要件

県は、(3)のいずれかに該当する場合で、原則として、次のすべての要件を満たす場合に、県消防防災ヘリコプターによる応援を行うものとします。

ア 公共性 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。

イ 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、市民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）

ウ 非代替性 県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合）

##### (5) 応援要請方法

県に対する応援要請は、電話等により速報後、「資料編 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式3-9-1）」に次に掲げる事項を記載の上、文書により要請を行うものとします。ただし、文書による要請を行ういとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとします。

ア 災害の発生日時及び場所

イ 災害の種別及び概要

ウ その他必要な事項

また、市対策本部（本部事務局）又は中部消防局は、災害がおさまった場合は、「資料編 災害状況等報告書（様式3-9-2）」を作成し、速やかに県に提出するものとします。

##### (6) 経費の費用負担

緊急運航に要する経費は、原則として県が負担します。

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### 2 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊（広域航空消防応援を含みます。）に係る出動要請等は、「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

#### 第4節 ヘリコプターの受援体制

##### 1 ヘリコプターの受援体制

市対策本部（本部事務局）は、ヘリコプターの安全と効率的な運用を確保するため、次に掲げる事項について中部消防局との連携を図り、受援体制の構築に努めるものとします。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場の確保及び病院等への搬送手配
- (3) 給水（消火活動用）場所の確保
- (4) その他必要な地上支援等

なお、緊急消防援助隊（広域航空消防応援を含みます。）の受援体制は、鳥取県緊急消防援助隊受援計画及び「第8章 広域応援計画」に定めるところにより実施するものとします。

##### 2 ヘリコプターの飛行場外離着陸場

###### (1) 飛行場外離着陸場

市内におけるヘリコプターの飛行場外離着陸場は、次のとおりです。

###### 【飛行場外離着陸場】

飛行場外離着陸場名	所在地		施設管理者
倉吉市営陸上競技場	葵町		市（社会教育課）
飛天夢広場	見日町		国土交通省倉吉河川国道事務所
久米農村広場	福富		市（農林課）
天神川河川防災ステーション	西福守町		国土交通省倉吉河川国道事務所
倉吉自転車競技場駐車場	桜		鳥取県体育協会
天神川河川敷	大塚		国土交通省倉吉河川国道事務所
関金小学校 (グラウンド)	関金町関金宿		市（教育総務課）
関金総合運動公園	関金町関金宿		市（社会教育課）
関金野球場	関金町関金宿		市（社会教育課）
木の実の里	関金町		市（関金支所）
天神川右岸河川敷	海田西町-上井(沢井手排水樋門～羽合用水取水樋門)		国土交通省倉吉河川国道事務所

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第10章 労働力供給計画

#### 【 第10章－1 職員動員計画 】

##### 第1節 目的

この計画は、災害対策に必要な職員の動員を円滑に行い、災害対策の万全を図ることを目的とします。

##### 第2節 実施機関

災害対策を実施するために必要な職員の人員確保は、市対策本部（職員班・水道総務班）において行うものとします。

##### 第3節 派遣（応援）の要請決定

###### （1）職員の派遣要請等

市対策本部（職員班・水道総務班）は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して市職員の確保が困難な場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づき、県若しくは他市町村に対し、職員の派遣を要請し、又は災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、指定地方行政機関若しくは指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとします。

なお、職員派遣の求め等を受けた機関は、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければなりません。

###### （2）職員の派遣のあつせん

市対策本部（職員班・水道総務班）は、必要な職種別人員を確保するため、災害対策基本法第30条の規定に基づき、県に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあつせんを求めることができます。

###### （3）県又は他の市町村への応援の要請等

県への応援の要請若しくは応急措置の実施の要請又は他の市町村への応援の要請については、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより行うものとします。

##### 第4節 職員派遣の要請及び職員派遣あつせんの要請の手続き

###### 1 職員派遣の要請

市対策本部（職員班・水道総務班）は、県、市町村、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請するものとします。

- （1）派遣を要請する理由
- （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
- （3）派遣を必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （5）その他職員の派遣について必要な事項

###### 2 職員派遣あつせんの要請

市対策本部（職員班・水道総務班）は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって職員派

### 【第3編 災害応急対策計画】

遣あつせんを要請するものとします。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項



【第3編 災害応急対策計画】

【 第 10 章 - 2 従事命令等による応急措置計画 】

第1節 目的

この計画は、災害対策に緊急に必要となる技術者等の業務従事者等の確保を円滑に行い、災害対策の万全を図ることを目的とします。

第2節 実施機関

従事命令又は協力命令の執行は、市対策本部（全実施班）において行うものとします。

第3条 従事命令等による応急措置の業務

市対策本部（全実施班）は、災害応急対策の緊急実施のため必要があると認める場合は、各法律に基づき、従事命令等により応急措置の業務を遂行するものとします。

1 従事命令等の種類、執行者等

従事命令等の種類、執行者等は、次のとおりです。

【命令区分、執行者等】

対象作業	命令区分	執行者	根拠法令	対象者
災害応急対策作業 (注1)	従事命令	県知事 市長	災害対策基本法 第71条第1項 第71条第2項	1 県知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業） (1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官・とび職 (5) 土木業者・建築業者及びこれらの従業者
	協力命令	県知事 市長	災害対策基本法 第71条第1項 第71条第2項	
災害救助作業 (注2)	従事命令	県知事	災害救助法 第24条	(6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道業者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 2 県知事の協力命令（災害応急対策及び救助作業） (1) 救助を要する者及び近隣の者 (市長は、県知事の委任を受け、命令することができます。)
	協力命令	県知事	災害救助法 第25条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	市長 警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第1項 第65条第2項 第65条第2項	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法 第29条第5項	火災の現場付近にある者
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法 第17条	市内に居住する者又は水防の現場にある者

(注1) 災害救助法に基づく救助を除く応急措置

(注2) 災害救助法に基づく救助

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 2 従事命令等の執行

市長が県知事の権限に属する応急措置の業務に係る従事命令等について、県知事から委任を受けて従事命令等を執行する場合は、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令を発令するものとします。

なお、従事命令等の執行については、この計画に定めるもののほか「第41章 応急公用負担計画」に定めるところによるものとします。

### 3 損害補償

市長が県知事の権限に属する応急措置の業務に係る従事命令等について、県知事から委任を受けて従事命令等を執行した場合において、その従事命令等によって災害応急対策に従事し、又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和40年鳥取県条例第7号）の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、これらの原因によって受ける損害を補償します。

なお、その他の損害補償は、次の法律又は条例に基づき行います。

- |                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| (1) 災害救助法第29条                 | } | 倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）に基づき損害を補償します。 |
| (2) 災害対策基本法第84条               |   |   |
| (3) 消防法第36条の3                 |   |   |
| (4) 水防法第34条                   |   |   |
| (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 |   |   |
| (6) 海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律   |   |   |

【 第10章－3 労務者雇用計画 】

第1節 目的

この計画は、災害対策に臨時的に必要な労務者の雇上げを円滑に行い、災害対策の進捗を図ることを目的とします。

第2節 実施機関

災害対策を実施するために臨時的に必要な労務者の雇上げは、市対策本部（職員班・水道総務班）において行うものとします。

第3節 労務者の雇入手続き

市対策本部（職員班・水道総務班）は、職員の状況を把握し、必要な業務量に対し労力が不足している場合、又は応急措置の進捗を図るために特に必要があると認める場合は、次により労務者の雇上げを行うものとします。

1 雇上げの手続き

市対策本部（職員班・水道総務班）は、必要な業務量に対し不足している労力について、臨時的に会計年度任用職員等の雇上げを行うものとします。

2 公共職業安定所に対する労務者の斡旋依頼

市対策本部（職員班・水道総務班）は、労務者の確保が困難な場合は、次に掲げる事項を記載した「資料編 労務者斡旋依頼票（様式3-10-1）」をもって、公共職業安定所に対し、労務者の斡旋を依頼するものとします。

- (1) 業務内容
- (2) 業務期間
- (3) 労働時間
- (4) 業務場所
- (5) 必要な労務者数
- (6) 賃金の額
- (7) 残業の有無
- (8) 業務場所までの交通手段
- (9) その他必要な事項

3 労務者が行う業務の例

労務者が行う業務の例については、次のとおりとします。

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療、助産のための移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救援物資の整理、輸送
- (6) 遺体の捜索、処理（埋葬を除きます。）

【第3編 災害応急対策計画】

第11章 水防計画（応急対策）

第1節 目的

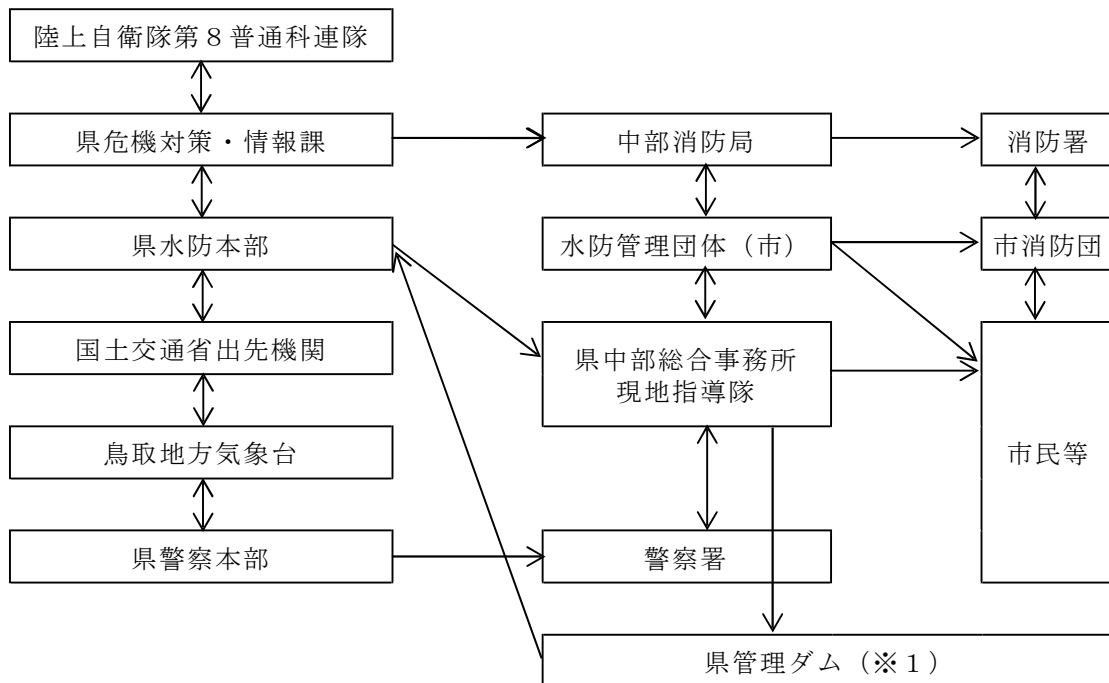
この計画は、水防法第33条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を定めることにより、市における洪水に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とします。

第2節 水防組織

1 県内の水防体制

県内の水防体制は、次のとおりです。

【県内の水防体制】



※1 各県管理ダムにおける水防体制は、各ダムの洪水警戒体制による。  
なお、各機関の役割は、次のとおりです。

【各機関の役割】

機関の区分	実施する業務
国土交通省・県 （河川管理者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地パトロール</li> <li>防災に必要な情報（雨量・水位データ、水防警報・洪水予報等）を水防管理団体、水防機関に提供</li> <li>現地指導隊として、危険箇所が必要な水防工法の指示等</li> </ul>
市（水防管理団体）	現地で活動する市消防団の総括、指揮
中部消防局・市消防団 （消防機関）	現地での水防活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>FAX又はインターネットにより情報を共有化</li> <li>現場の状況に応じ、県（中部総合事務所県土整備局）と水防管理団体が連携し、水防活動を実施</li> </ul>	

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 2 市の水防組織

市（防災安全課）は、警報・注意報等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市役所に市警戒本部又は市対策本部を設置するものとします。

なお、市対策本部の組織及び所掌事務等は、「第1章 組織計画」に定めるところによるものとします。

また、水防機関である中部消防局及び市消防団は、防災センター（消防局併設）を拠点施設として活動を実施します。

### 3 配備及び動員体制

職員の配備及び動員については、「第2章 配備及び動員計画」に定めるところによるものとします。

## 第3節 気象情報連絡

鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県が受報し、市（防災安全課）及び防災関係機関へ伝達します。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代えることとしています。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていません。

情報を受けた市（防災安全課）は、必要に応じて直ちに市民等へ情報を伝達するものとします。

なお、気象情報の伝達系統については、「第3章 情報収集伝達計画」に定めるところによるものとします。

## 第4節 水防警報及び洪水予報

### 1 水防警報、洪水予報の基準となる水位観測所及び水位

市における水防警報、洪水予報の基準となる水位観測所及び水位は、次のとおりです。

#### 【水防警報、洪水予報の基準となる水位観測所及び水位】

河川名	観測所名	所在地	平常水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)
天神川	小田	倉吉市小田	0.8	3.5	4.5	5.7	6.9	8.320
	竹田橋	倉吉市伊木	2.0	2.9	3.9	4.7	5.95	6.713
小鴨川	河原町	倉吉市河原町	1.0	2.2	3.2	3.7	4.2	5.081
国府川	福光	倉吉市福光	0.8	1.8	2.5	3.3	3.6	4.151

### 2 水防警報

(1) 水防法第16条の規定により、国においては国土交通省大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生じるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行います。

#### (2) 水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりです。ただし、急を要する場合には、この段階によらないことができるものとされています。また、水防上必要な指示（情報の提供を含みます。）は、各段階においてその都度発することができるものとされています。

【第3編 災害応急対策計画】

【水防警報河川（洪水）】

段階の別		水防計画の意味・内容	水防警報の発令基準
1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・崩壊（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5	解除	水防活動を必要とする出水河川状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水位が氾濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

（3）水防警報対象河川

市内における水防警報対象河川は、次のとおりです。

【水防警報及び洪水予報対象河川】

河川名	区域			
	上流端		下流端	水位又は洪水予報の基準点
天神川	左岸	東伯郡三朝町大字牧字墓ノ前 262 番 1 地先	海まで	小田 竹田橋
	右岸	東伯郡三朝町大字赤松字築出し 7 番地先		
小鴨川	左岸	倉吉市関金町泰久寺字神田 1096 番 1 地先	天神川合流点まで	河原町
	右岸	倉吉市関金町今西字上山根 1480 番 1 地先		
国府川	左岸	倉吉市上福田字井手領 747 番 3 地先	小鴨川合流点まで	福光
	右岸	倉吉市上福田字小井手 240 番地先		

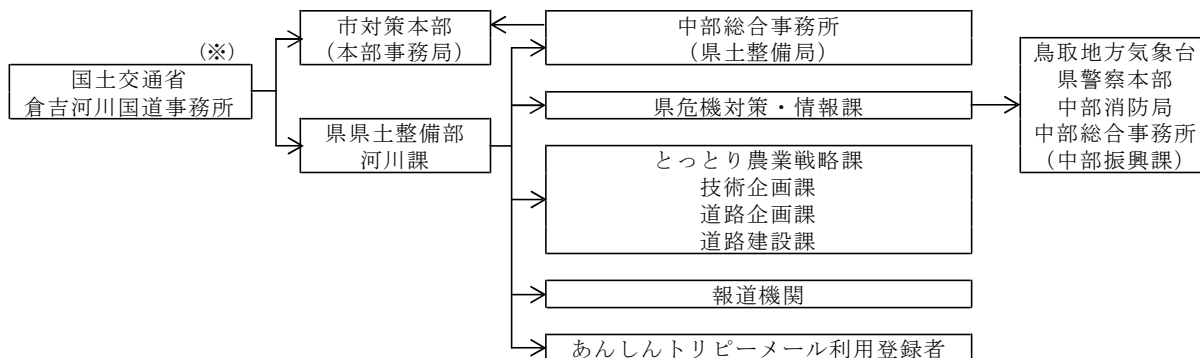
（4）水防警報の伝達

国土交通省は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた伝達系統に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に防災関係機関へ情報を伝達します。

なお、水防警報の伝達系統は、次のとおりです。

【第3編 災害応急対策計画】

【水防警報の伝達系統】



(※) 国土交通省倉吉河川国道事務所から市への伝達は、運用上の取扱いです。

なお、水位周知河川における水位情報は、市長による避難指示等の判断に資するため、必ず通報しなければなりません。(平成 25 年 7 月 11 日水防法改正関係)

また、この通知は、水防管理団体及び避難指示等を判断する長への通報です。(平成 25 年 7 月 11 日水防法改正関係)

(5) 水防活動計画

ア 市対策本部（河川道路班・下水道班・地域整備班・消防班）は、気象警報を受信した場合又は洪水の危険が予想される場合は、河川、池、堤防等の危険箇所の巡視及び警戒にあたるものとします。

イ 消防機関の出動

市対策本部（消防班）及び中部消防局は、水防警報を受信した場合は、その指示に基づき、待機、準備し、又は出動するなど必要な措置を講じるものとします。

なお、消防機関の出動体制は、「第7章 消防等活動計画」に準ずるものとします。

3 洪水予報

(1) 水防法第 10 条、第 11 条及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、洪水予報指定河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合は、国においては国土交通省大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を公表します。

【洪水予報のレベル】

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市・住民の行動
レベル 5	洪水警報	氾濫発生情報	< 氾濫発生 >	・逃げ遅れた住民の救出等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル 4		氾濫危険情報	氾濫危険水位	・住民の避難完了
レベル 3		氾濫警戒情報	避難判断水位	・市の避難指示の発令の目安 ・住民の避難開始
レベル 2	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位	・市の高齢者等避難の発令の目安 ・高齢者等の避難開始
レベル 1	(発表なし)	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機

洪水の

【第3編 災害応急対策計画】

危険レベル	
レベル5	<b>▼氾濫の発生</b> ・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	<b>▼計画高水位</b> <b>▼氾濫危険水位</b> ・住民の避難完了
レベル3	<b>▼避難判断水位</b> ・市は避難指示の発令を判断 ・住民は避難を開始
レベル2	<b>▼氾濫注意水位</b> ・市は高齢者等避難の発令を判断 ・市民は、氾濫に関する情報に注意 ・高齢者等は避難を開始 ・水防団出動
レベル1	<b>▼水防団待機水位</b> ・各水防機関が水防活動について準備する水位

(2) 洪水予報対象河川

市内における洪水予報対象河川は、上記「水防警報及び洪水予報対象河川」のとおりです。

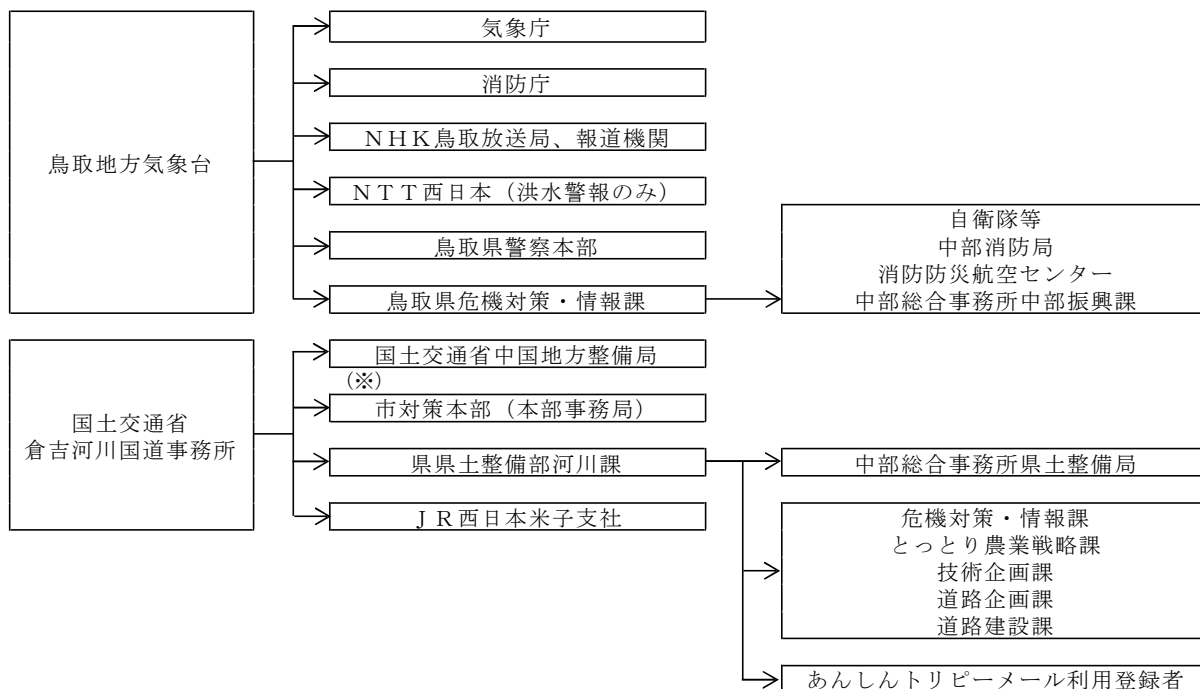
(3) 洪水予報の伝達

県及び防災関係機関は、洪水予報が発表された場合は、浸水想定区域ごとに次に定める伝達系統に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報を伝達するものとします。

また、市対策本部（本部事務局）は、洪水予報を受信した場合は、必要に応じて直ちに市民等へ情報を伝達するものとします。

なお、洪水予報の伝達系統は次のとおりとし、市対策本部から市民等への伝達手段については、「第3章 情報収集伝達計画」に定めるところによるものとします。

【洪水予報の伝達系統】 浸水想定区域：天神川水系天神川・小鴨川・国府川



(注) 国土交通省倉吉河川国道事務所及び県から市対策本部への通報は、運用上の取扱い水防管理団体及び避難指示等を判断する長への伝達です。(平成25年7月11日水防法改正関係)

第5節 雨量及び水位の通報



## 【第3編 災害応急対策計画】

### 1 雨量及び水位の情報収集

(1) 市対策本部（本部事務局・河川道路班・下水道班・地域整備班）は、市内の主要河川の水  
位及び雨量について、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム  
及びインターネット等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとしま  
す。

(2) 水防法第12条及び第12条第2項の規定に基づき、量水標等の示す水位が水防団待機水位  
及び氾濫注意水位を超えるおそれがある場合は、(1)の手段により情報の収集に努めるもの  
とします。

なお、市内の水位及び雨量観測所は、「資料編 市内の水位及び雨量観測所一覧（資料  
3-11-1）」のとおりです。

(3) 県は、水防活動等に資するため、水位到達メール配信システムにより、県及び市の水防担  
当者へ水位情報の情報提供を行うものとします。

### 2 水位の通報

県は、水防法第13条第2項の規定により、避難判断水位を定めた水位周知河川の水位がこれ  
に達したとき、河川管理者は関係機関、市に通知し、住民に周知しなければならないこととし  
ます。

### 3 通報を受けた場合の処置

市対策本部（総務班・河川道路班）は、国土交通省又は県からの雨量及び水位の通報を受け、  
水防体制をとる必要がある場合は、県と緊密な連絡を取るとともに、市対策本部の設置、危険  
箇所警戒等の内容に応じた適切な処置を講じるものとします。

## 第6節 水防配備

### 1 市の非常配備

市対策本部は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあ  
ると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理す  
るものとします。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
警戒体制 I	水防に関する警報・注意報等が発せ られたが、具体的な水防活動を必要 とするに至るまでにはかなり時間的 余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に 当たり、事態の推移に よっては、直ちに第2 配備の招集その他の活 動ができる体制	数名の職員が対応
警戒体制 II	1 水防活動を必要とする事態の発 生が予想され、数時間後には水防 活動の開始が考えられるとき 2 市長又は消防団長が必要と認め て指令したとき	水防活動の必要な事態 が発生すれば、そのま ま水防活動（災害の応 急対策）が遅滞なく遂 行できる体制	各班の所属職員の 半数を動員
非常体制	1 激甚な災害が予想されるとき又 は危険性が大で第2配備で処理で きがないと認められるとき 2 市長又は消防団長が必要と認め て指令したとき	完全な水防体制	消防分団員の全員 及び応援を求めら れた分団の団員を 動員

### 2 消防団の非常配備

### 【第3編 災害応急対策計画】

市対策本部は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとします。その基準は概ね次のとおりとします。

なお、活動にあたっては、消防団員の安全確保を十分配慮したうえで出動させることとします。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団員を所定の詰所等に待機させ、分団長は、その後の情勢を把握することに努め、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時	団長及び副団長は市対策本部に集合し、分団長を含む団員は所定の詰所に集合し、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市対策本部が配備解除の指令をしたときとする	

#### 第7節 監視及び警戒

市対策本部（河川道路班・消防班）は、水防警報が発表されたときから既往の被害箇所その他特に重要な危険箇所に重点を置いて監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見した場合には、直ちに県へ報告するとともに、水防作業を開始するものとします。

また、市対策本部（本部事務局）は、水防のために必要があると認めた場合は、水防法第22条の規定に基づき、警察へ警察官の出動を求めることができます。

#### 第8節 水防作業

##### 1 作業の留意事項

(1) 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げる場合が多いですが、時には数種の工法を施して初めてその目的を達成することがあるため、当初施行の工法で効果が認められない場合は、これに代わる工法を次々に行い、極力被害の防止に努めるものとします。

(2) 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよりますが大体最大時か又はその前後です。堤防斜面のくずれ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならないこととします。

##### 2 安全配慮

(1) 洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。

(2) 避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならないこととします。

【第3編 災害応急対策計画】

第9節 水防信号、水防標識等

1 水防信号

水防法第20条の規定に基づき、県が定める水防信号は、次のとおりです。

出動信号 消防団員の全員が出動すべきことを知らせるもの

危険信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

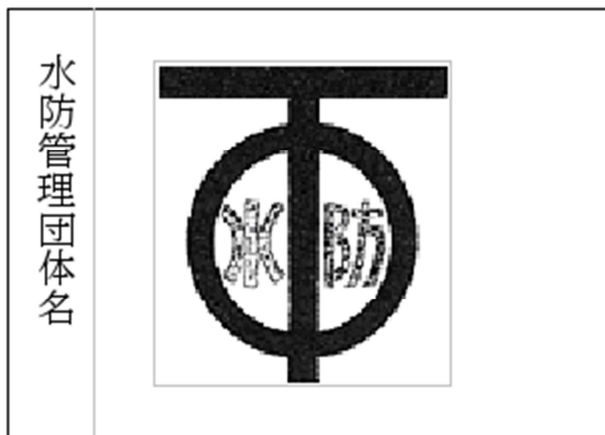
【水防信号】

種別	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	○-○-○ ○ ○-○-○ 3点と1点の斑打	○- ○- 10秒 10秒 10秒
危険信号	○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ 5連打	○- ○- 30秒 30秒 30秒

2 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりです。

【水防標識】



※1 大きさは、縦60センチメートル、横90センチメートルとします。  
 ※2 「水防」の文字は赤色、その他は黒色とします。

3 身分証票

市及び消防団に属する者が、水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとします。

【第3編 災害応急対策計画】

【身分証票】

表面	裏面
<p>第 号</p> <p>水防要員の証 所属所</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日交付</p>	<p>この証票を携帯する者は、水防法第49条第1項の規定により、水防計画作成のために必要な土地に立ち入り、調査することができる。</p> <p>水防法(抜すい) (資料の提出及び立入り)</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画作成のために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>鳥取県水防信号等に関する規則(抜すい) (身分を示す証票)</p> <p>第4条 法第49条第2項の身分を示す証票は、様式第2号のとおりとする。</p>

第10節 協力及び応援

1 河川管理者の協力

国及び県等の河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行うこととされています。

2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、市対策本部（水防管理者）は、他の水防管理者に対して応援を求めるものとします。

なお、応援のため派遣される者は、できる限り所要の器具資材を携行し、市対策本部（水防管理者）の所轄の下に行動するものとします。

3 警察官の援助要求

市対策本部（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、倉吉警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとします。

その方法等については、あらかじめ倉吉警察署長と協議しておくものとする。

4 自衛隊の派遣要請

市対策本部（水防管理者）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県（知事）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとします。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとします。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間

## 【第3編 災害応急対策計画】

- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、自衛隊の災害派遣要請の要求手続きについては、「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

### 5 国（倉吉国道河川事務所、鳥取地方気象台等）との連携

#### (1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行うこととします。

#### (2) ホットライン

国土交通省倉吉河川国道事務所は、洪水特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）に達したことへの通知や、巡視等で判明した漏水等による堤防の脆弱化に伴う破堤の危険性等、避難指示の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により、速やかに市対策本部（本部事務局）に通報・伝達するものとします。

### 6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとします。

## 第11節 決壊等の通報及び決壊後の処置

- 1 市対策本部（本部事務局）、中部消防局及び水防協力団体は、水防法第25条の規定に基づき、堤防その他の施設が決壊した場合は、直ちにその旨を中部総合事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければなりません。
- 2 中部総合事務所長は、これらの報告を受けた場合は、速やかに県（水防本部長、危機管理局長）、倉吉警察署長及び消防署長その他必要な機関に連絡をするとともに、職員を出動させ指導にあたらせるものとします。
- 3 市対策本部（河川道路班・消防部）及び県は、水防法第26条の規定に基づき、堤防その他の施設が決壊した場合は、決壊といえども氾濫による被害が拡大しないように努めなければなりません。

## 第12節 費用負担及び公用負担権限

### 1 費用負担

水防法第41条の規定に基づき、市の水防に要する費用は、市が負担するものとします。

また、水防法第23条の規定に基づき、他市町村の応援に要する費用は、受援市町村が負担するものとします。

なお、応援に伴い負担する費用の額及び負担の方法については、応援市町村と受援市町村が協議して定めるものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 2 公用負担権限

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市対策本部（水防管理者）、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができるものとします。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 工作物その他の障害物の処分

水防法の規定に基づく応急公用負担については、「第41章 応急公用負担計画」に定めるところにより行うものとします。

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市対策本部（水防管理者）、消防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならないこととします。

公用負担権限委任証	
〇〇〇消防団 〇〇分団長	
氏 名	
上記のものに、	区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明します。
	水防管理者 倉吉市長
	印

#### (3) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとします。

### 第13節 避難のための立退き

市対策本部（本部事務局）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の住民に対し、準備又はその立退きを指示するものとします。この場合、市対策本部（本部事務局）は、警察にその旨を通知するものとします。

また、市対策本部が立退きを指示することが困難な場合は、警察が市対策本部に代わって指示するものとします。

なお、前記のほか、避難のための立退きに関し必要な事項は、「第5章 避難計画」に定めるところによるものとします。

#### 1 立退き計画の作成等

## 【第3編 災害応急対策計画】

水防管理者（市長）は、倉吉警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を消防署長その他必要な所に通知するものとします。

### 2 水防管理者の立退き指示

- (1) 洪水により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、市長が準備並びに立退きを指示する。ただし、市長が不在の場合は、倉吉警察署長がこれに代わって指示することとします。
- (2) 市長が指示する場合は、倉吉警察署長にその旨を通知しなければならないこととします。

## 第14節 水防配備の解除

### 1 非常配備の解除

市対策本部（本部事務局・河川道路班）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、市域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知させるとともに、中部総合事務所（県土整備局）に対し、その旨を報告するものとします。

### 2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市対策本部が配備解除の指令をしたときとします。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならないこととします。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告します。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備することとします。

## 第15節 水防顛末報告

水防が終結した場合は、市（防災安全課・建設課）は、「資料編 水防活動実績表（様式 3-11-1）」及び「資料編 水防活動による使用（消費）資材費内訳（様式 3-11-2）」を作成し、遅滞なく中部総合事務所（県土整備局）に報告するものとします。

## 第16節 排水樋門及び溜池の管理

### 1 排水樋門の管理

#### (1) 排水樋門の操作要領

##### ア 操作の準備

市対策本部（河川道路班・地域整備班）及び土地改良区その他の樋門の施設管理者は、洪水等により被害が生じるおそれがある場合は、速やかに排水樋門の操作に係る準備を行い、警戒の態勢に入るものとします。

##### イ 警戒態勢における措置

市対策本部（河川道路班・地域整備班）及び土地改良区その他の樋門の施設管理者は、警戒の態勢に入った場合は、次に掲げる措置を講じるものとします。

##### (ア) 操作担当者の配置

##### (イ) 排水樋門の操作のための点検

##### (ウ) その他排水樋門の管理上必要な措置

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### ウ 操作の方法

- (ア) 操作担当者は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければなりません。
- (イ) 操作担当者は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地の氾濫を防止するよう操作しなければなりません。

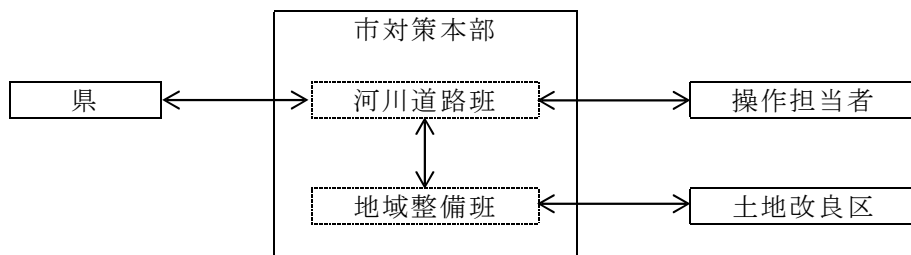
#### エ 警戒態勢の解除

市対策本部（河川道路班・地域整備班）及び土地改良区その他の樋門の施設管理者は、洪水等による被害のおそれなくなった場合は、警戒の態勢を解除するものとします。

#### (2) 排水樋門の連絡体制

排水樋門の連絡体制は、次のとおりとします。

#### 【排水樋門の連絡体制】



(※) 電話で情報伝達を行うものとします。

#### (3) 排水樋門の状況

市内の重要排水樋門は、「資料編 市内の重要排水樋門一覧表（資料 3-11-2）」のとおりです。

また、市内の重要取水樋門は「資料編 市内の重要取水樋門一覧表（資料 3-11-3）」のとおりです。

## 2 溜池の管理

### (1) 豪雨時の対策

ア 土地改良区その他の溜池の施設管理者は、必要に応じて監視人を待機させるものとします。

イ 時間雨量 30 mm以上の降雨の場合は、監視人は溜池に行き、次の事項に注意するものとします。

- (ア) 樋管を抜くこと。（取水口の樋を閉塞し得る場合は閉めること。）
- (イ) 流域の状況に注意すること。土砂災害の起こりやすい場所は特に注意すること。
- (ウ) 流入する水に注意すること。浮遊物に樹木が混じったり、水が急激に濁ったりした場合は、流域に土砂災害が発生したことがあるので、余水の水位上昇に注意すること。
- (エ) 監視人は、余水吐が計画溢流水深に達した場合には、関係集落及び市対策本部（地域整備班）に急報し、流心の方角にあたる集落に避難の準備をさせること。  
なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し、決壊のおそれがある場合は、仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達すること。
- (オ) 放水路に注意して堤体が洗われないか注意すること。
- (カ) 水位の上昇度を 15 分ごとに調べること。
- (キ) その他急変の場合は、早急に市対策本部（地域整備班）に連絡すること。



【第3編 災害応急対策計画】

ウ 関係集落及び市対策本部（地域整備班・消防班）は、監視人からの急報を受けた場合は、土ひょう、むしろ、かます、縄、杭等あらかじめ用意した応急資機材を持ち現場に急行し、必要に応じて応急措置を実施するものとします。

エ 監視人は、洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も待機するものとします。

オ 県は、市対策本部（地域整備班）、土地改良区その他の溜池の施設管理者に対し、決壊のおそれのある場合の応急措置の助言指導を行うものとします。

(2) 地震時の対策

ア 土地改良区その他の溜池の施設管理者は、震度4（堤高が15m未満の溜池にあつては、震度5弱）以上の時には速やかに目視により外観を点検し、市対策本部（地域整備班）に報告するものとします。このとき、異常の無い場合も報告を行うものとします。

イ 緊急点検は、以下の事項に注意し、速やかに実施するものとします。

- (ア) 堤体全体の亀裂、崩壊、段差等の確認を行う。
- (イ) 堤体や余水吐の漏水、亀裂、崩壊、段差等の確認を行う。
- (ウ) 余水吐の障がい物を確認する。
- (エ) 周辺地山の段差、亀裂の確認を行う。
- (オ) 流域の地山の崩壊、地滑り等の確認を行う。
- (カ) 水位の上昇を15分ごとに確認する。
- (キ) その他急変の場合

ウ 土地改良区その他の溜池の施設管理者は、1週間を目安に緊急点検と同様の目視観測を行い、市対策本部（地域整備班）に報告する。（比較的強い地震の場合は発生後に被害が認められなくても、一定期間を経過した後に被害が発生することがあるため）

(3) 溜池管理の連絡体制

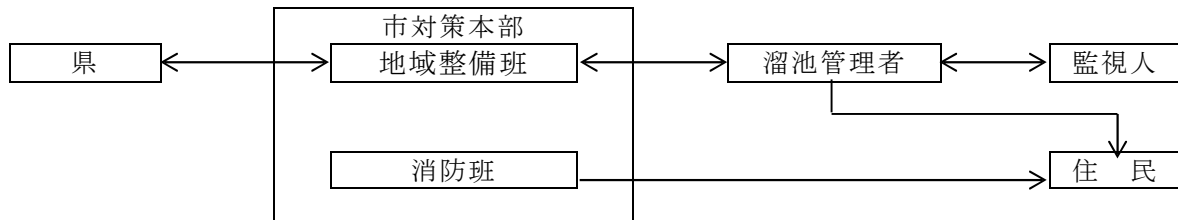
土地改良区その他の溜池の施設管理者は、(1)イ(エ)のほか、次の場合において、溜池の状況及び溜池に関して行う措置等について、市対策本部（地域整備班）、県及び住民に対し、情報伝達及び注意喚起を行うものとします。また、市対策本部（本部事務局）は、防災行政無線等により、被害が想定される住民に、早急に情報伝達及び注意喚起を行うものとします。

ア 災害の発生が予想され、危害防止のために必要がある場合

イ 溜池が決壊するおそれがあり、又は決壊した場合

なお、溜池管理の連絡体制は、次のとおりとします。

【溜池管理の連絡体制】



(4) 溜池の状況

市内における溜池は、「資料編 市内の溜池一覧表（資料3-11-4）」のとおりです。

## 第12章 機械資機材の調達計画

### 第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とします。

### 第2節 実施機関

- 1 応急対策に必要な資機材は、原則として、市対策本部（土木管理班）が調達するものとします。ただし、水道施設及び下水道施設の応急対策に必要な資機材については、市対策本部（水道総務班）が調達するものとします。
- 2 必要に応じて、市が使用する資機材を、県が一括して調達するものとします。
  - (1) 複数市町村及び複数現場で大規模に被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等は、県が、調達元、調達先、調達数量などの総合的な調整を行うことになっています。
  - (2) 県は、市町村等の要請元に対して県が一括して調達する旨を連絡し、必要な資機材を県に申し出るよう助言することになっています。
- 3 県は、県内調達で不足するとき、中国地方整備局等関係指定地方行政機関に対する応援要請により所要の資機材の確保を図ることになっています。
- 4 県は、必要に応じ、自衛隊に対する災害派遣要請等により応急対策を図ることになっています。

### 第3節 市における調達方法

- 1 市対策本部（土木管理班）は、倉吉市建設協議会との「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、応急対策に必要な資機材の種類、数量を把握し、市内の建設業者から調達するものとします。

この場合における資機材の輸送は、原則として調達先の建設業者が実施するものとします。
- 2 市対策本部（土木管理班）は、市内の建設業者からの調達だけで不足する場合は、県へ応援を要請するものとします。

この場合における輸送方法、集積場所については、県の指示により行うものとします。

なお、応援要請の方法については、「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。
- 3 水道施設の応急対策に必要な資機材の調達については、「第37章 水道施設応急対策計画」に定めるところによるものとします。
- 4 下水道施設の応急対策に必要な資機材の調達については、「第38章 下水道施設応急対策計画」に定めるところによるものとします。

## 第13章 災害救助法の適用計画

### 第1節 目的

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請に係る事務を的確に実施することにより、応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とします。

### 第2節 災害救助法の適用

県は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、第3節に掲げる適用基準の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに災害救助法を適用するものとします。

災害救助法による救助の要否は、市町村の区域単位ごとに判定を行います。

### 第3節 災害救助法の適用基準等

#### 1 規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（市町村で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われます。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、次のとおりです。

#### 【災害救助法の適用基準】

適用条項 (災害救助法 第1条第1項 各号)	基準	具体例等
第1号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	基準数は、表-1「災害救助法適用基準表」の基準1号のとおり
第2号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	基準数は、表-1「災害救助法適用基準表」の基準2号のとおり
第3号前段	県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市内の滅失世帯数が多数である場合	多数…5世帯以上
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき <b>【内閣府令で定める特別の事情】</b> 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯…5世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の技術を必要とする場合。 ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第4号	多数の者が生命又は身体の影響を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき <b>【内閣府令で定める基準】</b> (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積

【第3編 災害応急対策計画】

	<p>(2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>○特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給等</p>	<p>雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生)。</p> <p>・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。</p>
--	---	---

なお、滅失世帯数の算定方法は、災害救助法適用基準表のとおりです。

【災害救助法適用基準表】

市町村名	人口 (人)	滅失世帯数 (世帯)		備 考
		基準1号	基準2号	
倉吉市	49,044	60	30	平成27年10月1日現在 (国調)
<p>○滅失世帯数の算定方法 (災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号に適用)</p> <p>全壊・全焼・流出世帯…1世帯</p> <p>半壊・半焼する等著しく損傷した世帯…1/2世帯</p> <p>床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯…1/3世帯</p>				

3 災害救助法による被害状況の認定基準

災害救助法の適用基準の判定に必要な被害状況の認定基準については、次のとおりです。

【災害救助法による被害状況認定基準表】

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとしします。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとしします。
	負傷 (重傷) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みの者としします。
住居の被害	全壊 全焼 流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとしします。
	半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとしします。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとしします。

(※1) 「一部損壊」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとしします。

(※2) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとしします。

(※3) 「棟」とは、1つの独立した建物をいいます。

なお、母屋に付着している風呂場、便所棟は母屋に含め1棟とししますが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟としします。

(※4) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問いません。

(※5) 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいいます。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第4節 災害救助法の適用手続き

市対策本部（本部事務局）は、災害に際し、市における災害が第2節の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県に報告しなければなりません。

県は、市対策本部（本部事務局）から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求めるなど必要な措置を講じ、災害救助法の適用を決定するとともに、市対策本部（本部事務局）に必要な指示を行うものとします。

なお、災害救助法の適用手続きに係る市対策本部の事務及び災害救助法が適用された後の災害救助法に関する事務は、本部事務局が担当するものとします。

### 第5節 救助の実施

#### 1 実施機関

災害救助法による応急的救助の実施体制は、「資料編 災害救助法による応急的救助の実施体制図（資料3-13-1）」のとおりです。

##### （1）市

市対策本部（全実施班）は、県の補助機関として救助に関する事務を適正に実施するとともに、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県に報告するとともに、その後の処置に関して県の指揮を受けなければなりません。

##### （2）県

災害が大規模で、災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととしますが、次の事項に該当する場合は、県の権限に属する事務の一部を市対策本部に行わせることとします。

ア 市対策本部（全実施班）が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。

イ 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出など緊急を要する救助及び学用品の給与など県において困難な救助の実施に関する事務であること。

なお、この場合、県は、市対策本部（全実施班）が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市対策本部（全実施班）に通知するものとします。

#### 2 救助の種類

- （1）避難所、応急仮設住宅の設置
- （2）食品、飲料水の給与
- （3）被服、寝具等の給与又は貸与
- （4）医療、助産
- （5）被災者の救出
- （6）住宅の応急修理
- （7）学用品の給与
- （8）埋葬
- （9）死体の捜索及び処理
- （10）住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

【第3編 災害応急対策計画】

3 災害救助に関する組織

災害救助組織については、市対策本部の組織をそのまま活用し、救助活動はそれぞれの実施班において実施するものとしますが、対策本部長の指揮の下、各実施班が一体的な協力によりこれを実施するものとします。

【災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難指示等が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の供与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市（県が委任）	避難所に受入れされた者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	調達：県 供給：市（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外。 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、光熱材料を目安とする。 ・夏期と冬期で限度額に差がある。
医療	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。
助産	県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかかった者の救出	市（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	・捜索期間（3日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
災害にかかった住宅の応急修理	市（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	・修理場所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の給与	市（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、修学上支障のある児童生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬	市（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。
遺体の捜索	市（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、3日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。
遺体対策	市（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が委託）	災害の際死亡した者	・埋葬を除く。
障害物の除去	市（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことの	・通常は、当該災害によって住家が直

【第3編 災害応急対策計画】

		できない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助のための輸送	県市（県が一部委任）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の避難（被災者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送）</li> <li>2 医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等）</li> <li>3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送）</li> <li>4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む））</li> <li>5 遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送）</li> <li>6 遺体対策等（遺体対策・検案のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）</li> </ol>	

\*「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市が連携して実施するものとする。

\*床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

第6節 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日号外内閣府告示第228号）」のとおりです。

なお、市対策本部（本部事務局）は、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県と協議し、その同意の下に実施するものとします。

第7節 費用の支弁

災害救助法による救助に要する費用は、県が支弁します。

## 第14章 食糧供給計画

### 第1節 目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し又は現物で給与し、若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とします。

### 第2節 実施機関

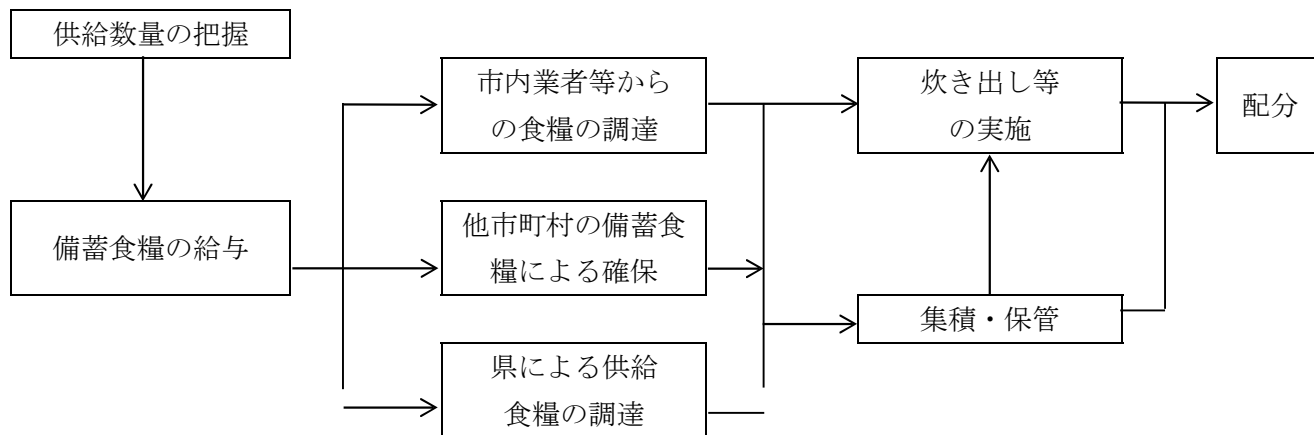
- 1 被災者への食糧の供給は、市対策本部（本部事務局・給食班）が実施します。
- 2 市対策本部（本部事務局・給食班）だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援します。
- 3 発災直後から市対策本部（本部事務局・給食班）の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努めることとします。
- 4 食糧供給の方法等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて実施するものとします。

### 第3節 災害時における食糧供給の実施

#### 1 災害時における食糧供給に係る主な流れ

災害時に市対策本部（本部事務局・給食班）が実施する食糧供給に係る主な流れは、次のとおりです。

#### 【食糧供給の主な流れ】



#### 2 供給数量の把握

##### （1）供給を実施する場合の要件

市対策本部（本部事務局・給食班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当し、対策本部長が必要と認めた場合は、食糧の供給を実施するものとします。

ア 被災者に対し、現物での給与又は炊き出しによる給食を実施する必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を実施することができないため、その機関を通じないで供給を実施する必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を実施する必要がある場合

##### （2）供給食糧



## 【第3編 災害応急対策計画】

ア 供給食糧は、米穀、弁当、おにぎり、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定します。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む。）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者用の食糧の供給に努めることとします。

イ 時機を失することなく初動期の食料調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとします。

- (3) 供給数量 供給数量は、避難所の避難者数に加え、住家やライフラインの被害状況等の災害情報をもとに地域の自主避難所の自主避難者数等を推定し、全体の供給対象者数を概算し、これに供給日数を乗じて得た数量とします。

### 3 備蓄食糧の供与

市対策本部（本部事務局）は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し、供給するものとします。

なお、市で備蓄している物資及び数量等は、「第2編 第15章 生活必需物資備蓄・調達計画「資料編 市が保有する備蓄物資の品目、種類等一覧表（資料2-15-1）」のとおりです。

### 4 不足分の食糧の確保

#### (1) 市内業者等からの食糧の調達

ア 市対策本部（本部事務局・給食班）は、不足分の食糧について市内の事業者等から調達が可能な場合は、県と供給数量の調整を行った上で食糧の確保を図るものとします。

イ 調達する食糧は、2（2）の食糧の中から被災地の実情等を判断して決定するものとします。

ウ 市内業者等から食糧を調達する場合における食糧の輸送は、原則として、調達先の事業者等において実施するものとします。この場合において、市対策本部（本部事務局・給食班）は、輸送に必要な情報（輸送日時、場所及び経路等）を事業者に連絡し、輸送の円滑な実施を図るものとします。ただし、事業者等において輸送を実施することが困難な場合は、「第26章 輸送計画」に定めるところにより市対策本部（秘書広報輸送班）が実施するものとします。

#### (2) 県に対する供給要請

ア 県内他市町村の備蓄食糧による確保

##### (ア) 供給要請

市対策本部（本部事務局）は、自ら備蓄する食糧だけで不足する場合は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、県内市町村で連携して備蓄している食糧について、県に供給の調整を要請するものとします。

##### (イ) 輸送

備蓄食糧の輸送は、応援市町村において実施するものとします。ただし、被災状況等によっては、県と応援市町村の間で輸送手段等を調整するものとします。

##### (ウ) 応援に要する費用

応援に要する費用は、原則として受援市町村が負担するものとします。

イ 県による食糧の調達

##### (ア) 要請

市対策本部（本部事務局・給食班）は、不足分の食糧を確保するため、供給食糧の確保に必要な事項を示して、県に食糧供給の要請を行うものとします。

なお、県に対する食糧供給の要請方法については、「第8章 広域応援計画」に定めるところ

【第3編 災害応急対策計画】

によるものとします。

(イ) 輸送及び引受責任者等

- a 市対策本部（本部事務局・給食班）は、県に供給食糧の品目、数量、輸送方法、引受場所及び輸送予定日時を確認するものとします。
- b 市対策本部（商工観光班・給食班）は、供給食料の品目、数量等を踏まえ、食糧の集積・保管場所を決定し、引受責任者を定めて集積・保管体制を整えるものとします。
- c 市対策本部（秘書広報輸送班・商工観光班・給食班）は、必要に応じて、民間の配送事業者等の協力を得て、集積・保管場所から配分先までの食糧配給計画を定め、適正な食料の保管及び円滑な配給に努めるものとします。

なお、食糧配給計画に定めるべき事項は、概ね次のとおりとします。

- (a) 引受責任者、引受場所、引受準備等を定めた引受要領
  - (b) 配分先ごとの供給食糧の品目、数量、配分方法等を定めた配分要領
  - (c) 集積・保管場所から配分先までの輸送経路、輸送方法等を定めた輸送要領
  - (d) 炊き出しの場所、炊き出し人員、必要物品等を定めた炊き出し要領
  - (e) 供給食糧の一時保管場所及び方法等を定めた保管要領
  - (f) その他引き受け、炊き出し及び配分を行うために必要な事項
- d 市における供給食糧の集積・保管場所（予定）は、次のとおりです。

【集積・保管場所（予定）】

施設名	所在地	施設管理者	備考
倉吉スポーツセンター体育館	倉吉市葵町	社会教育課（指定管理）	物資集積センター
倉吉市立学校給食センター	倉吉市生田 693-1	給食センター	炊き出し用食料

5 配分、炊き出し

(1) 配分に係る体制の整備

- ア 市対策本部（避難班・避難支援班）は、地域の自主防災組織等と連携し、避難所運営組織（食料・物資班）の立上げ等により避難所における食糧の配分体制を整備するものとします。
- イ 県は、市のみでは実施が困難な場合は、職員を派遣するなどして市を支援します。

(2) 配分の方法

市対策本部（避難班・避難支援班）は、指定緊急避難場所等においては、避難所運営組織から避難者に対し、自主避難所等の避難者に対しては、最寄りの指定避難所で避難所運営組織から地域の自主防災組織に引渡しを行うことを通じて食糧を配分するものとします。

(3) 炊き出し要員及び資機材の確保

- ア 市対策本部（給食班）は、避難所等で炊き出しを実施する場合には、地域の自主防災組織、ボランティア及び倉吉市赤十字奉仕団の協力を得て、炊き出しを実施するものとします。
- イ 市対策本部（給食班）は、原則として、炊き出しを行う施設の資機材を利用して炊き出しを実施するものとします。ただし、それでもなお不足する場合は、個人等からの借り上げ等により必要数を確保するものとします。

(4) 炊き出しの実施予定場所

- ア 炊き出しの実施予定場所は、次のとおりとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 【炊き出し場所（予定）】

施設名	所在地	施設管理者	備考
倉吉市立学校給食センター	倉吉市生田 693-1	給食センター	

イ 建物の被災等により炊き出し所を使用できない場合は、調理設備を有する他の施設又は避難所の屋外に臨時炊き出し所を設置し、炊き出しを実施するものとします。

なお、避難所の屋外に臨時炊き出し所を設置した場合は、必要に応じて、避難者等に炊き出しの協力を求めるものとします。

#### (5) 配分、炊き出しに係る住民への周知等

市対策本部（本部事務局・給食班）は、食糧の配分又は炊き出しを実施する場合には、当該地区の自主防災組織を通じて住民に対象となる旨を周知するものとします。

#### (6) 要配慮者への配慮

市対策本部（避難班・避難支援班）は、要配慮者への食糧の配分にあたっては、地域の自主防災組織等と連携しながら要配慮者一人ひとりの状態に配慮した配分方法を検討し、要配慮者に食糧が行き渡らないことがないように、特に留意するものとします。

また、炊き出しの実施にあたっては、流動食など要配慮者の状態に応じた食糧の供給に努めるものとします。

#### (7) 自衛隊に対する支援要請

市対策本部（本部事務局）は、自衛隊による炊き出し支援を必要とする場合は、県を通じて要請するものとします。

なお、自衛隊への炊き出し支援を要請する場合は、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより実施するものとします。

### 6 供給食糧の衛生管理等

市対策本部（医療防疫班）は、消費期限のある食糧については、その管理に十分留意し、食中毒等の二次災害の防止を図るものとします。

なお、食糧の衛生管理については、「第19章 防疫計画」に定めるところにより実施するものとします。

## 第4節 災害救助法が適用された場合における食糧の供与

災害救助法が適用された場合における食糧の供与については、この計画に定めるもののほか、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合における炊き出し又は食糧の供与は、県が実施するものとします。ただし、県の権限を委任された場合は、市対策本部（給食班）が実施するものとします。

### 2 対象者

炊き出し又は食糧の供与の対象者は、次のとおりです。

#### (1) 避難所に収容された者

#### (2) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、土砂災害等のため、炊事ができない者

#### (3) 旅行者、一般家庭の来訪者、汽車の旅客等で、食糧を喪失し、持ち合わせのない者

### 【第3編 災害応急対策計画】

(4) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者

#### 3 実施期間の基準

炊き出し又は食糧の供与については、災害発生の日から7日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（本部事務局）は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を行うものとします。

#### 4 費用の種別及び内容の基準

##### (1) 主食費

ア 米穀販売業者から購入した場合の主食（販売価格）

イ 県が農林水産省から直接売却を受け、配分した場合の主食（直接売却価格）

ウ 事業者から購入した弁当、おにぎり、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パン等（購入価格）

##### (2) 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しません。（梅干、たくあん、野菜、みそ、しょうゆ等）

##### (3) 炊き出しその他による食品の供与を実施するための燃料費

品目、数量等については制限しません。

## 第15章 生活関連物資供給計画

### 第1節 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資（以下この章において「救助物資」という。）の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とします。

### 第2節 実施機関

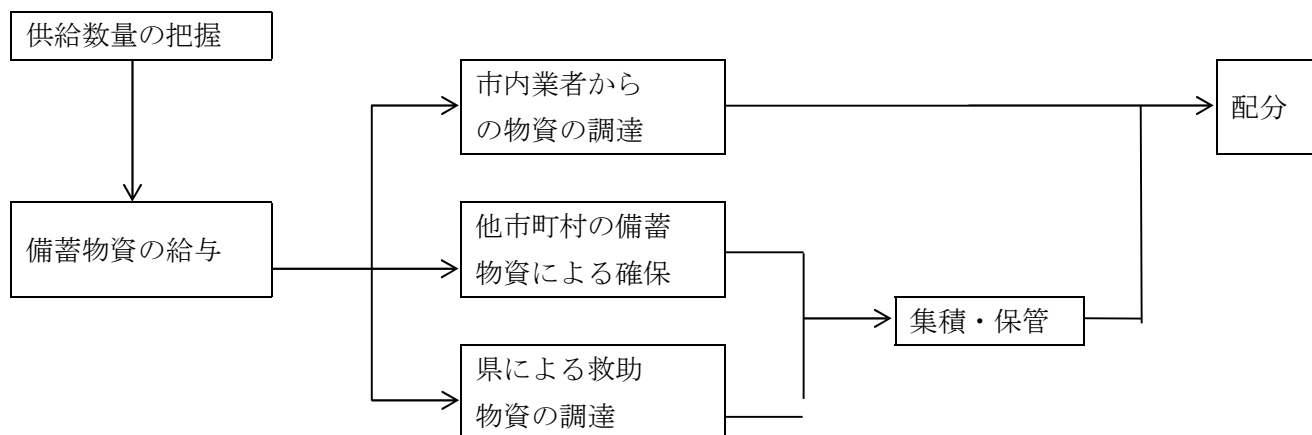
- 1 被災者に対する救助物資の給与又は貸与の実施は、市対策本部（本部事務局・商工観光班）が実施します。
- 2 市対策本部（本部事務局・商工観光班）だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援します。
- 3 災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努めることとします。
- 4 救助物資の給与等の方法等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて実施するものとします。

### 第3節 救助物資の確保、調達及び配分の措置

#### 1 救助物資の供給に係る主な流れ

災害時に市対策本部（本部事務局・商工観光班）が実施する救助物資の供給に係る主な流れは、次のとおりです。

#### 【救助物資の供給の主な流れ】



#### 2 供給数量の把握

供給数量の把握に必要な供給の対象者については、第5節に準ずるものとします。

#### 3 備蓄物資の給与、配分

- (1) 市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、被災者に対し、自ら備蓄する救助物資を供給・配分するものとします。この際、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意するものとします。
- (2) 県は、被災地外の市町村と連携して備蓄している救助物資について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとします。その際、事態に照らし緊急を要し、市の状況把握が困難で市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求をまつことなく、市に対し物資を輸送するものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

なお、市で備蓄している救助物資の品目及び数量等は、「第2編 第15章 生活必需物資備蓄・調達計画「資料編 市が保有する備蓄物資の品目、種類等一覧表（資料2-15-1）」のとおりです。

#### 4 不足分の救助物資の確保、調達、配分

##### (1) 市内業者からの物資の調達

ア 市対策本部（商工観光班）は、不足分の救助物資について市内の事業者から調達が可能な場合は、県と供給数量の調整を行った上で救助物資の確保を図るものとします。

イ 市内の事業者から救助物資を調達する場合における救助物資の輸送は、原則として、調達先の事業者において実施するものとします。この場合において、市対策本部（商工観光班）は、輸送に必要な情報（輸送日時、場所及び経路等）を事業者に連絡し、輸送の円滑な実施を図るものとします。ただし、事業者において輸送を実施することが困難な場合は、「第26章 輸送計画」に定めるところにより、市対策本部（秘書広報輸送班）が実施するものとします。

##### (2) 県に対する供給要請

ア 県内他市町村の備蓄物資による確保

###### (ア) 供給要請

市対策本部（本部事務局）は、自ら備蓄する救助物資だけで不足する場合は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、県内市町村で連携して備蓄している救助物資について、県に供給の調整を要請するものとします。

###### (イ) 輸送

備蓄物資の輸送は、応援市町村において実施するものとします。ただし、被災状況等によっては、県と応援市町村の間で輸送手段等を調整するものとします。

###### (ウ) 応援に要する費用

応援に要する費用は、原則として、受援市町村が負担するものとします。

イ 県による救助物資の供給

###### (ア) 要請

市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、不足分の救助物資を確保するため、救助物資の確保に必要な事項を示して、県に救助物資の供給要請を行うものとします。

なお、県に対する救助物資の供給の要請方法については、「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

###### (イ) 輸送及び引受責任者等

a 市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、県に救助物資の品目、数量、輸送方法、引受場所及び輸送予定日時を確認するものとします。

b 市対策本部（商工観光班）は、救助物資の品目、数量等を踏まえ、救助物資の集積・保管場所を決定し、引受責任者を定めて集積・保管体制を整えるものとします。

c 市対策本部（秘書広報輸送班・商工観光班）は、必要に応じて、民間の配送事業者等の協力を得て、集積・保管場所から配分先までの物資供給計画を定め、適正な救助物資の保管及び円滑な配給に努めるものとします。

なお、供給計画に定めるべき事項は、概ね次のとおりとします。

(a) 引受責任者、引受場所、引受準備等を定めた引受要領

(b) 配分先ごとの救助物資の品目、数量、配分方法等を定めた配分要領

【第3編 災害応急対策計画】

(c) 集積・保管場所から配分先までの輸送経路、輸送方法等を定めた輸送要領

(d) 救助物資の一時保管場所及び保管方法等を定めた保管要領

(e) その他引き受け及び配分を実施するために必要な事項

d 市における救助物資の集積・保管場所（予定）は、次のとおりとします。

【集積・保管場所（予定）】

施設名	所在地	種別	面積	施設管理者	備考
倉吉スポーツセンター	葵町	体育館	405 m <sup>2</sup>	社会教育課（指定管理）	物資集積センター

5 保管

(1) 一時保管

ア 市対策本部（商工観光班）は、救助物資を避難所等に対し、即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合は、集積・保管場所で一時保管するものとします。

イ 市対策本部（商工観光班）は、救助物資を引き受け、配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等に十分に配慮するものとします。

(2) 残余救助物資の処理

被災者に対して配分した後の残余救助物資についても（2）と同様とし、県の指示によって処置するものとします。

（参考）災害時の物資ニーズの目安（食糧、生活関連物資等）

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、乳幼児粉ミルク・液体ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、消毒液、マスク、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、ゴム手袋、間仕切り、段ボールベッド	テント、発電機、投光器		※冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、消毒液、マスク、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋、簡易ベッド、衝立	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	※冬季 暖房機器、燃料 ※夏季 冷房機器 反射シート ※出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、消毒液、マスク、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレトペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	

【第3編 災害応急対策計画】

		手、ゴム手袋			
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

※季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

※要配慮者のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

※地震時には、がれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

6 配分

(1) 配分に係る体制の整備

ア 市対策本部（避難班・避難支援班）は、地域の自主防災組織等と連携し、避難所運営組織（食料・物資班）の立上げ等により避難所における救助物資の配分体制を整備するものとします。

イ 県は、市のみでは実施が困難な場合は、職員を派遣するなどして市を支援します。

(2) 配分の方法

市対策本部（避難班・避難支援班）は、指定緊急避難場所等においては、避難所運営組織から避難者に対し、自主避難所等の避難者に対しては、最寄りの指定避難所で避難所運営組織から地域の自主防災組織に引渡しを行うことを通じて救助物資を配分するものとします。



## 第16章 給水計画

### 第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力の下に飲料水等の供給を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

被災者に対する飲料水等の供給は、市対策本部（本部事務局・給水班・商工観光班）が実施します。ただし、市対策本部（本部事務局・給水班・商工観光班）だけではその実施が困難な場合は、県及び公益社団法人日本水道協会が供給を支援します。

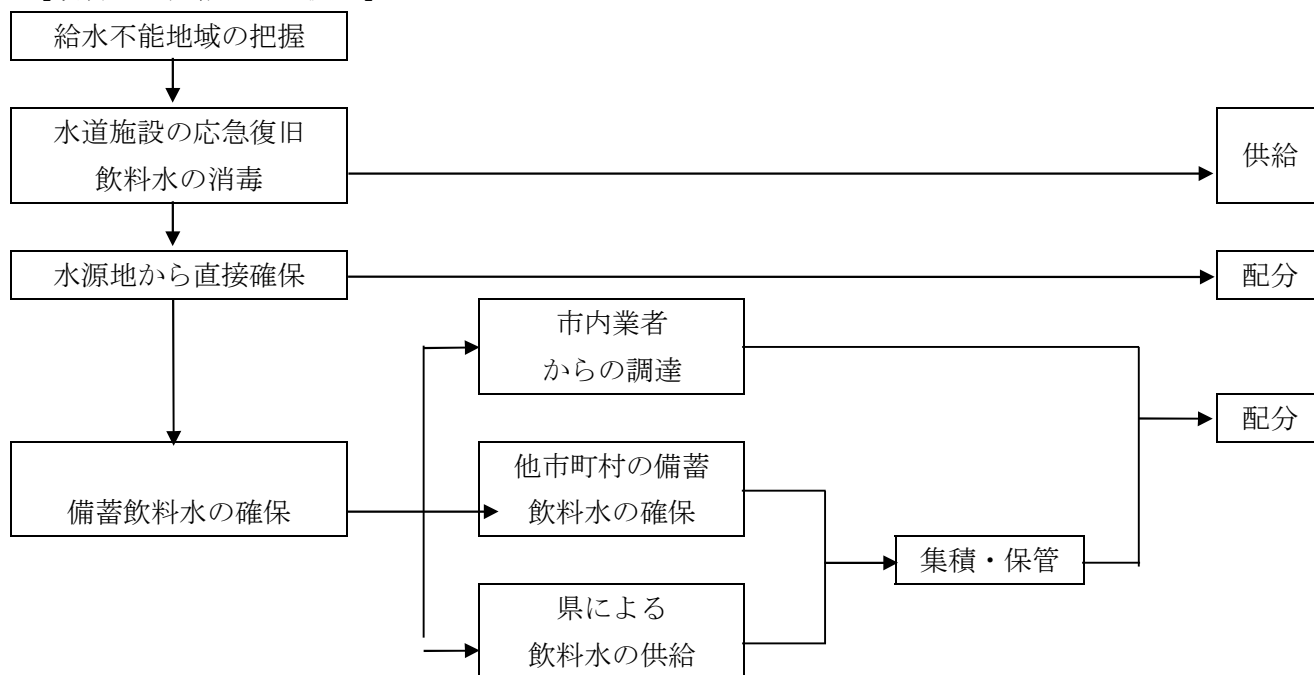
飲料水の供給の方法等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて実施するものとします。

### 第3節 飲料水の供給

#### 1 飲料水の供給に係る主な流れ

災害時に市対策本部（本部事務局・給水班・商工観光班）が実施する飲料水の供給に係る主な流れは、次のとおりです。

#### 【飲料水の供給の主な流れ】



#### 2 供給数量の把握

供給数量の把握に必要な供給の対象者、供給基礎数量、供給に係る費用及び供給期間については、第5節に準じて実施するものとします。

#### 3 飲料水の確保

市対策本部（給水班・商工観光班）は、概ね次の方法によって飲料水を確保し、供給するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### (1) 水源地からの確保

市対策本部（給水班）は、飲料水を確保する必要がある場合は、水源地等から直接確保し、給水タンク及び飲料水用ポリタンク並びに給水用袋により運搬供給を実施するものとします。

なお、市内の水源地等の水道施設及び給水タンク等の現況は、「資料編 市内の水道施設一覧表（資料3-16-1）」及び「資料編 給水タンク等の保有状況一覧表（資料3-16-2）」のとおりです。

### (2) 飲料水の浄水・消毒による確保

ア 市対策本部（水道施設班）は、飲料水に供する水道水の防疫その他衛生上浄水の必要がある場合は、消毒剤により適正に処理するものとします。

イ 市対策本部（水道施設班）は、飲料水に供する水道水が汚染されたと認められる場合は、浄水装置等により浄水して供給するものとします。

### (3) 水道施設の応急復旧

市対策本部（水道復旧班）は、公益社団法人日本水道協会、一般社団法人鳥取県管工事業協会中部支部及び中部管工事業協同組合と連携し、水道施設の早期復旧を図り、飲料水を供給するものとします。

なお、水道施設の応急復旧については、「第37章 水道施設応急対策計画」に定めるところによるものとします。

### (4) 節水の励行

市対策本部（給水班）は、飲料水の確保のため必要があると認める場合は、市民等に対して節水の励行を呼びかけるものとします。

## 4 不足分の飲料水の確保

### (1) 市内業者からの飲料水の調達

ア 市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、不足分の飲料水について市内の事業者から調達が可能な場合は、県と供給数量の調整を行った上でボトルウォーター等の飲料水の確保を図るものとします。

イ 市内の事業者から飲料水を調達する場合における飲料水の輸送は、原則として調達先の事業者において実施するものとします。この場合において、市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、輸送に必要な情報（輸送日時、場所及び経路等）を事業者に連絡し、輸送の円滑な実施を図るものとします。ただし、事業者において輸送を実施することが困難な場合は、「第26章 輸送計画」に定めるところにより市対策本部（秘書広報輸送班）が実施するものとします。

### (2) 県に対する供給要請

ア 県内他市町村の備蓄飲料水による確保

#### (ア) 供給要請

市対策本部（本部事務局）は、飲料水が不足する場合は、「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき、県内市町村で連携して備蓄している飲料水について、県に供給の調整を要請するものとします。

#### (イ) 輸送

備蓄している飲料水の輸送は、応援市町村において実施するものとします。ただし、被災状況等によっては、県と応援市町村の間で輸送手段等を調整するものとします。

#### (ウ) 応援に要する費用

### 【第3編 災害応急対策計画】

応援に要する費用は、原則として、受援市町村が負担するものとします。

#### イ 県による飲料水の供給

##### (ア) 要請

市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、不足分の飲料水を確保するため、飲料水の確保に必要な事項を示して、県に飲料水の供給を要請するものとします。

なお、県に対する飲料水等の供給の要請方法等については、「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

##### (イ) 輸送及び引受責任者等

a 市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、県に飲料水の数量、輸送方法、引受場所及び輸送予定日時を確認するものとします。

b 市対策本部（商工観光班）は、飲料水の数量等を踏まえ、飲料水の集積・保管場所を決定し、引受責任者を定めて集積・保管体制を整えるものとします。

c 市対策本部（秘書広報輸送班・商工観光班）は、必要に応じて、民間の配送事業者等の協力を得て、集積・保管場所から配分先までの飲料水の供給計画を定め、適正な飲料水の保管及び円滑な配給に努めるものとします。

なお、飲料水の供給計画に定めるべき事項は、概ね次のとおりとします。

(a) 引受責任者、引受場所、引受準備等を定めた引受要領

(b) 配分先ごとの飲料水の供給数量、供給方法等を定めた供給要領

(c) 集積・保管場所から配分先までの輸送経路、輸送方法等を定めた輸送要領

(d) 飲料水の一時保管場所及び保管方法を定めた保管要領

(e) その他引き受け及び配分を実施するために必要な事項

d 市における飲料水の集積・保管場所（予定）は、次のとおりです。

#### 【集積・保管場所（予定）】

施設名	所在地	種別	面積	施設管理者	備考
倉吉スポーツセンター	葵町	体育館	405 m <sup>2</sup>	社会教育課（指定管理）	物資集積センター

#### (3) 自衛隊に対する給水支援の要請

市対策本部（本部事務局）は、自衛隊による給水支援を必要とする場合は、県を通じて要請するものとします。

なお、自衛隊への給水支援を要請する場合は、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより実施するものとします。

### 5 配分及び保管

#### (1) 配分に係る体制の整備

市対策本部（避難班・避難支援班）は、地域の自主防災組織等と連携し、避難所運営組織（食料・物資班）の立上げ等により避難所における飲料水の配分体制を整備するものとします。

#### (2) 配分の方法

市対策本部（避難班・避難支援班）は、指定緊急避難場所等においては、避難所運営組織から避難者に対し、自主避難所等の避難者に対しては、最寄りの指定避難所で避難所運営組織から地域の自主防災組織に引渡しを行うことを通じて飲料水を配分するものとします。

また、市対策本部（給水班）は、被災者に給水車等により飲料水を供給する場合は、原則として、指定緊急避難場所等において給水を実施するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### (3) 一時保管

ア 市対策本部（商工観光班）は、飲料水を避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合は一時保管するものとします。

イ 市対策本部（商工観光班）は、飲料水を引き受け、配分するまでの間は、警備等に十分に配慮するものとします。

### (4) 残余飲料水の処理

被災者に対して配分した後の残余飲料水についても（2）と同様とし、県の指示によって処置するものとします。

## 第4節 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用、井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行うものとします。

なお、用途の例としては、医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等です。

## 第5節 災害救助法が適用された場合における救助物資の供給

災害救助法が適用された場合における飲料水の供給については、この計画に定めるもののほか、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合における飲料水の供給は、県が実施するものとします。ただし、県の権限を委任された場合は、市対策本部（商工観光班・給水班）が実施するものとします。

### 2 対象者

飲料水の供給の対象者は、現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）とします。

### 3 実施期間の基準

飲料水の供給については、災害発生の日から7日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（本部事務局）は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を実施するものとします。

### 4 給水量

飲料水の供給数量は、1人1日3リットル以上を目安とします。

### 5 基準額

飲料水の供給を実施するために支出する費用の範囲は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品費及び資材費とします。

その額は、当該地域における通常の実費とします。

## 第17章 被災建築物等応急対策計画

### 【 第17章－1 宅地・建物の被災判定の総則 】

#### 第1節 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定及びり災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とします。

#### 第2節 被災判定の総則的事項

##### 1 被災判定の区分

(1) 被災建築物 応急危険度判定（災害発生後できるだけ早急に、人命に係わる二次的災害を防止するために実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とします。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得ます。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示されます。

ウ なお、この調査は、り災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではありません。

(2) 住家被害認定（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村がり災証明書を発行します。

イ り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連しています。

(3) 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とします。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものです。

(4) 被災宅地応急危険度判定

ア 大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ正確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

【第3編 災害応急対策計画】

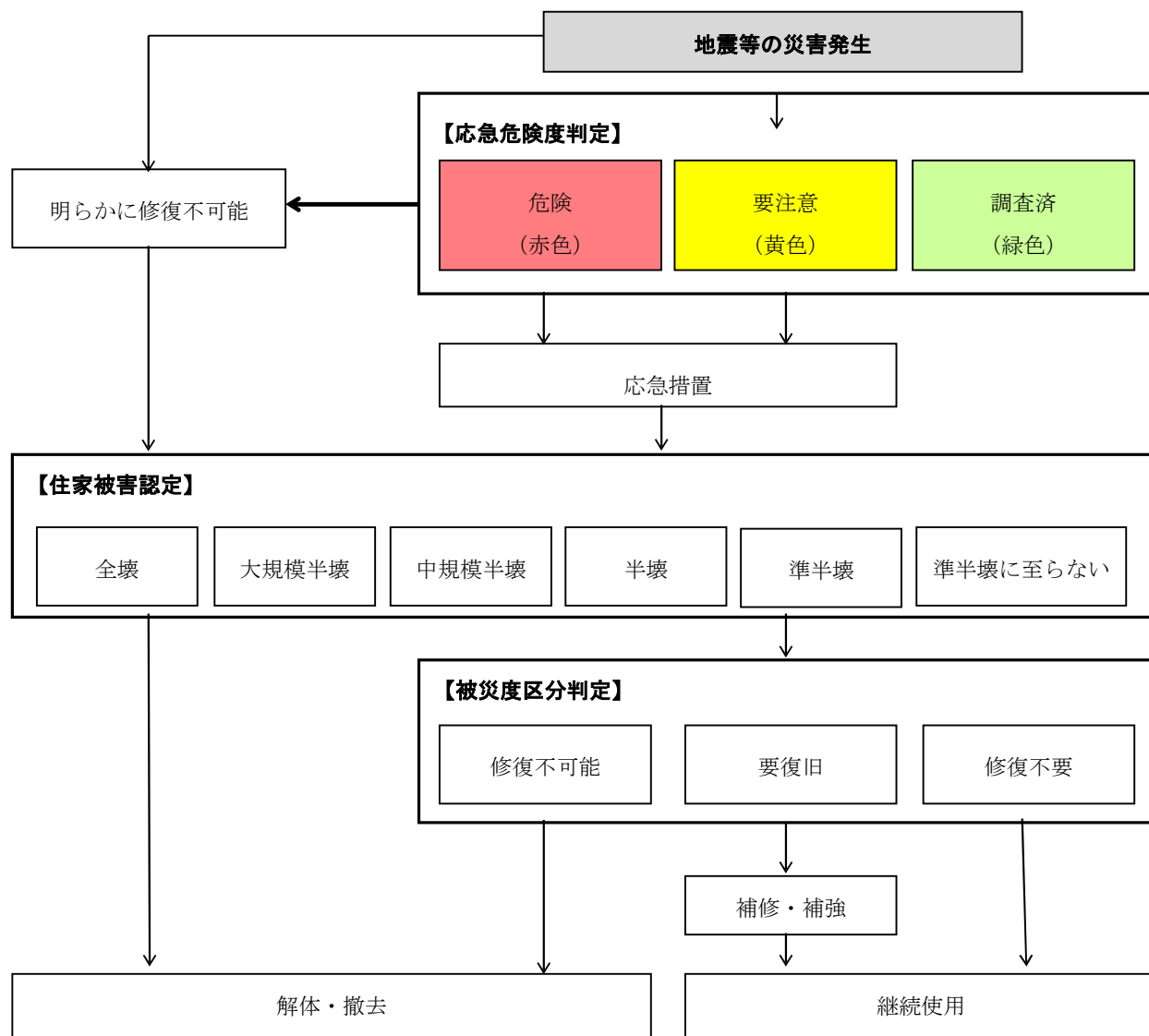
【被災判定の一覧】

区分	被災建築物応急危険度判定		住家被害認定		被災度区分判定	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	
法的根拠	規定なし		規定なし ※地方自治法第2条の自治事務の一環として実施		規定なし	
実施者	県、市町村		市町村長		建物所有者	
主な支援組織等	(一社)鳥取県建築士会		県、(一社)鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急に補強する場合は専門家に相談が必要	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失（損害割合20～49%）	要復旧※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分判定
			大規模半壊	同じ（損害割合40～49%）		
			中規模半壊	同じ（損害割合30～39%）		
調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	準半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失（損害割合10～19%）	復旧不可能	解体・撤去	
		準半壊に至らない	準半壊に至らない程度の破損			
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		り災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）</li> <li>地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）</li> <li>「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会）</li> </ul>	

2 「被災建築物の応急危険度判定」と「住家被害認定」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要があります。

（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されることは限らない。） 3 建築物の被災判定の実施フローは次のとおりです。

【被災判定の実施フロー】



※ 住家被害認定と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる

第3節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとします。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとします。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとします。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努めたりす

### 【第3編 災害応急対策計画】

る等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとします。

#### 3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとします。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとします。

特に、住家被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることをないよう、適正な判定を行うものとします。

#### 4 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとします。

#### 5 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとします。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとします。



## 【 第 1 7 章 - 2 被災建築物の応急危険度判定 】

### 第1節 目的

この計画は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とします。

### 第2節 被災建築物の応急危険度判定の実施

被災建築物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物の所有者等からの要請及び危険と思われる建築物について県及び市対策本部が実施し、主として外観調査により判定を行うものとします。なお、実施期間は、大地震の発生から概ね1週間とします。

一般的には、建築物の安全性を確保する責任を有するのは、その建築物の所有者、管理者等であり、その建築物が地震により被災した場合においても、自らの責任でその安全性を確保することが求められます。

しかし、被災時において、被災建築物の所有者等がその安全性を自ら確認するのは現実的に困難であり、その建築物が道路や隣家に影響を及ぼすおそれのある場合は、居住者のみならず歩行者など第三者に被害が及ぶ可能性があります。

このようなことから考えると、住民の安全確保のため、市が震災直後の応急対策の一環として応急危険度判定を実施することが必要であり、県は市の行う判定活動の支援を行うことが望ましいと考えます。

#### 1 市の実施体制

市対策本部（建築班）は、大地震の発生により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部（建築班）を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行います。

なお、被災建築物の応急危険度判定の実施体制は、「資料編 応急危険度判定実施体制概念図（資料3-17-1）」のとおりです。

#### 2 県の実施体制

- (1) 県は、震度5以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始します。
- (2) 県は、震度5以上の地震が発生した場合又は市から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとします。
- (3) 応急危険度判定支援本部長に、住まいまちづくり課長を充てます。
- (4) 東中西部の各総合事務所生活環境局（東部圏域においては東部生活環境事務所）に、応急危険度判定支援支部を設置します。
- (5) 被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行います。
- (6) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し支援要請を行うなどにより、人員確保に努めます。

#### 3 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等

### 【第3編 災害応急対策計画】

について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努めます。

- (1) リ災証明発行のための住家被害認定とは目的も結果も異なること。
- (2) 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

【 第 17 章 - 3 被災宅地の危険度判定 】

第1節 目的

この計画は、災害時に宅地において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次被害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とします。

第2節 被災宅地危険度判定業務

1 実施機関

被災宅地危険度判定は、市対策本部（土木管理班）が宅地判定士及び判定調整員の協力を得て実施するものとします。

なお、被災宅地危険度判定の実施体制は、「被災宅地危険度判定の実施体制図（資料3-17-2）」のとおりです。

2 判定実施要否の判断

市対策本部（土木管理班）は、被害状況をもとに判定実施の要否を判断するものとします。

3 判定実施の決定

(1) 市対策本部（土木管理班）は、判定を要すると判断した場合は、直ちに判定実施を決定するものとします。

(2) 市対策本部（土木管理班）は、判定実施を決定した場合は、県にその旨を連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に周知を図るものとします。

4 実施本部の設置

市対策本部（土木管理班）は、判定実施を決定した場合は、管理課内に被災宅地危険度判定実施本部（以下、この節において「実施本部」といいます。）を設置し、判定業務を実施するものとします。

(1) 実施本部は、土木管理班をもって充てるものとします。

(2) 実施本部の長は、土木管理班長をもって充てるものとします。

5 判定拠点の設置

実施本部は、必要に応じて、被災地内又はその周辺に判定拠点を設置するものとします。

6 実施本部の主な業務

実施本部の主な業務は、次のとおりとします。

(1) 宅地に係る被災情報の収集

(2) 判定実施計画の作成

(3) 宅地判定士・判定調整員の受け入れ

(4) 宅地判定士・判定調整員の組織編成

(5) 判定の実施及び判定結果の現地表示

(6) 判定結果の調整及び集計並びに市対策本部への報告

(7) 判定結果に対する市民からの相談への対応

(8) その他

7 判定実施計画の作成

実施本部は、宅地の被害状況等に基づき、判定実施計画を作成するものとします。

判定実施計画の内容は概ね次のとおりとし、必要に応じて適宜見直しするものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

- (1) 判定対象宅地数、用途及び規模等
- (2) 判定実施区域及び優先順位
- (3) 判定実施期間
- (4) 必要宅地判定士数及び必要判定調整員数
- (5) 宅地判定士・判定調整員の参集場所、受入条件、輸送方法等
- (6) 実施本部及び判定拠点の位置、責任者等
- (7) その他判定の実施に必要な事項

#### 8 県への支援要請

市対策本部（土木管理班）は、次の内容を具体化して、県が設置する被災宅地危険度判定支援本部に対し支援要請を行うものとします。

- (1) 宅地判定士、判定調整員の派遣
- (2) 判定資機材の提供
- (3) 実施本部又は判定拠点までの輸送手段の用意
- (4) 宅地判定士、判定調整員の宿舎・食事の確保
- (5) その他支援要請に必要な事項

#### 9 判定実施チームの編成

実施本部は、判定調整員に指示し、判定実施計画に基づき参集した宅地判定士のチーム編成を次の点に留意して行うものとします。

- (1) 健康状態の確認
- (2) 被災地の土地、交通事情等に詳しい者の適当な配置
- (3) 判定の経験のある者の適当な配置
- (4) 宅地判定士以外の誘導員等の配置
- (5) その他

#### 10 判定結果の取りまとめ及びその活用

- (1) 実施本部は、判定調整員から判定結果の報告を受けた場合は、その結果の中で特に注意を要する被災宅地の有無及び被災状況を確認し、現地を再調査するなど必要な措置を講じるものとします。
- (2) 実施本部は、宅地の判定のみでは対処が困難な事案については、市対策本部（総務班）と協議し、適切な措置を講じるものとします。また、複合的な被災状況にあり、判定が困難な事案については、学識経験者等の適切な助言を受けるものとします。

#### 11 判定結果の周知及び協力依頼

実施本部は、判定結果を現地に表示するとともに、判定結果を市対策本部（本部事務局）に報告するものとします。

また、判定結果については、報道機関等を通じて市民に周知するように努め、判定を受けた宅地の所有者等に対して、必要に応じて適切な措置等を講じるように協力を依頼するものとします。

#### 12 その他

被災宅地危険度判定業務については、この計画に定めるもののほか、「鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱（平成13年10月5日施行）」並びに被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年2月6日施行）」及び被災宅地危険度判定に関する各種マニュアルに基づき実施するものとします。

【 第 1 7 章 - 4 住家等の被害認定及びり災証明書等の交付 】

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住家及び非住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「住家被害認定」及び非住家の建物並びに事業用設備・資材や動産等（以下「被災物件」という。）の被災した事実を認定する「被災認定」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明書の交付並びに災害による被災の事実を証明する被災証明書の交付を、遅滞なく実施することを目的とします。

第2節 住家等の被害認定の実施

1 実施主体

- (1) 住家等の被害認定は、市対策本部（被害調査班・建築班）が実施します。
- (2) 県は、住家等の被害認定に係る技術的・人的支援を行います。

2 市の実施体制

- (1) 住家等の被害認定に係る現地調査（以下「住家等の被害認定調査」という。）は、災害情報等通報受信票（様式 3-3-3）の伝達を受けて実施します。ただし、局地的かつ多数の住家等の被害が発生していると予想される場合は、災害情報等通報受信票の有無に関わらず、調査区域を指定した上で、当該区域内の全棟調査を実施するものとします。
- (2) 住家等の被害認定調査のうち1次調査は被害調査班、再調査（2次調査）は建築班が実施します。なお、1次調査から2次調査に引継ぐ場合には、被害調査班から建築班に対し、1次調査結果に関する書類（調査結果、地図、家屋調査票等）を引渡すものとします。
- (3) 住家等の被害認定調査を行うため、調査員として建築士の派遣を必要とするときは、県に派遣要請を行います。
- (4) 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結します。

3 県の実施体制

- (1) 市が建築士の派遣要請を行った場合、県は、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請します。
- (2) その他、市や一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行います。

4 住家等の被害認定

被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 30 年 3 月内閣府（防災担当）」（以下、「運用指針」という。）に従い、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により住家被害認定調査及び被害認定を行うものとします。なお、運用指針において認定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない」の6区分となります（「全壊」、「大規模半壊」「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりです）。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通

【第3編 災害応急対策計画】

	りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したも、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

また、非住家の被害認定調査及び被害認定については、運用指針を準用して行うものとし、この場合の被害認定調査は、1次調査のみとします。

第3節 り災証明書・被災証明書の交付

1 交付体制

り災証明書および被災証明書の交付は、「資料編 倉吉市り災証明書等交付要綱（平成28年倉吉市告示第131号）（資料3-17-3）」に基づき、市対策本部（関係実施班）が行います。

2 り災証明書

り災証明書は、災害により被災した住家及び非住家の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）若しくは居住世帯主の申請に応じて、市対策本部（本部事務局）が住家被害認定に基づき交付します。

なお、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震における倉吉市の住家及び非住家に対するり災証明書の交付は、12,331件（平成29年12月31日現在）に及びました。

3 被災証明書

被災証明書は、被災物件の所有者等の求めに応じて、示された写真、修繕の領収書等による被災の事実の認定に基づき、市が交付します。被災証明書は、次の被災物件ごとにその担当課が交付します。

【被災証明書の交付担当班（課）】

被災物件	担当班（課）
非住家、家財、自家用車等	本部事務局（防災安全課）・総務班（関金支所）
商品、事業用機械・資材等	商工観光班（商工観光課）
農林水産業用機械・資材等	農林班（農林課）
お墓	清掃班（環境課）

【 第 17 章－ 5 応急仮設住宅建設計画 】

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とします。

第2節 住宅の応急仮設（災害救助法が適用された場合）

災害により住家を失ったもので直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ県が協定を締結した団体（一般社団法人プレハブ建築協会等）の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとします。

施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとします。

1 実施機関

災害救助法が適用された場合における住宅の応急仮設は、県が実施するものとします。

ただし、県が直接設置することが困難な場合で、権限を市に委任された場合は、県が提示する設計書に基づき、市対策本部（本部事務局・建築班）が実施するものとします。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

建設戸数は、県が市対策本部（本部事務局・建築班）の意見を聴いて決定するものとします。ただし、県の権限を市に委任された場合は、市対策本部（本部事務局・建築班）が決定するものとします。

入居者は市対策本部（建築班）が民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出した後、県が決定するものとします。ただし、県の権限を市に委任された場合は、市対策本部（建築班）が決定するものとします。

4 建設用地の選定

建設用地の選定及び確保は、市対策本部（建築班・財政班）が実施するものとします。

建設用地の選定にあたっては、できる限り集团的に建築できる場所として、公共用地を優先して選定するものとします。ただし、公共用地による確保が困難な場合は、無償提供される民有地も可能とします。

なお、建設用地の候補地は、次のとおりです。

【応急仮設住宅建設用地（候補地）リスト】

No.	施設名	所在地	面積（㎡）
1	河北中央公園	倉吉市福庭町二丁目 44 番	12,999
2	七峰公園	倉吉市清谷町一丁目 192 番	8,292
3	上灘中央公園	倉吉市上灘町 9 番 2 号	4,289
4	福守町公園（仮）	倉吉市福守町 675 番	2,309
5	上米積第 2 公園	倉吉市上米積 1075 番 1	676
6	中河原地区広場	倉吉市中河原 49 番 1	616
7	関金 2 号公園	倉吉市関金町関金宿 201 番 1	1,049

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 5 応急仮設住宅の管理

- (1) 応急仮設住宅の管理は、市対策本部（建築班）が県の委託を受けて管理するものとします。
- (2) 供与にあたっては、市対策本部（建築班）は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けた後に入居させるものとします。
- (3) 入居中も入居者に対して住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置するものとします。

### 6 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1) 被災集落ごとに仮設住宅を設けるなど既存の地域コミュニティの確保に配慮するものとします。
- (2) 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとします。
- (3) 災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年とされています。その期間の延長を図るべき場合における内閣府との連絡調整は、県が行うこととします。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定及び建築基準法に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必要）
- (4) 応急建設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとします。
- (5) 従来のプレハブ応急仮設住宅に加え、木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとします。

### 第3節 災害公営住宅の建設

- 1 市対策本部（建築班）は、災害により滅失した住居に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとします。
- 2 なお、以下に該当する場合には、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができます。（公営住宅法第8条）
  - (1) 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
    - ア 被災地全域で500戸以上
    - イ 市域内で200戸以上
    - ウ 区域内の住宅戸数の1割以上
  - (2) 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
    - ア 被災地全域で200戸以上
    - イ 市域内の住宅戸数の1割以上



【 第 17 章－ 6 住宅応急修理計画 】

第1節 目的

この計画は、災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とします。

第2節 建設資機材及び建設業者の把握

- 1 県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な業者を確認するものとします。
- 2 また、建設業者が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求めることとします。

第3節 住宅の応急修理（災害救助法が適用された場合）

1 実施機関

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事はその権限を委任した場合に、市対策本部（本部事務局）が現物をもって実施するものとします。

2 対象者

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行います。

- (1) 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理できない者

3 応急修理の実施方法

- (1) 修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定します（市に権限が委任された場合は、市が行います）。
- (2) 修理箇所は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な欠くことのできない部分のみを対象とします。
- (3) 災害救助法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するよう努めることとなっているため、1か月以上を要することが予測される場合は、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣府と協議し、実施時期の延長を実施することとします。

4 修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとします。

5 事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市対策本部（本部事務局）による住宅応急修理の促進策について協力・連携することとします。

## 第18章 医療（助産）救護計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、市、県及びその他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とします。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を実施することで、真に救護が必要な者に対する医療救護計画が十分に実施できる体制づくりを目指します。

### 第2節 医療（助産）救護活動

医療（助産）救護活動の方法等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて実施するものとします。

なお、災害救助法が適用された場合における医療（助産）救護活動の方法等については、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

#### 1 医療（助産）救護活動の実施方法

医療（助産）救護活動の体系は、「資料編 県内における医療（助産）救護活動の体系図（資料3-18-1）」のとおりです。

##### (1) 市

ア 市対策本部（医療防疫班）は、傷病者が多数発生している地域に医療救護所を設置するものとします。

イ 医療救護所は、原則、避難所として開設した小中学校の保健室等を活用して設置するものとしますが、災害の状況等により、公共施設以外の場所に設置した方が効果的な救護活動が実施できると認める場合は、その他の施設又は野外に天幕等を設営し、医療救護活動を実施するものとします。

ウ 市対策本部（医療防疫班）は、医療救護所を円滑に運営するため、県又は中部医師会に対し、救護班の派遣等による救護活動の協力について要請するものとします。

なお、要請の方法については、「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

また、市対策本部（医療防疫班）は、市内の医療機関に対して、救護活動に対する協力を求めるものとします。

エ 医療救護所では、人命救助を最優先とした活動を実施するため、負傷者に対する初期治療を行うとともに、必要と認めた場合は、トリアージを実施するものとします。

オ 市対策本部（医療防疫班）は、中部消防局と連携して、医療救護所における初期治療では対応しきれない中等傷患者及び重傷患者を後方医療機関（救急指定病院）へ搬送するものとします。

なお、後方医療機関（救急指定病院）等は、「資料編 中部管内における後方医療機関（救急指定病院）等一覧表（資料3-18-2）」のとおりです。

カ 市対策本部（医療防疫班）は、県、中部医師会等の関係機関との連携を強化するため、保健所が設置する医療救護対策支部に職員を派遣し、市対策本部（医療防疫班）と関係機関との連絡調整にあたらせるものとします。

##### (2) 県

県は、医療救護活動が必要であると認める場合は、保健所に医療救護対策支部を設置し、市対策

### 【第3編 災害応急対策計画】

本部（医療防疫班）、中部管内の医療機関、中部医師会、中部消防局との連携及び情報共有を行い、救護体制を確立するものとします。

#### (3) 被災していない県内市町村

応援要請を受けた県内市町村は、自治体病院等の救護班、保健師を被災市町村へ派遣するものとします。

#### (4) 中部医師会

中部医師会は、市対策本部（医療防疫班）からの協力要請に基づき、救護班等の派遣について、医療救護対策支部及び県医師会と連絡調整を行うものとします。

#### (5) その他の関係機関

日赤県支部、県医師会及び自治体病院・公的病院等は、県の要請に基づき、医療救護所に救護班、薬剤師等を派遣し、救護活動を実施するものとします。

### 2 傷病者等の搬送方法

#### (1) 中部消防局

中部消防局は、保有する救急車により傷病者等を後方医療機関（救急指定病院）へ搬送するものとします。

ただし、中部消防局は、保有する救急車だけで対応することができない場合は、市対策本部（総務班・秘書広報輸送班）と連携して、搬送用車両を確保し、救急搬送を実施するものとします。

なお、搬送用車両の確保については、「第26章 輸送計画」に定めるところにより実施するものとします。

#### (2) 県

県は、次に掲げる事情により救急車による搬送が困難であると認める場合は、自衛隊、第8管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター等を活用して搬送を実施するものとします。

ア 道路の損傷、集落又は施設の孤立等により陸路の搬送が困難な場合

イ 傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合

ウ 病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合

エ 傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合

### 3 救護班の概要

#### (1) 救護班の業務内容

ア 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含みます。）

イ 処置、手術、その他の治療及び施術

ウ 薬剤又は治療材料の支給

エ 看護

オ 後方医療機関への患者の収容

#### (2) 救護班の構成基準

ア 医師 1人以上

イ 看護師 2～3人以上

ウ 保健師 1人以上

エ その他 1人以上

#### (3) 救護班の輸送

## 【第3編 災害応急対策計画】

救護班の医療救護所までの輸送は、原則として派遣する機関において実施するものとします。ただし、派遣する機関において輸送用車両を確保することが困難な場合は、市対策本部（総務班・秘書広報輸送班）が確保するものとします。

### （4）救護班の編成

救護班を編成する医療機関等は、「資料編 救護班の編成及び病床数一覧（資料 3-18-3）」のとおりです。

### （5）関係帳簿の保管等

医療（助産）救護活動を実施した場合は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し保管するものとします。

- ア 資料編 救護班活動記録簿（様式 3-18-1）
- イ 資料編 救助の種目別物資受払状況一覧表（様式 3-18-2）
- ウ 資料編 病院・診療所医療実施状況一覧表（様式 3-18-3）
- エ 診療報酬に関する証拠書類
- オ 資料編 助産台帳（様式 3-18-4）
- カ 助産関係支出証拠書類

## 第3節 医薬品等の確保

### 1 医薬品等の確保

#### （1）市

市対策本部（医療防疫班）は、医療救護所の運営等に医薬品等が必要な場合は、医薬品等の確保について医療救護対策支部に応援を要請するものとします。

なお、医薬品等の引き受けから配分については、「第15章 生活関連物資供給計画」で定める物資の引き受けから配分までの方法に準じて実施するものとします。

#### （2）県、日赤県支部及び県薬剤師会

県、日赤県支部及び県薬剤師会は、相互に連携と取り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努めるものとします。

### 2 医薬品等の輸送

医薬品等の輸送は、原則として事業者等が自ら輸送手段を確保し、目的地に納品するものとしますが、事業者等において輸送手段を確保することが困難な場合は、市対策本部（秘書広報輸送班）、県等が連携して輸送を実施するものとします。

## 第4節 医療機関の機能確保

医療機関の機能を確保するために必要な電気、ガス等の供給に係る関係事業者への協力要請は、県が実施するものとします。ただし、水道の応急復旧等による供給については、市対策本部（水道復旧班）が協力するものとします。

## 第5節 住民に対する健康相談等の活動内容

市対策本部（医療防疫班・学校対策班）は、県及び関係機関と連携して、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとします。また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、

### 【第3編 災害応急対策計画】

心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとします。

#### 1 巡回健康相談等の実施

- (1) 市対策本部（医療防疫班）は、医師、保健師による避難所等への巡回相談及び家庭訪問を実施するものとします。
- (2) 市対策本部（医療防疫班）は、巡回相談体制の確立を図るため、県及び被災地以外の市町村の保健師等で編成される巡回健康相談チームの派遣を医療救護対策支部に要請するものとします。
- (3) 市対策本部（医療防疫班）は、巡回健康相談を実施するにあたり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとします。

#### 2 相談窓口の設置

市対策本部（医療防疫班）は、保健師による電話相談窓口を設置し、県に設置される相談窓口と連携を取りながら、被災者のメンタルケアを実施するものとします。

#### 3 心のケアに関する情報提供

市対策本部（医療防疫班）は、県と連携して、心のケアに関する情報の提供、知識の普及を行うものとします。

#### 4 児童生徒への対応

市対策本部（学校対策班）は、被災した児童生徒の健康回復を図るため、次の事項を実施するものとします。

- (1) 学校における健康相談活動の実施
- (2) 被災児童に対するメンタルケアの実施
- (3) 状況に応じた専門家の派遣

## 第19章 防疫計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり、感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講じることを目的とします。

### 第2節 一般防疫対策

#### 1 実施機関

- (1) 災害地における防疫は、県の指示に基づき、市対策本部（医療防疫班・清掃班・農林班・給水班・水道施設班・給食班）が実施します。ただし、県は、市対策本部（医療防疫班・清掃班・農林班・給水班・水道施設班・給食班）が実施できないか、又は実施しても不十分であると認める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき必要な措置を実施します。
- (2) 市対策本部（医療防疫班・清掃班・農林班・給水班・水道施設班・給食班）は、被害が甚大で防疫を実施できない場合は、県内他市町村又は県の応援により実施するものとします。

なお、県内他市町村又は県への応援要請については、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより行うものとします。

#### 2 県の防疫措置

県が実施する防疫措置は、次のとおりです。

##### (1) 市に対する指導

県は、市対策本部（医療防疫班）が実施する防疫活動を指導するものとします。

また、県は、災害状況により総合事務所福祉保健局に鳥取県災害防疫現地災害対策本部を置き、必要な措置を講じるものとします。

##### (2) 応援の措置

県は、市対策本部（医療防疫班）からの応援の要請を受けた場合は、県内他市町村による応援措置を講じ、又は県の防疫組織により直接応援を行うものとします。

##### (3) 市に対する指示及び命令

県は、市対策本部（医療防疫班・給水班・水道施設班）に対し、次に掲げる事項について、指示を行うものとします。

ア 感染症法第27条第2項の規定に基づく消毒の施行に関する指示

イ 感染症法第28条第2項の規定に基づくねずみ属、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 感染症法第29条第2項の規定に基づく物件に係る措置に関する事項

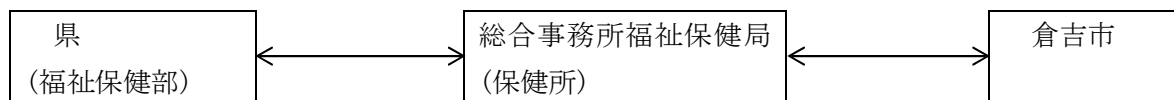
エ 感染症法第31条第2項の規定に基づく生活の用に供される水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定に基づく臨時予防接種に関する指示

なお、市における被害が甚大なため、又はその機能が著しく阻害されたため、(3)ウの指示又は命令について、市対策本部（医療防疫班）が実施すべき業務を実施できないか、又は実施しても不十分であると認める場合は、県が実施するものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

【指導、指示、命令、応援の措置等】



(4) 感染症等発生調査及び健康診断

県が実施する感染症等発生調査は、概ね次のとおりです。

ア 県は、感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、有熱患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて、順次感染症等発生調査を実施するものとします。

イ 県は、感染症等発生調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条第2項及び第45条第2項の規定に基づき、健康診断を実施するものとします。

(5) 予防教育及び広報活動

県は、災害時における感染症の予防に関する注意事項、感染症発生状況等の情報をホームページ、報道機関の活用等により、速やかに被災地域の住民に周知徹底を図るものとします。

(6) 防疫用資機材等の調達又はあっせん

県は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図り、市対策本部（医療防疫班）の要請に基づき、調達又はあっせんを行うものとします。

(7) 医療機関との連携

県は、災害の発生による感染症患者又は保菌者の多発に備え、被災地域方面の感染症指定医療機関を確保するとともに、その他医療機関の協力体制及び患者移送に関して迅速かつ適切に行う体制の整備を図るものとします。

3 市における防疫業務

市対策本部（医療防疫班・給水班・水道施設班・給食班）は、県の指示又は命令に基づき、次に掲げる防疫業務を迅速かつ適正に実施するものとします。

なお、実施する防疫業務は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要最小限度のものとなるように留意するものとします。

(1) 避難所の防疫指導

市対策本部（医療防疫班・給食班）は、多数の者が避難した避難所では、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点を置いて、防疫活動を実施するものとします。

ア 感染症等発生調査

イ 物件に係る措置の方法、消毒の実施

ウ 集団給食の衛生管理

エ 飲料水の管理

オ その他施設内の衛生管理

(2) 患者等に対する措置

ア 市対策本部（医療防疫班）は、被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携して、県内の感染症指定医療機関等の確保と感染症患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、速やかに入院の勧告又は必要な措置を講じるものとします。

イ 市対策本部（医療防疫班）は、交通途絶等のため感染症患者又は保菌者を感染症指定医療機関

## 【第3編 災害応急対策計画】

に入院させることができない場合又は困難な場合は、県と連携して、臨時医療施設を設け入院させるものとします。

ウ 市対策本部（医療防疫班）は、やむを得ない理由により感染症指定医療機関又は臨時医療施設に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとします。

### （3）消毒の方法

ア 市対策本部（医療防疫班）は、県の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとし、実施要領は、感染症予防法施行規則第14条に定めるところによるものとします。

イ 市対策本部（医療防疫班）は、消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を県の供給により補い、使用便利のよい場所に配置するものとします。

ウ 市対策本部（被害調査班）は、浸水被害に係る家屋被害認定調査を実施する際に、被災者に消毒作業の必要性を説明し、消毒作業の要否を確認するものとします。

エ 市対策本部（医療防疫班）は、家屋被害認定調査業務で把握した消毒情報又は市民等からの被害情報に基づき、消毒場所を特定し、効率的に消毒作業を実施するものとします。

### （4）ねずみ属、昆虫等の駆除

ア 市対策本部（医療防疫班）は、県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は、感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとします。

イ 市対策本部（医療防疫班）は、ねずみ属、昆虫等の駆除の実施にあたっては、資機材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、県の供給により不足資機材等の調達を行うものとします。

### （5）物件に係る措置の方法

市対策本部（医療防疫班）は、県の指示に基づき、被災地域及びその周辺の地域について物件に係る措置を実施するものとします。この場合、溝渠、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は、住民等において実施するものとします。

### （6）生活の用に供される水の供給

市対策本部（給水班・水道施設班）は、県が特定被災地について、期間を定めて生活の用に供される水の使用停止を指示した場合は、その期間中、県の指示に基づき、生活の用に供される水の供給を行うものとします。

## 第3節 食品衛生対策

### 1 実施機関

災害時における食品関係事業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、原則として県が実施するものとし、市対策本部（医療防疫班・給食班）は、県が一般消費者に対して行う指導について協力するものとします。

また、市対策本部（医療防疫班・給食班）は、被災者に対し食糧の供給を行う場合には、食品の衛生管理を厳正に行い、食中毒による二次災害の防止に努めるものとします。

### 2 指導方法

市対策本部（医療防疫班及び給食班）は、県の食品衛生監視員と協力して現地指導を徹底的に行い、



## 【第3編 災害応急対策計画】

事故の発生を防止するものとします。

なお、指導事項は、次のとおりです。

### (1) 避難所に対するもの

ア 手洗いの励行、食器の消毒等の一般的な注意事項

イ 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

### (2) 炊き出し施設に関するもの

ア 給食用施設の点検

イ 給食に用いる原材料、食品の検査

## 3 避難所で食中毒が発生した場合の対応

市対策本部（避難班・避難支援班・医療防疫班）は、避難所で食中毒が発生した場合は、県と協力して迅速かつ適正に対応するものとします。

(1) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難者が食中毒の症状を発症した場合は、県及び中部消防局に通報するとともに、県が到着するまでの間、食中毒の原因等について調査するものとします。

(2) 市対策本部（医療防疫班）は、県が現場に到着した後は、県の指示に従い、防疫業務に協力するものとします。

## 第4節 家畜防疫対策

### 1 実施機関

被災地の家畜防疫は、県が実施するものとし、市対策本部（農林班）は、県が行う防疫業務について協力するものとします。

### 2 家畜の防疫

#### (1) 市における防疫業務

市対策本部（農林班）は、患畜が発生した場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努めるものとします。

#### (2) 県における防疫業務

ア 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ族、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染病疾病の発生予防に努めるものとします。

イ 県は、家畜伝染病予防法上必要があると認める場合は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努めるものとします。

## 第20章 入浴支援計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時のため、入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう、以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市（本部事務局・商工観光班・清掃班・給水班）が行うものとします。

県は、市だけでは入浴対策の実施が困難な場合は、これを支援することとします。

### 第3節 実施の方法

市対策本部（本部事務局・商工観光班・清掃班・給水班）は、以下の方法により、入浴支援を行います。

- 1 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとします。
- 2 県が締結している鳥取県公衆浴場業生活衛生共同組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとします。

なお、ボランティア団体等の確保等については、「第30章 ボランティアとの協働計画」に定めるところによるものとします。

- 3 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行うこととします。

（1）浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給することとします。

（2）仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給することとします。

### 第4節 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県、市及びその他機関が連携して住民への広報を実施するものとします。

## 第21章 動物の管理計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とします。

本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

#### (1) ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいいます。

#### (2) 特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいいます。

### 第2節 危険動物等の管理体制

#### 1 実施機関

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行います。

#### 2 特定動物の実態把握

県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとします。

#### 3 危険な動物の収容

県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとします。

#### 4 収容施設の確保

中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処します。

### 第3節 ペットの管理対策

#### 1 実施機関

被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うこととします。

#### 2 ペットの管理指導

##### (1) 県における業務

県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図るものとします。

##### (2) 市における業務

市対策本部（清掃班）は、飼い主が不明の場合には、県と協力して、市報及びホームページ等により飼い主探しのための広報活動を実施するものとします。

#### 3 ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該

### 【第3編 災害応急対策計画】

犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとします。

収容後の犬猫の取扱いは、平時の取扱いに準じて行います。

#### 4 収容施設の確保

引き取ったペットは、中部総合事務所の犬管理所に収容するが、能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処するものとします。

#### 5 避難に伴うペット対策

市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。

- (1) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、当該避難所の屋外におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとします。
- (2) 市対策本部（清掃班）は、飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県が必要に応じて動物についての受入体制を整備するため、県に対し、仮設収容施設の整備を要請するものとします。
- (3) 市対策本部（清掃班）は、仮設収容施設の整備が完了するまでの間、公共施設等で一時収容を行うとともに、ボランティア団体等の協力の下、収容動物の飼養を行うものとします。  
なお、ボランティア団体等の確保等については、「第30章 ボランティアとの協働計画」に定めるところによるものとします。
- (4) 収容動物の飼養に必要な物資の確保については、「第15章 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。

#### 第4節 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとします。

- 1 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が市の許可を受けて行うこととします。
- 2 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市対策本部（清掃班）が実施するものとします。

## 第22章 清掃計画

### 第1節 目的

この計画は、被災地におけるごみ等の効率的な収集及び処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

被災地の清掃は、市対策本部（清掃班）が実施するものとします。

なお、廃棄物別の処理実施者は、次のとおりとします。

#### 【廃棄物別の整理表】

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市	本章により処理します。 ・例：一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	市	本章により処理します。 ・例：損壊家屋、損壊家具等
災害廃棄物（土砂等）	市	「第25章 障害物の除去計画」により処理します。 ・例：家屋等に流入した土砂等
し尿	市	「第23章 トイレ対策計画」により処理します。 ・例：便槽に蓄積したし尿等
道路、河川、用水路等の障害物	施設管理者	「第25章 障害物の除去計画」により処理します。 ・例：道路上に転落した岩石等

（注）災害によって住居又はその周辺に運ばれた汚物の概念に入るものは、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によって除去されるべきですが、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、災害廃棄物（土砂等）として、除去を行うものとします。

### 第3節 清掃の実施体制

#### 1 清掃の実施

市対策本部（清掃班）は、自ら若しくは市内の民間清掃業者に委託し、又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請し、災害廃棄物の収集運搬及び処理を行うものとします。

また、必要に応じて、災害廃棄物の収集運搬及び廃棄物の分別にボランティア団体等の協力を得るものとします。

なお、ボランティア団体等の活用については、「第30章 ボランティアとの協働計画」に定めるところによるものとします。

#### 2 清掃実施計画

市対策本部（清掃班）は、災害時における衛生面での生活環境の悪化を防ぐため、災害廃棄物の収集日時、収集場所、収集した災害廃棄物を一時的に集積しておく場所（以下「集積場所」といいます。）、収集に係る注意事項等を明記した清掃実施計画を定め、計画的に清掃業務を実施するものとします。

#### 3 住民への協力の呼びかけ

市対策本部（清掃班）は、災害廃棄物の収集にあたっては、住民に収集作業の協力を呼びかけることにより、市全体の取り組みとして推進するよう努めるものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第4節 清掃に係る応援要請

1 市対策本部（清掃班）は、災害地における清掃業務について実施することが困難な場合は、県に応援を求めるものとします。

なお、応援の要請については、この計画に定めるもののほか「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

2 市対策本部（清掃班）は、災害廃棄物の処理等にあたり、必要に応じて次の事項を明らかにした上で、県に応援を要請するものとします。

- (1) 清掃所要地域
- (2) 清掃期間
- (3) 応援を求める人員、資機材
- (4) 応援を求める業務の範囲
- (5) その他参考事項

### 第5節 処理方法

#### 1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物、不燃物に区分し、可燃物については、原則としてごみ焼却場で焼却するものとします。ただし、やむを得ない場合は、その他の環境衛生上支障のない方法で行うものとします。

(2) 災害廃棄物の処理は、「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）」「2-6 災害廃棄物処理」を踏まえて実施するものとします。

【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」といいます。）及び同法施行令

野外での廃棄物の焼却は、原則として禁じられていますが、震災、風水害などの災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外とされています。

【参考】 災害廃棄物対策指針（改定版）（項目抜粋）

#### 1-3-8

##### ○災害時に発生する廃棄物

生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物（可燃物／可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物／不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電、小型家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物／危険物、廃自動車等、その他適正処理が困難な廃棄物）

#### 2-2-6 災害廃棄物処理

##### ○災害廃棄物処理実行計画の策定

##### ○発生量・処理可能量・処理見込み量

##### ○処理スケジュール

##### ○処理フロー

##### ○収集運搬

##### ○仮置場

##### ○損壊家屋等の解体・撤去

##### ○選別・処理・再資源化

##### ○有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

##### ○災害廃棄物処理事業の進捗管理

(3) 市対策本部（清掃班）は、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の収集場所及び集積場所並びに運搬車両及び人員の確保など運搬・処理体制の確立に必要な事項について、関係機関等とあらかじめ調整するとともに、自らの処理の能力を超える状況となったときは、県内又は県外の

### 【第3編 災害応急対策計画】

市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への運搬及び処理を依頼するものとします。

なお、応援の要請については、この計画に定めるもののほか「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

- (4) 市対策本部（清掃班）は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、必要に応じて集積場所や周辺において、大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討するものとします。

なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル」（平成19年3月環境省 水・大気環境課）に定めるところによるものとします。

- (5) 災害廃棄物の集積場所については、大量の災害廃棄物の搬入が予想されるため、災害廃棄物の量が正常化するまでの間、次の場所を仮置き場として活用するものとします。

#### 【災害廃棄物の集積場所（仮置き場）】

施設名	所在地	面積	施設管理者	備考
一般廃棄物最終処分場	倉吉市馬場町	5,230 m <sup>2</sup>	鳥取中部ふるさと広域連合	
向山清掃工場跡地	倉吉市和田東町	4,772 m <sup>2</sup>	鳥取中部ふるさと広域連合	

#### 2 廃棄物処理施設の状況

中部管内における廃棄物処理施設は、「資料編 中部管内の廃棄物処理施設一覧（資料 3-22-1）」のとおりです。

#### 3 災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うこととされています。特に、大規模な災害が発生した場合は、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため、留意を要します。

## 第23章 トイレ対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害地における被災者のトイレを確保するために必要な事項について定めることにより、被災地の環境浄化を図ることを目的とします。

- 1 仮設トイレの設置、維持
- 2 携帯トイレの配布
- 3 既存トイレの復旧、維持

※以下、本章において、次のとおり記載します。

仮設トイレ： 設置工事を行うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

携帯トイレ： 小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】

既存トイレ： 災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備。

### 第2節 実施機関

- 1 し尿の収集及び処理

し尿の収集及び処理は、市対策本部（清掃班）が実施するものとします。

- 2 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外は市対策本部（清掃班）が行うものとします。

- 3 携帯トイレの調達及び配布

携帯トイレの調達及び配布は、市対策本部（本部事務局）が実施するものとします。

### 第3節 トイレ対策の留意点

市対策本部（清掃班）は、次に掲げる事項に留意して対策を講じるものとします。

- 1 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を実施するものとします。

- 2 対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なります。

また、複数の手段を複合的に実施するため、トイレ対策（トイレの必要数、必要なトイレの種類、汚物の処理方法、し尿処理体制等）の総合調整を行う窓口を設けるものとします。

- 3 予見に基づく準備

物資の調達又は応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講じるものとします。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や震災による被害想定を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとします。

その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要があります。



## 【第3編 災害応急対策計画】

また、し尿の収集が計画的に実施することができるよう、現地の状況、処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講じるものとします。

### 4 複数手段の活用

特に、初動の段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難です。

隙間のない対策を実施するため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとします。

### 5 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとします。

### 6 利用者への配慮

できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策を実施するものとします。

(1) 男女別のトイレの確保及び設置

(2) 高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

## 第4節 トイレ対策に係る応援要請

市対策本部（清掃班）は、災害地におけるトイレ対策について実施することが困難な場合は、県又は県内各市町村に応援を求めるものとします。

なお、応援の要請については、この計画に定めるもののほか「第8章 広域応援計画」に定めるところによるものとします。

### 1 し尿処理の応援

市対策本部（清掃班）がし尿処理の応援を求める場合は、次の事項を明らかにするものとします。

(1) 処理が必要な地域

(2) 期間

(3) 応援を求める人員、機材

(4) 応援を求める業務の範囲

(5) その他参考事項

### 2 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

(1) 仮設トイレの設置

市対策本部（清掃班）は、仮設トイレの設置について応援を要請する場合は、次の事項を明らかにするものとします。

ア 設置予定地域

イ 設置予定期間

ウ 必要な台数又は使用する人数

エ その他参考事項

(2) 携帯トイレの調達

市対策本部（本部事務局）は、携帯トイレの調達について応援を要請する場合は、次の事項を明らかにするものとします。

ア 配布予定地域

イ 配布予定期間

ウ 必要な個数又は必要な人数

## 【第3編 災害応急対策計画】

### エ その他参考事項

なお、仮設トイレ及び携帯トイレの調達については、「第15章 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。

## 第5節 し尿処理の方法

### 1 し尿処理の実施体制

市対策本部（清掃班）は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理隊を編成するものとします。

### 2 し尿の収集及び処理の方法

- (1) し尿の処理は、原則として、し尿処理施設「資料編 市内のし尿処理施設一覧（資料3-23-1）」で行うものとします。
- (2) し尿処理場が機能しない場合又はやむを得ない場合は、市対策本部（清掃班）は、環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとします。
- (3) 市対策本部（清掃班）は、(1)及び(2)の場合に備えて、下水道施設の活用によるし尿処理の方法等について検討しておくものとします。
- (4) 市対策本部（清掃班）は、水道及び下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレの設置状況等を把握した上で、し尿処理隊ごとの処理日時、処理場所及び防疫方法等を明記したし尿処理計画を定め、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理に努めるものとします。
- (5) 市対策本部（清掃班）は、通常やし尿処理券による収集・処理が困難な場合等を想定し、事前に民間処理業者との間で、災害時の汲み取り、支払い等の方法を確認した上で、し尿の収集・処理を実施するものとします。

## 第6節 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

### 1 仮設トイレの設置場所

市対策本部（清掃班）は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置場所について、避難所の立地条件等を考慮して選定するものとします。

なお、設置場所の選定にあたっては、避難所の規模、立地条件、水道等の環境に対する影響度、設置後の維持管理の方法を勘案の上、被災地のニーズに応じて選定するものとします。

### 2 仮設トイレの調達

仮設トイレの調達については、市内業者からの借上げ又は県が備蓄している仮設トイレの提供により行うものとします。

なお、その他仮設トイレの調達について必要な事項は、「第15章 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。

### 3 仮設トイレの設置数量

市対策本部（清掃班）は、避難者の生活者数、既存トイレの被災状況、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を定めるものとします。

### 4 仮設トイレ撤去後の埋没

市対策本部（医療防疫班）は、仮設トイレの撤去を行った場合は、消毒を実施し、埋没するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第7節 携帯トイレの配布及び調達の方法

#### 1 携帯トイレの調達

市対策本部（本部事務局）は、市の備蓄による確保、市内業者からの調達及び県への供給要請により調達するものとします。

なお、その他携帯トイレの調達について必要な事項は、「第15章 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。

#### 2 携帯トイレの配布

避難所で使用するための携帯トイレは、市対策本部（避難班・避難支援班）が配布するものとします。

また、市対策本部（清掃班）は、必要に応じ、住家の既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとします。

#### 3 携帯トイレの処分

避難所生活のため配布した携帯トイレについては、市対策本部（清掃班）がこれを処分するものとします。

また、住家の既存トイレが使用できないために配布した携帯トイレについては、その使用者がこれを処分するものとします。

### 第8節 仮設トイレ及び携帯トイレの維持管理

市対策本部（清掃班）は、仮設トイレ及び携帯トイレの設置、配布後の維持管理については、使用者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう協力を求めるものとします。

### 第9節 市内の既存トイレ設置状況のマップ化の推進

市対策本部（清掃班）は、既存トイレの設置状況について、マップ化（トイレマップ）などを推進します。

## 第24章 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明者となった者の捜索、遺体の処理及び埋葬を実施することを目的とします。

### 第2節 行方不明者の捜索

#### 1 実施機関

行方不明者の捜索は、災害救助法が適用された場合は県が実施するものとし、それ以外の場合は、市対策本部（消防班）が実施するものとします。ただし、災害救助法が適用された場合であっても、その事務について県から委任を受けた場合は、市対策本部（消防班）が実施するものとします。

#### 2 実施の方法

実施の方法及び実施基準については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて行うものとします。

なお、災害救助法に基づく捜索の実施について必要な事項は、この計画に定めるもののほか「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

##### (1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

##### (2) 実施期間

捜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（本部事務局・消防班）は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとします。

##### (3) 支出費用

支出する費用の範囲は、船艇その他捜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とするものとします。

### 第3節 遺体の処理

#### 1 実施機関

遺体の検視は警察が行い、その後の処理は市対策本部（医療防疫班）が行うものとします。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が遺体の処理を行うものとし、その事務について県の委任を受けた場合は、市対策本部（本部事務局・医療防疫班）が実施するものとします。

市対策本部（医療防疫班）は、「第18章 医療（助産）救護計画」で定める救護班の協力を得て、遺体の処理を行うものとします。

#### 2 遺体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとします。

#### 3 検案

### 【第3編 災害応急対策計画】

市対策本部（医療防疫班）は、次のとおり検案を行うものとします。

- (1) 遺体の検案は、救護班によって処理することを原則とします。ただし、救護班によって検案を行うことが困難な場合は、一般開業の医師により行うものとします。
- (2) 救護班又は一般開業の医師は、遺体について死因その他医学的検査を行うものとします。
- (3) 検案書の作成は、この計画による遺体の処理の対象としないものとします。

#### 4 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

市対策本部（医療防疫班）は、遺体の識別のため、救護班の協力の下、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとします。

#### 5 遺体安置所の確保及び遺体の一時保存

- (1) 市対策本部（医療防疫班）は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じます。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県を通じて調達を図ることとします。
- (2) 市対策本部（医療防疫班）は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存するものとします。
- (3) 遺体安置所及び遺体の一時保存の予定場所は、次のとおりです。

##### 【遺体安置所及び遺体の一時保存場所（予定）】

順位	施設名	所在地	施設管理者
1	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1571	社会教育課（指定管理）
2	倉吉市営体育センター	倉吉市葵町 602-4	社会教育課（指定管理）

### 第4節 応急的な埋葬

#### 1 実施機関

埋葬は、市対策本部（市民情報班）が行うものとします。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が埋葬を行うものとし、その事務について県の委任を受けた場合は、市対策本部（市民情報班）が実施するものとします。

#### 2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりです。

- (1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含みます。）
- (2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
  - ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。
  - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
  - ウ 棺、骨壺等が入手できないこと。
  - エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、乳幼児等で埋葬を行うことが困難であること。

#### 3 埋葬の方法

- (1) 埋葬は、市対策本部（市民情報班）が棺、骨壺など埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行うものとします。
- (2) 埋葬は、原則として、遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引き渡すこととします。
- (3) 身元不明の遺体、引取人のない遺体については、遺体を火葬に付し、市対策本部（市民情報班）で一定期間保管し、その後適切に処理するものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

(4) 埋葬にあたって留意すべき事項は、次のとおりです。

ア 事故等による遺体については、警察から引き継ぎを受けた後、埋葬するものとします。

イ 身元不明の遺体については、警察と連携し、その調査にあるとともに、遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、特徴等を記録するものとします。

(5) 市対策本部（市民情報班）は、市内業者から棺を調達するものとします。ただし、市内業者のみで不足する場合は、県に棺の供給を要請するものとします。

なお、棺の調達については、この計画に定めるもののほか「第15章 生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。

(6) 市対策本部（市民情報班）は、死体多数のため市内の火葬場のみで対応することが困難な場合は、県を通じて県内他市町村に応援を要請するものとします。

また、市対策本部（秘書広報輸送班）は、遺体の搬送を行うことが困難な場合は、県に応援を要請するものとします。

なお、県への要請は、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより行うものとします。

(7) 火葬に係る緊急支援体制は、「資料編 緊急火葬支援体制図（資料3-24-1）」のとおりです。

なお、多数の死者等により緊急支援体制による対応が困難と予想される場合は、市対策本部（本部事務局・市民情報班）は、「資料編 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書（資料3-24-2）」又は「資料編 災害時における協力に関する協定書（資料3-24-3）」に基づき、鳥取県葬祭業協同組合又は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助会に対し、遺体の安置に必要な施設、資機材等の提供、霊柩車等による遺体搬送等の協力を要請し、必要な体制を確保するものとします。

(8) 市対策本部（市民情報班）は、埋葬を行った場合は、次に掲げる帳簿を備え付け、正確に記入し保管するものとします。

ア 資料編 埋葬台帳（様式3-24-1）

イ 埋葬費支出関係証拠書類

#### 第5節 火葬場処理能力の状況

市における火葬場の処理能力の状況は、「資料編 中部管内における火葬場一覧（資料3-24-4）」のとおりです。

#### 第6節 災害救助法が適用された場合の遺体処理

災害救助法が適用された場合の遺体の処理については、この章に定めるもののほか「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

##### 1 遺体の処理期間

遺体の処理を行う期間は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（本部事務局・市民情報班）は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとします。

##### 2 災害救助法適用地域の遺体が同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理

災害救助法適用地域が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次の措置を講じるものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### (1) 遺体の身元が判明している場合

ア 遺体が県内の他市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担するものとします。

イ 遺体が高県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受けるものとします。

#### (2) 遺体の身元が判明していない場合

ア 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、(1)と同様に取り扱うものとします。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとします。

## 第25章 障害物の除去計画

### 第1節 目的

この計画は、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じている場合、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

- 1 道路上又は河川上等の障害物の除去は、当該施設の管理者（市道及び市管理河川：河川道路班・土木管理班）が実施するものとします。
- 2 1以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、市対策本部（清掃班）が実施するものとします。
- 3 市対策本部（本部事務局）は、市のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村に応援を求めるものとします。

#### 【廃棄物別の整理表】

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市	・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	市	・損壊家屋、損壊家具 等
災害廃棄物（土砂等）	市	・家屋等に流入した土砂等
し尿	市	・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	・道路上に転落した岩石等

### 第3節 市による除去の実施体制

市対策本部（河川道路班）は、第2節1により障害物の除去を行う必要がある場合、比較的小規模なものについては、市対策本部（河川道路班）で処理するものとします。

また、市対策本部（土木管理班）は、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施するものとします。

#### 1 建設業者の協力

市対策本部（土木管理班）は、建設業者への委託又は雇い上げ等により、建設用資材及び技能者等の要員を確保し、障害物を除去するものとします。

#### 2 日本自動車連盟（JAF）、山陰 ELV リサイクル協議会との提携

市対策本部（河川道路班）は、応急対策を行う上で障害となる市道上に放置された被災車両について、撤去、移動等を行う必要がある場合は、災害時における被災車両の撤去等に関する協定に基づき、日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰 ELV リサイクル協議会に支援を要請し、JAF、県及び警察、道路管理者等と連携して実施するものとします。

#### 3 障害物の除去順位

道路上又は河川上の障害物の除去にあたっては、市対策本部（河川道路班）は、必要に応じて、障害物周辺の被災状況、障害物を放置することにより生じる応急対策への支障の程度及び被害が拡大する可能性、二次災害が発生する危険性等を勘案して優先順位を決定し、適切に障害物を除去するものとします。



## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第4節 市（道路管理者）による放置車両対策の強化に係る所要措置

市対策本部（土木管理班）は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両等の通行ルートを確認するために、放置車両対策の措置を講じます。

- 1 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間をして次のことを実施します。
  - （1）緊急車両等の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令します。
  - （2）運転者の不在時等は、市対策本部（土木管理班）が自ら車両を移動します。その際、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を整備します。
- 2 上記の措置のため、沿道での車両保管場所の確保などやむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行います。

### 第5節 災害救助法が適用された場合における障害物の除去

災害救助法が適用された場合の住居等に運び込まれた障害物の除去については、この章に定めるもののほか、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

#### 1 実施機関

災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去については、災害救助法が適用された場合は県が実施するものとし、それ以外の場合は、市対策本部（清掃班）が実施するものとします。ただし、災害救助法が適用された場合であっても、その事務について県から委任を受けた場合は、市対策本部（清掃班）が実施するものとします。

#### 2 障害物除去の対象住家

障害物の除去の対象となる住家は、原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けた次の基準を満たす住家に限ります。

- （1）半壊又は床上浸水した住家
- （2）障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者の住家
- （3）自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者の住家

#### 3 除去の対象物

- （1）除去の対象物は、居室、炊事場及びトイレなど日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限ります。
- （2）汚物の概念に入るものは、一般的には廃掃法の規定によって除去されるべきものですが、当該汚物が生活上著しい障害となっている場合には、この計画による除去を行うものとします。

#### 4 障害物の除去の方法

- （1）障害物の除去は、現物給付（労働の提供）をもって実施するものとします。
- （2）障害物の除去の対象となる住家の選定は、県が市対策本部（清掃班）の意見を聴いて決定するものとします。ただし、市対策本部（清掃班）に権限が委任されている場合は、市対策本部（清掃班）が決定するものとします。

市対策本部（清掃班）は、民生委員、自治公民館長、介護支援専門員等を構成員とする選定会を設け、対象者を定めて、県に調査書を提出するものとします。

- （3）障害物の除去は、現状回復ではなく、応急的な除去に限るものとします。
- （4）特殊な機械器具を必要とする場合は、関係機関に応援を求めるものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

(5) 除去した障害物の収集処分の方法は、「第22章 清掃計画」に準じて行うものとします。

#### 5 障害物の除去実施期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（本部事務局）は県に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間延長を行うものとします。

#### 6 除去した障害物の集積場所

(1) 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとします。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。

ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

ア 災害廃棄物については、「第22章 清掃計画」に定める災害廃棄物の集積場所（仮置き場）

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次被害の原因とならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(2) 実施者は、集積後に別途処理場へ搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとします。

## 第26章 輸送計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時における被災者の避難、救援物資、応急対策の実施に必要な人員、資機材等の輸送を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

人員、物資等の輸送は、災害救助法が適用された場合は県が実施するものとし、それ以外の場合は、市対策本部（秘書広報輸送班）が実施するものとします。ただし、災害救助法が適用された場合であっても、その事務について県から委任を受けた場合は、市対策本部（秘書広報輸送班）が実施するものとします。

なお、輸送の方法等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては、同法に準じて行うものとします。

### 第3節 輸送の原則

- 1 輸送は、原則として、人、物を提供する者が目的地まで実施するものとします。ただし、目的地までの輸送が困難な場合は、市対策本部（秘書広報輸送班）又は県が定める輸送拠点までの輸送を行うものとします。
- 2 輸送は、原則として、輸送を行う機関が保有する輸送能力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）をもって行うものとします。ただし、保有する輸送力だけで実施することが困難な場合は、県に応援を要請するものとします。

### 第4節 輸送方法

#### 1 輸送条件等の把握及び整理

市対策本部（秘書広報輸送班）は、応急措置に必要な輸送に係るニーズ（輸送時間、輸送場所、輸送人員又は輸送物資の数量等）の収集、被災地域の状況把握（交通情報、気象状況等）、輸送条件の整理（緊急度、輸送手段の制限等）を行い、輸送力の見積りなど必要な準備を行うものとします。

#### 2 輸送力の確保

- (1) 市対策本部（秘書広報輸送班・全実施班）は、次の手段により必要な輸送力を確保するものとします。
  - ア 物資等を提供する事業者等による輸送（全実施班）
  - イ 市有車両による輸送（総務班）
  - ウ 市内の輸送機関による輸送（秘書広報輸送班）
  - エ 県の応援要請による輸送（秘書広報輸送班）
- (2) 市対策本部（秘書広報輸送班）は、輸送力の確保にあたっては、(1)に掲げる順位により行うものとします。
- (3) 市対策本部（総務班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、車両の確保を必要とする判断する場合には、市有車両の貸し出し予約を制限し、災害応急対策業務の優先度等に応じて配車するものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

(3) 市対策本部（秘書広報輸送班）は、輸送について県に応援を要請する場合は、要請する輸送手段の種別に応じて、次に掲げる窓口を通じて調整を行うものとします。

【輸送手段の種別ごとの調整窓口】

輸送手段の種別	県調整窓口	市担当班	備考
鉄道・トラック・バス等	地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課	秘書広報輸送班	
消防防災ヘリコプター 自衛隊関係 その他応援機関	危機管理局消防防災航空センター	本部事務局	

(4) 輸送手段の種別に応じた県内における応援機関は、次のとおりです。

【輸送手段の種別及び応援機関】

輸送手段の種別	応援機関又は応援手段	備考
陸路（鉄道）	JR西日本、若桜鉄道、智頭急行	・中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・「災害時における緊急輸送の協力に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、鳥取県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会	
空路（航空機）	第八管区海上保安本部航空機 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機 地方公共団体ヘリコプター 緊急消防援助隊ヘリコプター	

3 輸送拠点の設置及び管理

(1) 輸送拠点の設置

市対策本部（秘書広報輸送班）は、県と調整して、物資を仮集積する輸送拠点（一次・二次）を設置するものとします。

ア 第一次輸送拠点とは、県外等からの物資の引き受けを行う場所であり、県が港湾、漁港、空港等に設置するものとします。

イ 第二次輸送拠点とは、第一次輸送拠点から各市町村に輸送された物資の引き受けを行う場所であり、各市町村において設置するものとします。

なお、市における第二次輸送拠点の予定地は、次のとおりです。

【第二輸送拠点】

施設名	所在地	輸送区分	施設管理者
倉吉スポーツセンター	葵町	陸路	社会教育課（指定管理）
倉吉市営陸上競技場	葵町	空路	社会教育課（指定管理）

(注) 輸送物資が食糧の場合は、第二次輸送拠点から給食センターに輸送するものとします。

(2) 輸送拠点の管理

市対策本部（商工観光班）は、物資の引き受け及び保管並びに連絡調整を適正に行うため、第二次輸送拠点に職員を常駐させるものとします。

4 輸送実施計画

市対策本部（秘書広報輸送班）は、災害時における被災者の避難、救援物資、応急対策の実施に必要な人員、資機材の輸送等を円滑に処理するため、輸送する人員又は物資ごとに次の事項を明記した輸送実施計画を定めるものとします。

【第3編 災害応急対策計画】

- (1) 運送時間、運送場所、輸送ルート等の運行要領
- (2) 輸送実施者、輸送手段等の輸送実施要領
- (3) 輸送拠点の設置及び管理等の輸送拠点運営要領

第5節 災害救助法が適用された場合の輸送の基準

災害救助法が適用された場合の輸送の基準は、次のとおりです。

【災害救助法が適用された場合の輸送の基準】

輸送の内容	災害救助法による基準（概要）	
被災者の避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者自身を避難させるための輸送</li> <li>・被災者を誘導するための人員、資機材等の輸送</li> </ul>	◎輸送期間 それぞれの救助の実施が認められている期間 ◎輸送費用 当該地域における通常の実費 ◎費用の範囲 輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料 ◎特例 輸送の範囲、輸送の期間の基準以外の輸送を行う場合は、厚生労働大臣の同意を要します。
医療、助産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班において処置できない者等の移送</li> <li>・救護班の仮設する診療所への患者輸送</li> <li>・救護班関係者の輸送等</li> </ul>	
被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出された被災者の輸送</li> <li>・救出のための必要な人員、資機材等の輸送</li> </ul>	
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水を確保するための必要な人員、機械器具、資機材等の輸送（飲料水の直接輸送を含みます。）</li> </ul>	
救援物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に給与する救援物資、食糧の輸送</li> <li>・被災児童生徒に支給する学用品の輸送</li> <li>・救助に必要な医薬品、救援物資等の輸送</li> </ul>	
遺体等の捜索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捜索のため必要な人員、資機材等の輸送</li> </ul>	
遺体の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の処理、検案のための人員の輸送</li> <li>・遺体の処置のための衛生材料等の輸送</li> <li>・遺体の輸送</li> <li>・遺体を移送するための人員の輸送</li> </ul>	

なお、災害救助法が適用された場合の輸送については、この章に定めるもののほか「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

## 第27章 交通確保対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時における公衆用道路の通行の禁止、制限等の交通確保対策を実施することにより、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

#### 1 交通規制

交通規制は、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）、警察、道路管理者（市道：土木管理班）が行うものとします。

#### 2 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会又は県が行うものとします。

#### 3 交通路線の確保

交通路線の確保は、道路管理者（市道：河川道路班）が行うものとします。

### 第3節 災害時における交通規制

#### 1 交通情報の把握

(1) 市対策本部（土木管理班・河川道路班）は、積極的にパトロールを実施して、管理道路の被災状況及び交通状況に関する情報を収集するものとします。

(2) 市対策本部（土木管理班・河川道路班）は、管理道路の被災状況及び交通状況に関する情報を警察及び県に連絡するものとします。

また、市対策本部（土木管理班・河川道路班）は、警察及び県から国道及び県道の被災状況並びに交通状況に関する情報を収集し、市内の道路交通状況の早期把握に努めるものとします。

#### 2 災害時における交通規制対策

##### (1) 交通規制の実施区分

災害時における交通規制の実施者及び規制種別等は、次のとおりです。

##### 【交通規制の実施者及び規制種別等】

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある場合	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊など危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	前記の措置の場合で、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月を超えない場合	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると	同上	道路交通法第6条第4項

【第3編 災害応急対策計画】

		認める場合（一時的）		
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認める場合	同上	道路法 第46条第1項

(2) 標識等の設置

- ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）  
同法施行規則第5条に定める標示を設置するものとします。
- イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会実施）  
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識を設置します。  
緊急を要する場合は、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を実施するものとします。
- ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察実施）  
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識を設置するものとします。
- エ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づく規制（道路管理者（市道：河川道路班）実施）  
同法第47条の4第1項及び第2項の規定による道路標識を設置するものとします。

(3) 交通整理

警察は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施するものとします。

(4) 車両の運転者の義務

- ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両の運転者は、速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所への移動等を実施しなければなりません。
- イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合は、車両の運転者は、速やかに当該車両を道路外の場所への移動等を実施しなければなりません。
- ウ ア及びイに関わらず、警察官の指示を受けた場合は、車両の運転者は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければなりません。

(5) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

- ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとるよう命じるものとします。
- イ アによる措置を命じられた者が当該措置をとらない場合、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、警察官は自らその措置をとるものとします。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損するものとします。
- ウ ア及びイの規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとるものとします。
- エ ア及びイの規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとるものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

オ 自衛官又は消防吏員は、ウ若しくはエの命令をし、又は措置をとった場合は、直ちにその旨を当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察に通知しなければなりません。

カ 自衛官又は警察官が行った処分等に係る損失補償については、県において負担するものとします。

#### 第4節 広報及び連絡

1 道路管理者（市道：・土木管理班）は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合には、当該地域を管轄する警察にその内容等を通知するものとします。

2 警察は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び迂回路線の状況等を市対策本部（本部事務局・土木管理班）及び市民等に周知するものとします。

3 道路管理者（市道：土木管理班）は、交通規制等の情報をホームページに掲載する等により、市民等へ迂回路等の情報提供に努めるものとします。

4 市対策本部（本部事務局・土木管理班）は、関係機関との緊密な連絡の下に市内の道路交通情報の把握に努めるとともに、把握した道路交通情報については、ホームページ等により市民等に周知するものとします。

また、市対策本部（本部事務局・土木管理班）は、応急措置の実施に支障が生じないように、実施班が行う応急措置に必要な道路交通情報の提供を行うものとします。

#### 第5節 緊急通行車両の確認

公安委員会は、県内又は隣接若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急対策を実施するための緊急通行を確保するため必要がある場合は、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとします。

##### 1 確認の実施責任者

市対策本部（全実施班）が実施する緊急通行に係る緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うものとします。

##### 2 確認の手続き

###### （1）公安委員会

ア 緊急通行車両の確認を求めようとする者は、警察に次の事項を明示した申請書を提出して行うものとします。

（ア）番号標に表示されている番号

（イ）車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）

（ウ）使用者住所、氏名

（エ）通行日時

（オ）通行経路（出発地、目的地）

（カ）その他必要な事項

イ 警察は、緊急通行車両の確認をした場合は、標章及び緊急通行車両確認証明書を当該緊急通行車両の使用者に交付するものとします。

ウ 緊急通行車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、



## 【第3編 災害応急対策計画】

緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとします。

エ 警察は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付等の状況を県警本部に報告するものとします。

### (2) 確認を行う車両の種類

確認を行う車両の種類は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両です。

### 3 標章、証明書、通行禁止標示の作成及び備え付け

緊急通行車両であることの確認及び緊急通行車両以外の車両に対する規制に伴う標章等は、「資料編 緊急通行車両に関する標章、証明書、通行禁止標示（資料 3-27-1）」のとおりです。

#### (1) 緊急通行車両を証明する標章【別記様式1】

#### (2) 緊急通行車両確認証明書【別記様式2】

#### (3) 緊急通行車両以外の車両通行禁止の標示【別記様式3】

市対策本部（本部事務局）は、災害が発生した場合において、緊急輸送を行うことが予想される場合は、警察と緊急通行車両の確認について必要な調整を行い、緊急輸送に支障が生じないようにするものとします。

## 第6節 交通路線の確保

市対策本部（河川道路班）は、県が定める重要幹線道路に繋がる主要な道路及びそれに替わる迂回路をあらかじめ定めるように努め、災害時には優先的に交通を確保するものとします。

## 第28章 文教対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とします。

### 第2節 実施機関

- 1 文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については、第一的には学校長が実施し、第二次的には市対策本部（学校対策班）がこれにあたるものとします。
- 2 県教育委員会は、市対策本部（学校対策班）が実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとします。
- 3 私立学校においては、この計画に準じ、それぞれの責任で必要な対策を講じるものとし、県又は市がこれを支援します。

### 第3節 応急教育実施計画

#### 1 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けた場合は、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講じるものとします。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災した場合は、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに市対策本部（学校対策班）へ報告し、必要な指示を受けるものとします。
- (2) 市対策本部（学校対策班）は、災害の実情に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとします。

#### 2 応急教育の実施場所

被災の状況を速やかに調査するとともに、次に定めるところにより応急措置を講じるものとします。

- (1) 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を実施するものとします。
- (2) 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室等その他の当該学校の施設を使用するものとします。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能な場合は、収容人員等を考慮の上、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は私有施設の借り上げを行うものとします。
- (4) 広範囲にわたる激甚な災害のため、(1) から (3) までの措置が実施できない場合は、応急仮設校舎を建設するものとします。

#### 3 応急教育の方法

被災の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講じることとなりますが、授業時間数については、極力その確保に努めるものとします。

#### 4 児童、生徒の災害援助に関する措置

##### (1) 教科用図書の供給あっせん及び調達

###### ア 教科用図書の被災状況の報告

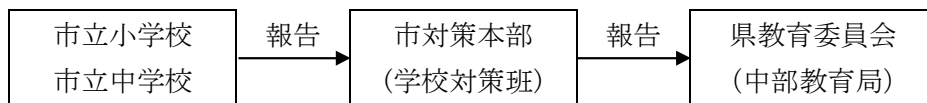
- (ア) 市立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、市対策本部（学校対策班）に報告するものとします。
- (イ) 市対策本部（学校対策班）は、市内の教科用図書の被災状況をまとめ、県教育委員会へ報告

【第3編 災害応急対策計画】

するものとします。

(ウ) 県立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況をまとめ、県教育委員会へ報告するものとします。

【教科用図書の被災状況の報告】



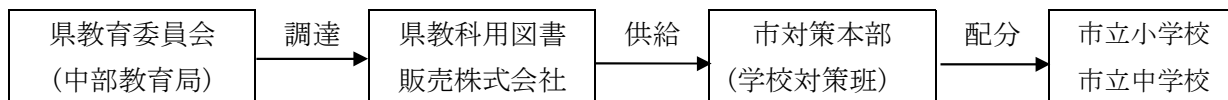
イ 教科用図書の調達

(ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び市対策本部（学校対策班）への教科用図書の供給について連絡するものとします。

(イ) 県教育委員会及び市対策本部（学校対策班）は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分します。

(ウ) 費用は有償とします。ただし、災害救助法の適用を受ける災害により被害を受けた場合は無償とします。

【教科用図書の調達】



(2) 災害救助法の適用の場合の学用品の給与

ア 実施機関

学用品の給与は、災害救助法が適用された場合は県が実施しますが、その事務について県から委任された場合は、市対策本部（本部事務局・学校対策班）が実施するものとします。

なお、災害救助法に基づく救助の実施について必要な事項は、この計画に定めるもののほか、「第13章 災害救助法の適用計画」に定めるところによるものとします。

イ 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲・聾・養護学校の小学部及び中学部生徒を含みます。）

ウ 給与する学用品

【給与する学用品の例】

品目	内容
教科書	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書
教材	教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの
文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
通学用品	運動靴、かさ、カバン、長靴等

エ 学用品の給与の期間

教科書については、災害発生の日から1か月以内とします。

また、文房具及び通学用品については、災害発生の日から15日以内とします。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、市対策本部（本部事務局）は県に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### オ 関係帳簿の保管

市対策本部（学校対策班）は、学用品の給与を行った場合は、次に掲げる帳簿を備付け、正確に記入し保管するものとします。

（ア）学用品の給与簿「資料編 学用品の給与簿（様式 3-28-1）」

（イ）学用品の出納に関する帳簿

（ウ）学用品購入関係支払証拠書類

（エ）備蓄物資払出証拠書類

### （3）就学困難な児童、生徒に係る就学援助

就学困難な児童及び生徒に係る就学援助については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）によるものとします。

## 5 教員確保の措置

市対策本部（学校対策班）は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次のとおり教員を把握し、確保するものとします。

### （1）臨時参集

教員は、原則として、各所属の学校に参集するものとします。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集するものとします。

#### ア 参集教員の確認

各学校は、参集した教員の学校名、職氏名を確認し、人員を掌握するものとします。

#### イ 参集教員の報告

各学校は、掌握した参集教員の人員等について、市対策本部（学校対策班）へ報告するものとします。

また、報告を受けた市対策本部（学校対策班）は、別に定める報告系統により県教育委員会へ報告するものとします。

#### ウ 県教育委員会の指示

県教育委員会は、イで報告された人数その他の情報を総合的に判断し、市対策本部（学校対策班）に対し、教員の配置等について適宜指示連絡するものとします。

#### エ 児童及び生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって、児童及び生徒の安否確認、生活指導にあたらせ、状況に応じて臨時授業を実施するものとします。

### （2）退職教員の活用

災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職教員を臨時に雇用する等の対策を講じるものとします。

## 6 登下校時の措置

登下校時の措置については、「第5章 避難計画」に定めるところによるものとします。

## 7 給食の措置

市対策本部（給食班）は、給食施設が被災した場合は、次の事項に留意し、適切な措置を講じるものとします。

### （1）被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握

### 【第3編 災害応急対策計画】

(2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

(3) 衛生管理（特に食中毒等の事故防止）

#### 8 保健衛生の管理

市対策本部（学校対策班・医療防疫班）は、学校の保健衛生について次の事項に留意し、適切な措置を講じるものとします。

(1) 校舎内外の清掃、消毒

(2) 飲料水の使用

(3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導

(4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（メンタルケア）

## 第29章 民間との協力体制推進計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とします。

### 第2節 民間団体との協働

#### 1 実施機関

- (1) 民間団体の協力要請は市対策本部（本部事務局）が実施します。
- (2) 市が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行います。

#### 2 対象団体

- (1) 青年団
- (2) 婦人会
- (3) 町内会
- (4) 集落会

#### 3 協力要請等の順序

- (1) 市対策本部（本部事務局）は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は、被災していない管内の民間団体に協力を求め、さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとします。
- (2) 市対策本部（本部事務局）は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとします。
  - ア 応援を必要とする理由
  - イ 作業内容
  - ウ 従事場所及び就労予定時間
  - エ 所要人員
  - オ 集合場所
  - カ その他必要事項

#### 4 協力活動の基準

災害の規模等により異なりますが、概ね次のとおりとします。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 被災幼児の託児、保育
- (3) 被災者救出
- (4) 救助物資の輸送配給
- (5) 清掃防疫援助
- (6) その他応急対策に必要な事項

### 第3節 民間企業との協働

#### 1 実施機関

### 【第3編 災害応急対策計画】

(1) 民間企業の協力要請は県又は市対策本部（本部事務局・商工観光班）が実施します。

#### 2 対象団体

(1) 県及び市との応援協定締結事業所

(2) その他、災害時に県、市町村の防災活動に協力可能な事業所

#### 3 協力要請等の順序

(1) 県及び市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は、被災していない管内の民間企業に協力を求め、さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとします。

(2) 県及び市対策本部（本部事務局・商工観光班）は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとします。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業内容

ウ 従事場所及び就労予定時間

エ 所要人員

オ 集合場所      カ その他必要事項

#### 4 協力活動の基準

災害の規模等により異なりますが、概ね次のとおりとします。

(1) 初期消火や人命救助・救護活動

(2) 救援活動に必要な資機材・車両などの提供

(3) 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供

(4) 避難場所等の提供

(5) その他応急対策に必要な事項

## 第30章 ボランティアとの協働計画

### 第1節 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とします。

※以下、本章において、次のとおり記載します。

倉吉市社会福祉協議会・・・「市社協」

鳥取県社会福祉協議会・・・「県社協」

### 第2節 実施機関

災害ボランティアの受入・活動調整については、市社協、県社協、県、県医師会、中部医師会が行います。

なお、災害ボランティアの受入、活動調整に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとします。

#### 【災害に関連する各種ボランティアの整理表】

種類	活動内容	活動調整する団体等	備考
生活支援ボランティア	被災者へのさまざまな生活支援や日常復帰のための支援活動等	1 市社協が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・活動調整 2 日赤鳥取県支部から赤十字奉仕団を派遣	本章による
医療救護ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	1 日赤鳥取県支部から赤十字医療救護班を派遣 2 医師会が募集・受付する医療関係者を登録・派遣 3 県看護協会で登録した災害時派遣ナースを派遣	本章による 第3編 第18章「医療（助産）救護計画」参照
清掃ボランティア	廃棄物の収集、分別等	市社協が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・活動調整	第3編第25章「障害物の除去計画」参照
通訳ボランティア	避難所等における手話通訳、外国語通訳等	市社協が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・活動調整	第3編第6章「避難所の設置運営計画」参照
入浴支援ボランティア	仮設浴場の設置、湯の提供等	観光協会等の業種団体からの申し出等があった場合に限る。	第3編第20章「入浴支援計画」参照
被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊等の危険性を調査し、建物の当面の使用の可否を判定	県建築士事務所協会から、県地震被災建築物応急危険度判定士として登録された民間判定士を派遣	第3編第17章「被災建築物等応急対策計画」参照
被災宅地危険度判定	宅地の被害状況を迅速的に把握し、危険性を判定	被災宅地危険度判定士（被災宅地応急危険度判定業務調整員を含む。）として認定登録された土木・建築等の技術者を派遣	第3編第17章「被災建築物等応急対策計画」参照
土木防災・砂防ボランティア	被災情報の通報、被害拡大の防止の助言、応急措置への対応等の支援	県土整備部等OB技術職員を対象に登録	自発的又は県からの要請に応じて活動を行う
動物救援ボランテ	被災動物等の保	緊急災害時動物救援本部等の協力を得て	第3編第21章「動



【第3編 災害応急対策計画】

ィア	護、救護活動	現地本部が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・活動調整	物の管理計画」参照
----	--------	----------------------------------	-----------

第3節 災害ボランティアの受入及び活動調整

1 県

- (1) 県は、県社協及び日赤鳥取県支部に対して、被災状況についての情報提供を行います。特に、交通、ライフライン等の情報提供を徹底し、ボランティア活動が円滑に運営されるよう配慮します。
- (2) 県は、災害が複数市町村にわたる場合、必要に応じて各市町村のボランティアニーズについて把握します。県は各市町村のニーズに基づく災害ボランティアの募集について、県社協及び日赤鳥取県支部と調整し、必要に応じてホームページ等で災害ボランティアの募集を呼びかけます。この際、円滑なボランティア活動のため、県内の交通、ライフライン等に関する情報を提供します。

2 市対策本部（援護班）

- (1) 市社協と連携し、市ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援します。
- (2) 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請します。

3 社協

(1) 県社協

- ア 被災市町村の社協に県内の被災状況（交通、ライフライン等）に関する情報を提供します。
- イ 被災市町村の社協、県等と連携し、広域的なボランティア派遣について調整を行います。
- ウ 市町村社協のボランティアセンター立ち上げを支援すると共に、必要に応じ、他県の社協（ボランティアセンター）に対し、コーディネーターの派遣要請を行います。

(2) 市社協

- ア 市社協は、災害の発生後、速やかに市対策本部（援護班）と協議した上で、原則として、倉吉福祉センターに「倉吉市災害ボランティアセンター」を立上げ、災害ボランティアの募集、受付及び活動調整を行うものとします。この際、円滑なボランティア活動のため、市内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供するものとします。
- イ 市社協は、災害ボランティアセンターを設置した場合は、市対策本部（本部事務局）と協議し、必要がある場合は、市対策本部にリエゾンを派遣し、情報共有を図るものとします。
- ウ ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に募集要請を行うものとします。

(3) 被災市町村以外の市町村社協

県社協からの要請を受け、災害ボランティアを募集します。

4 日赤鳥取県支部

(1) ボランティアセンター

日赤鳥取県支部は、社協（県社協）など他団体が設置したボランティアセンターの運営を連携しながら行うこととします。

- ア ボランティアセンターには、赤十字防災ボランティアリーダーを派遣し、赤十字防災ボランティア地区リーダー、防災委員が参加し、運営に協力します。
- イ 防災ボランティアセンターでは、以下の業務を行います。
  - (ア) 被災者ニーズの収集・把握
  - (イ) 日赤鳥取県支部災害対策本部と防災ボランティアとの情報共有

## 【第3編 災害応急対策計画】

- (ウ) 赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働
- (エ) 日赤鳥取県支部が実施する災害救助活動への参加・協力
- (オ) 社協（県社協）との連絡調整
- (カ) 被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成・実施及び評価
- (キ) その他災害救助活動に必要なボランティア活動の実施
- (ク) 赤十字の災害ボランティア活動への参加を希望する不特定多数のボランティアの受入
- (ケ) 防災ボランティア活動の記録・広報

### (2) 防災ボランティアの現地拠点

日赤鳥取県支部は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、これを防災ボランティア地区リーダーが中心となり、日赤鳥取県支部災害対策本部と協調しながら運営します。

### (3) 災害ボランティアへの支援

日赤鳥取県支部は、防災ボランティアに対し必要な情報や物資等を調達・提供します。

## 5 災害ボランティア受入体制

市における災害ボランティアの受入体制は、「資料編 災害ボランティア受入体制図（資料 3-30-1）」のとおりです。

## 第4節 医療救護ボランティアの受入等

### 1 県

- (1) 県（中部総合事務所福祉保健局）は、市町村と連携のうえ、各市町村の救護所の状況把握に努め、必要な情報を県本庁に報告します。
- (2) 県本庁は、各総合事務所福祉保健局及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療救護関係ボランティアの受付を行い、日赤の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に依頼します。

### 2 医師会

- (1) 中部医師会は、随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、県（中部総合事務所福祉保健局）、市と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼します。
- (2) 災害発生区域外の医師会は、地区内のボランティアを受け付け、県（総合事務所福祉保健局）及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼します。
- (3) 県医師会は、県本庁と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たります。

### 3 日赤鳥取県支部

他県支部との連携のもとに、救護活動を行うとともに、現地での情報を関係機関に提供します。

## 第5節 赤十字奉仕団への要請

### 1 赤十字奉仕団の組織

#### (1) 組織図

「資料編 日本赤十字社鳥取県支部赤十字奉仕団の組織図（資料 3-30-2）」のとおりです。

#### (2) 赤十字奉仕団等の現況

「資料編 【赤十字奉仕団の現況】（資料 3-30-2）」のとおりです。

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### 2 協力要請等

(1) 市対策本部は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行います。

日赤鳥取県支部連絡先	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課 電 話 0857-22-4466、26-8367 (夜間、休日)090-7998-9372 FAX 0857-29-3090
------------	--

(2) 市対策本部は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとします。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所及び就労予定時間
- エ 所要人員
- オ 集合場所
- カ その他必要事項

#### 3 協力活動の基準

災害の規模等により異なりますが、概ね次のとおりとします。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 避難所の物資管理
- (3) 被災者への情報サービス
- (4) 救助物資の輸送配給
- (5) 清掃防疫援助
- (6) 安否確認
- (7) その他応急対策に必要な事項

#### (参考)

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」「青年赤十字奉仕団」「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれます。

- 1 地域赤十字奉仕団  
市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行います。
- 2 青年赤十字奉仕団  
青年が結成する赤十字ボランティアグループ  
(1) 青年赤十字奉仕団・・・社会人や学生で結成されます。  
(2) 学生赤十字奉仕団・・・大学など、学内で組織されます。  
(3) 看護学生赤十字奉仕団・・・看護学生で構成されます。
- 3 特殊赤十字奉仕団  
無線、看護、点訳、救急法指導等のさまざまな専門技術を活かし、ボランティア活動を行おうとする人々で組織されています。

## 第31章 災害警備実施計画

### 第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難、誘導及び救助、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを目的とします。

### 第2節 実施機関

この計画の実施機関は、県警本部及び警察です。

なお、この計画では、県警本部が定める「鳥取県警察災害警備計画」における災害警備活動の基本的事項を示すものとします。

### 第3節 警備実施計画

#### 1 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、県警本部及び警察に次に掲げる災害警備本部等を設置するものとします。

- (1) 第一次体制（準備体制）…災害警備連絡室
- (2) 第二次体制（警戒体制1）…総合災害警備本部（本部長：警備部長）及び現地災害警備本部
- (3) 第三次体制（警戒体制2）…特別災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部
- (4) 第四次体制（非常体制）…非常災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部

#### 2 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次に掲げる活動を実施するものとします。

##### (1) 災害に備えての措置

- ア 災害警備計画の策定
- イ 災害危険箇所等の把握
- ウ 災害警備用装備資機材の整備
- エ 災害警備用物資の備蓄等
- オ 警察施設等の災害警備用装備資機材の整備
- カ 教養訓練
- キ 情報通信の確保
- ク 業務継続性の確保
- ケ 交通の確保等に関する体制及び施設の整備
- コ 避難誘導體制の整備
- サ 関係機関との相互連携
- シ ボランティア受け入れのための体制整備

##### (2) 災害発生時における措置

- ア 初動体制の確立
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出救助活動等

### 【第3編 災害応急対策計画】

- エ 警戒区域の設定
- オ 避難誘導等
- カ 緊急交通路の確保
- キ 行方不明者の調査及び捜索
- ク 検視・死体見分、身元確認等
- ケ 社会秩序の維持

#### 第4節 市及び中部消防局との連携

警察は、災害警備活動の実施にあたっては、市対策本部（本部事務局・消防班）及び中部消防局と緊密な連携を図り、効率的に災害応急対策を実施するものとします。

## 第32章 要配慮者の支援計画

### 第1節 目的

この計画は、避難行動要支援者等の要配慮者に対し、災害時に必要な支援を迅速かつ的確に実施することを目的とします。

### 第2節 支援対策の内容

避難行動要支援者に対する支援内容については、概ね次のとおりです。

市対策本部（本部事務局・援護班）及び地域支援者は、避難行動要支援者に対する支援を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとします。

#### 1 避難を開始するまでに必要な支援

- (1) 市対策本部（本部事務局）は、避難行動要支援者の状態に応じた伝達手段（防災行政無線戸別受信機、メール、FAX等）により、迅速かつ的確に避難指示等の情報を伝達するものとします。
- (2) 地域支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、自発的に避難行動要支援者に接し、安否の確認、災害情報の伝達、住宅の被災防止、非常持ち出し品の準備など必要な支援を行うよう努めるものとします。
- (3) 市対策本部（本部事務局）は、避難行動要支援者が避難に要する時間を考慮して、高齢者等避難を発令するものとします。
- (4) 市対策本部（援護班・消防班）は、地域支援者の協力の下、避難行動要支援者の安否確認及び必要な支援内容の把握を迅速に行うものとします。

#### 2 避難を開始してから避難が完了するまでに必要な支援

- (1) 地域支援者は、避難行動要支援者が避難所まで安全に避難するために必要な支援を実施するよう努めるものとします。
- (2) 市対策本部（援護班）は、要配慮者利用施設の入所者が施設の被災等により避難をする必要がある場合は、要配慮者利用施設及び市社会福祉協議会と連絡調整し、必要な支援を行うものとします。

#### 3 避難生活に必要な支援

- (1) 市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難所における要配慮者を確実に把握するため、受付時に避難者カード「資料編 避難者カード（様式3-6-3）」を用いて、本人や家族等から要配慮者としての支援の必要性、意向等を確認するとともに、要配慮者本人等の同意のもとに避難所内におけるヘルプマーク、ベスト等による表示の着用を促すものとします。
- (2) 市対策本部（援護班・医療防疫班）は、受付時の情報を参考に、避難所における要配慮者の把握と要配慮者専用の相談窓口の設置による聞き取り、要配慮者に対する問診等による健康状態等の把握を行い、避難生活に必要な支援を検討するものとします。
- (3) 市対策本部（本部事務局・援護班）は、(2)の検討結果に基づき、要配慮者緊急受入協力施設等の要配慮者利用施設への一時入所又は要配慮者専用の福祉避難所の設置を検討し、要配慮者の受入体制を整備するものとします。
- (4) 市対策本部（援護班・医療防疫班）は、福祉避難所の運営にあたっては、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士、保健師、調理員、手話通訳者等の福祉関係者の協力を得て、関係者の緊密な連携により適切な支援を実施できるよう運営体制の構築に努めるものとします。

### 【第3編 災害応急対策計画】

#### 4 避難生活終了後に必要な支援

- (1) 市対策本部（援護班・医療防疫班）は、地域支援者、保健師、栄養士等の協力の下、要配慮者に対する巡回健康相談、栄養指導等を実施し、避難生活終了後における要配慮者の生活状況、健康状態等を把握し、改善に努めるものとします。
- (2) 市対策本部（建築班）は、仮設住宅が建設された際の入居にあたっては、要配慮者を優先的に入居させるよう配慮するものとします。
- (3) 市対策本部（援護班・医療防疫班）は、要配慮者が抱えるストレス、悩み等を少しでも軽減するため、要配慮者専用の相談窓口を設置し、心のケアに努めるものとします。

## 第33章 義援金・義援物資の受入・配分計画

### 第1節 目的

この計画は、災害に際し、支援者から送られた義援金、義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とします。

### 第2節 義援金の受け入れ及び配分

#### 1 義援金の受け入れ

災害救助法が適用された場合又は被災者に対する義援金の受け入れを必要とする場合は、次の関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとします。

＜関係機関＞ 県、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局等

#### 2 義援金の配分

県は、県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する鳥取県災害義援金配分委員会（以下「義援金配分委員会」といいます。）を設置し、義援金の配分について協議、決定するものとします。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとします。

##### (1) 義援金配分委員会の構成機関

県、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社協、NHK鳥取放送局

##### (2) 協議及び決定事項

- ア 義援金の保管
- イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
- ウ 義援金の使途
- エ その他必要な事項

#### 3 被災者への支給

市対策本部（援護班）は、義援金配分委員会の協議及び決定事項に基づき、被災者に対し義援金を支給するものとします。

#### 4 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努めることとします。

### 第3節 義援物資の受け入れ及び配分

市対策本部（援護班・商工観光班）は、義援物資の受け入れを行うものとします。

なお、義援物資の受け入れ及び配分にあたっては、次の事項に留意するものとします。

#### 1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とします。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとします。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について行うものとします。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとします。



## 【第3編 災害応急対策計画】

### 2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

(1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一か所に大量に集約することが効率的です。

しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがあります。

また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがあります。

(2) そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼することとします。

(3) なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとしします。

### 3 受入体制の広報

県及び市対策本部は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項について、ホームページや報道機関を通じて広報に努めます。

(1) 必要としている物資とその数量

(2) 義援物資の受付窓口

(3) 義援物資の送付先、送付方法

(4) 個人からは、原則義援金として受付

(5) 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

### 4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市対策本部は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努めます。

なお、義援物資の受け入れ、保管及び配分については、この計画に定めるもののほか、「第15章 生活関連物資供給計画」に定めるところにより行うものとしします。

## 第34章 電力施設応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、市内における電力施設の現状を把握し、災害時における電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とします。

### 第2節 実施機関

電力施設の防護及び復旧は、中国電力ネットワーク株式会社倉吉ネットワークセンター（以下「中電ネットワークセンター」といいます。）が行うものとします。

### 第3節 防災体制の整備

中電ネットワークセンターは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、電力施設の防護及び迅速な復旧に必要な体制を整えるものとします。

### 第4節 災害情報の収集及び連絡

- 1 中電ネットワークセンターは、電力施設に係る被害状況等の災害情報の収集に努めるとともに、「災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書」に基づき、把握した災害情報のうち市民生活に支障を与えるおそれのある情報については、市対策本部（本部事務局）へ適宜連絡し、災害情報の共有化を図るものとします。
- 2 中電ネットワークセンターは、市対策本部（本部事務局）へ災害情報を連絡する場合は、次の事項を明示するものとします。
  - (1) 防災体制の発令、解除
  - (2) 停電発生時刻
  - (3) 停電発生地域
  - (4) 停電発生戸数
  - (5) 電復旧見込み
  - (6) 停電原因
  - (7) 停電復旧時刻
  - (8) その他必要な事項
- 3 市対策本部（本部事務局）は、電力施設に係る被害状況等の災害情報を把握した場合は、中電ネットワークセンターへ速やかに報告するものとします。
- 4 大規模災害が発生した場合、停電状況・復旧情報の市対策本部（本部事務局）への情報提供および道路等の被災・復旧状況の情報収集のため、中電ネットワークセンターから要員を市へ派遣するものとします。

### 第5節 応急送電

中電ネットワークセンターは、災害復旧の実施にあたっては、原則として、医療救護所、病院施設等の人命にかかわる施設、市庁舎、報道機関、避難所等を優先的に送電するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第6節 災害時における広報活動

- 1 中電ネットワークセンターは、送電被害による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車を通じて広報するとともに、必要に応じて市対策本部（本部事務局）に対しても速やかに情報提供するものとします。
- 2 市対策本部（本部事務局は、中電ネットワークセンターから情報提供を受けた場合は、速やかに防災行政無線、ホームページ等で広報するものとします。

### 第7節 災害時等における市の協力と連携

- 1 市対策本部（本部事務局・関係実施班）は、中電ネットワークセンターからの次の協力要請に、適宜、協力するものとします。
  - （1）広報車による住民への周知
  - （2）防災無線等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
  - （3）コミュニティセンター等への掲示物等の設置場所の提供
  - （4）避難所へ避難された住民への周知
  - （5）住民からの問い合わせ対応
  - （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供
- 2 市対策本部（本部事務局・関係実施班）及び中電ネットワークセンターは、次の事項に関して連携をとり対応するものとします。
  - （1）土砂崩れ、倒木等による道路復旧
  - （2）除雪対応状況の情報提供
  - （3）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪
  - （4）その他、甲乙それぞれが、パトロール等により発見した危険箇所等への対応

## 第35章 LPガス応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

LPガスの供給確保及びLPガス施設の復旧活動は、一般社団法人鳥取県LPガス協会中部支部（以下「LPガス協会」といいます。）が行うものとします。

### 第3節 復旧対策

LPガス協会は、必要度、緊急度及び公共性に応じ、次のとおり迅速な復旧活動を実施するものとします。

- 1 LPガス協会は、緊急出動体制の充実に努めるものとします。
- 2 LPガス協会は、災害対策本部を設置し、警察及び中部消防局よりLPガス事故の通報を受けたときは、被災地のあらかじめ定めている防災事業所に通報し緊急出動体制を整えるとともに、必要に応じて災害を受けていない他の支部又は地区に対し、緊急応援を求めるものとします。
- 3 LPガス協会は、緊急措置点検終了後から概ね2週間程度を目途として消費者先、仮設供給が可能な箇所へ二次災害防止のための県連設備の点検とLPガスの使用を可能な状態にするための緊急措置を行うものとします。
- 4 LPガス協会は、災害発生後にLPガスの二次災害を防止するため、緊急措置点検終了後から2週間程度を目処として応急措置を行うものとします。
- 5 LPガス協会は、LPガスの二次災害を防止するために必要な情報について広報車等による広報活動に努めるとともに、必要に応じて市対策本部（本部事務局）に対し、広報に必要な事項を示して、広報活動への協力を求めるものとします。
- 6 市対策本部（本部事務局）は、LPガス協会から広報に係る協力要求があった場合は、防災行政無線、ホームページ等を通じて広報するものとします。

### 第4節 LPガスの応急供給

- 1 LPガスの応急供給における緊急用LPガスとは、LPガスのほかに、容器、燃焼器具、その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものを言います。
- 2 市対策本部（本部事務局）は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用LPガスの調達に関する協定書」に基づき、LPガス協会に対しLPガスの供給要請を行うものとします。
- 3 LPガス協会は、市対策本部（本部事務局）からの要請に基づき製造事業所（充填所）応急供給の指示を出し、供給物資の搬送を行わせるものとします。
- 4 LPガス協会は、平常時からLPガス応急体制の整備を行うものとします。

## 第36章 交通施設応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により道路、道路施設、道路の付属物、鉄道等に被害があり、食糧をはじめとする救助物資の輸送、患者の移送時の交通に著しい支障をきたす場合に、速やかに応急対策を実施し、交通確保に万全を期することを目的とします。

### 第2節 実施機関

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その必要度、緊急度及び公共性に応じ、防災関係機関に協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、交通の確保を図るものとします。

### 第3節 市における実施要領

- 1 市対策本部（河川道路班）は、被害が小規模で通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、建設部長の判断により、適宜、所属班員及び保有資機材等を使用して応急対策を実施するものとします。
- 2 市対策本部（河川道路班）は、被害が中規模で早急に対策を要すると認められる場合は、建設部長及び総務部長が当面の応急対策に要する財源措置を確認の上、応急対策を実施するものとします。
- 3 市対策本部（河川道路班）は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受けることができると認められる場合は、事前に県を通じて国土交通省の内諾を得て、仮工事を実施するものとします。
- 4 応急対策は、次の箇所を優先的に実施するものとします。
  - （1）病院、官公署、学校、郵便局等の公共施設に通じている箇所
  - （2）定期バス路線又は定期貨物自動車路線である箇所
  - （3）適当な迂回路がない箇所又は孤立集落に通じている箇所
  - （4）その他民生の安定上必要がある箇所（食糧物資の輸送、復旧資機材の運搬等）
- 5 市対策本部（土木管理班）は、道路、道路施設、道路の付属物に係る被害状況及び復旧見込みに係る情報をホームページ等を用いて適宜広報するものとします。

### 第4節 応急対策用資機材の確保

- 1 市対策本部（土木管理班）は、手持ち又は倉吉市建設協議会と締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」（平成18年6月1日締結）等により市内業者を通じて応急対策用資機材の確保を図るものとします。
- 2 市対策本部（土木管理班）は、災害の規模及び状況により、関係機関と相互に融通、調達、斡旋等の手段を講じて応急対策用資機材を確保するものとします。
- 3 市対策本部（河川道路班）は、業者の請負に付して工事を行う場合は、支給材料を除き、全て請負業者に確保させるものとします。

## 第37章 水道施設応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施し、水道施設の早期復旧により飲料水等の生活用水の確保を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

市対策本部（水道施設班・水道復旧班）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとします。

### 第3節 市における応急対策

- 1 市対策本部（水道施設班・水道復旧班）は、あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保します。
- 2 市対策本部（水道施設班・水道復旧班）は、災害が発生した場合は、直ちに水源地、配水池、管路の被害状況の調査及び点検を実施するものとします。
- 3 市対策本部（水道総務班）は、応急措置に必要な資機材の確保に努め、必要に応じて水道事業指定給水装置工事事業者に協力を依頼するものとします。
- 4 市対策本部（水道総務班・本部事務局）は、水道施設の被害状況及び復旧見込み等を広報車、防災行政無線、メール、ホームページ等により広報し、市民等の不安解消に努めるものとします。
- 5 市対策本部（水道総務班）は、市対策本部（水道施設班・水道復旧班）での応急復旧が困難な場合、公益社団法人日本水道協会、中部管工事業協同組合に応援を要請するものとします。

## 第38章 下水道施設応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施し、下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とします。

### 第2節 実施機関

市対策本部（下水道班）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行うものとしします。

### 第3節 応急対策

1 市対策本部（下水道班）は、あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保します。

2 市対策本部（下水道班）は、災害が発生した場合は、直ちに管渠、ポンプ場及び処理場の被害状況の調査及び点検を実施するものとしします。

なお、集落排水施設については、「災害発生時における集落排水施設の復旧支援に関する協定」（平成26年3月19日締結）に基づき、鳥取県土地改良事業団体連合会へ復旧支援を要請します。

3 市対策本部（下水道班）は、応急措置に必要な資機材の確保に努め、必要に応じて倉吉市建設協議会の会員等に協力を依頼するものとしします。

4 市対策本部（下水道班）は、緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合は、県及び県内他市町村に応援を要請するものとしします。

なお、応援の要請については、「第8章 広域応援計画」に定めるところにより行うものとしします。

5 市対策本部（下水道班・本部事務局）は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等を広報車、防災行政無線、メール及びホームページ等により広報し、市民等の不安解消に努めるものとしします。

## 第39章 電信電話施設等応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時における重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とします。

### 第2節 実施機関

電信電話施設等の応急対策は、NTT西日本鳥取支店が行うものとします。

### 第3節 防災体制の整備

NTT西日本鳥取支店は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、電信電話施設等の応急対策に必要な体制を整えるものとします。

### 第4節 通信の確保

NTT西日本鳥取支店は、次のとおり通信を確保するものとします。

- (1) 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線及び臨時公衆電話の設置
- (2) 応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- (3) 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

### 第5節 災害情報の収集及び連絡

- 1 NTT西日本鳥取支店は、電信電話施設等に係る被害状況等の災害情報の収集に努めるとともに、把握した災害情報のうち市民生活に支障を与えるおそれのある情報については、市対策本部（本部事務局）に適宜連絡し、災害情報の共有化を図るものとします。
- 2 NTT西日本鳥取支店は、市対策本部（本部事務局）へ災害情報を連絡する場合は、次の事項を明示するものとします。
  - (1) 災害発生日時及び場所
  - (2) 災害発生原因
  - (3) 災害発生の影響
  - (4) 災害復旧見込み
  - (5) 災害復旧日時
  - (6) その他必要な事項
- 3 市対策本部（本部事務局）は、電信電話施設等に係る被害状況等の災害情報を把握した場合は、NTT西日本鳥取支店に速やかに報告するものとします。

### 第6節 災害時における広報活動

- 1 NTT西日本鳥取支店は、電気通信施設等の被災状況、応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車を通じて広報するとともに、市対策本部（本部事務局）に対しても速やかに情報提供するものとします。
- 2 市対策本部（本部事務局）は、NTT西日本鳥取支店から情報提供を受けた場合は、速やかに防災



【第3編 災害応急対策計画】

行政無線、ホームページ等で広報するものとします。

## 第40章 携帯電話応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、災害時における公共機関等の通信の確保及び被災地域における緊急通信の確保を図ることを目的とします。

### 第2節 実施機関

携帯電話の応急対策は、株式会社NTTドコモ中国鳥取支店・KDDI・ソフトバンクモバイル株式会社（以下「携帯電話事業者」といいます。）が行うものとします。

### 第3節 防災体制の整備

携帯電話事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、携帯電話の応急対策に必要な体制を整えるものとします。

### 第4節 応急対策

#### 1 最小限の通信確保

携帯電話事業者は、次のとおり通信を確保するものとします。

(1) 災害により通信が途絶する最悪の場合でも、次のとおり最小限の通信を確保するものとします。

ア 被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

イ 市対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

(2) 移動基地局等を使用し、暫定的に通信を確保するものとします。

#### 2 通信コントロール等の実施

(1) 携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

ア 被災者の安否情報等の登録

イ 災害用災害伝言板への登録をメールで通知

ウ スマートフォンやインターネットによる登録情報の確認

(2) 音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

(3) 災害用音声トーキガイダンス

災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

### 第5節 災害情報の収集及び連絡

1 携帯電話事業者は、携帯電話施設に係る被害状況等の災害情報の収集に努めるとともに、把握した災害情報のうち市民生活に支障を与えるおそれのある情報については、市対策本部（本部事務局）に適宜連絡し、災害情報の共有化を図るものとします。

2 携帯電話事業者は、市対策本部（本部事務局）に災害情報を連絡する場合は、次の事項を明示するものとします。

(1) 災害発生日時及び場所

(2) 災害発生原因

### 【第3編 災害応急対策計画】

- (3) 災害発生の影響
- (4) 災害復旧見込み
- (5) 災害復旧日時
- (6) その他必要な事項

3 市対策本部（本部事務局）は、携帯電話施設に係る被害状況等の災害情報を把握した場合は、携帯電話事業者に速やかに報告するものとします。

#### 第6節 災害時における広報活動

- 1 携帯電話事業者は、携帯電話施設の被災状況、応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車を通じて広報するとともに、市対策本部（本部事務局）に対しても速やかに情報提供するものとします。
- 2 市対策本部（本部事務局）は、携帯電話事業者から情報提供を受けた場合は、速やかに防災行政無線、ホームページ等で広報するものとします。

## 第41章 応急公用負担計画

### 第1節 目的

この計画は、応急公用負担の実施に必要な手続き等を定めることにより、応急公用負担に係る事務を円滑かつ適正に遂行することを目的とします。

### 第2節 災害対策基本法第64条の規定に基づく応急公用負担

#### 1 実施者

- (1) 対策本部長（全実施班）
- (2) 自衛官（対策本部長又は対策本部長の職権を行う吏員が現場にいない場合）
- (3) 警察官（対策本部長若しくは対策本部長の職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合）
- (4) 海上保安官（対策本部長若しくは対策本部長の職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合）

#### 2 実施条件

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認める場合

#### 3 応急公用負担の内容

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (3) 災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去した場合は、当該工作物等の保管）

#### 4 応急公用負担の手続き

##### (1) 通知

実施者は応急公用負担を実施した場合は、速やかに土地、建物等の占有者等に対して、土地、建物等に係る次の事項を通知するものとします。

- ア 名称又は種類、形状及び数量
- イ 所在した場所
- ウ 処分に係る期間又は期日
- エ その他必要な事項

##### (2) 公示

実施者は、工作物等を保管した場合は、工作物等に係る次の事項を公示するものとします。

- ア 名称又は種類、形状及び数量
- イ 所在した場所及び除去した日時
- ウ 返還するため必要と認められる事項

#### 5 損失補償

実施者は、災害対策基本法第82条の規定に基づき、応急公用負担の処分により通常生ずべき損失を補償するものとします。

## 【第3編 災害応急対策計画】

### 第3節 災害対策基本法第71条並びに災害救助法第24条及び第26条の規定に基づく応急公用負担

#### 1 実施者

- (1) 県知事
- (2) 対策本部長（全実施班）

ただし、県知事からその権限に属する事務の一部について委任された場合に限りま

#### 2 実施条件

県内の地域に係る災害が発生した場合において、次に掲げる事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認める場合

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (5) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のため措置に関する事項

#### 3 応急公用負担の内容

- (1) 医療、土木建築工事又は輸送関係者に対する救助に関する業務への従事命令
- (2) 救助を要する者及びその近隣の者に対する救助に関する業務への協力命令
- (3) 病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店の管理
- (4) 土地、家屋又は物資の使用
- (5) 物資の生産、出荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対する物資の保管命令又は物資の収用

#### 4 応急公用負担の手続き

- (1) 実施者は、応急公用負担を実施する場合は、「資料編 公用令書（様式3-41-1, 2, 3）」を交付するものとします。
- (2) 実施者は、公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消した場合は、速やかに「資料編 公用変更令書（様式3-41-4）」又は「資料編 公用取消令書（様式3-41-5）」を交付するものとします。

#### 5 損失補償等

- (1) 実施者は、3（1）又は（2）による応急公用負担を実施した場合は、その実費を弁償するものとします。
- (2) 実施者は、3（3）、（4）又は（5）の応急公用負担を実施した場合は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとします。

### 第4節 水防法第28条の規定に基づく応急公用負担

#### 1 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土地、土石、竹木その他資材の使用・若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用・若しくは収用

## 【第3編 災害応急対策計画】

### (4) 工作物その他障害物の処分

#### 2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定に基づき、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を示す証明書「資料編 公用負担命令権限証（様式3-41-6）」を発行し、必要な場合にはこれを提示するものとします。

#### 3 公用負担の証票

水防法第28条の規定に基づき、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を「資料編 公用負担命令書（様式3-41-7）」を2通作成し、その1通を目的物所有管理者又はこれに準ずるべき者に手渡すものとします。

#### 4 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該水防管理者は時価によりその損失を補償するものとします。

## 第42章 事故災害応急対策計画

### 第1節 目的

この計画は、航空機、鉄道等の人為的な事故により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれのある災害（以下「事故災害」といいます。）が発生した場合、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、迅速かつ的確な応急対策を実施することを目的とします。

### 第2節 事故災害を起こした事業者の責任

事故災害を起こした事業者は、最も迅速な手段により遅滞なく防災関係機関に連絡するとともに、自ら保有する人員及び資機材を最大限動員し、被害の拡大防止に全力を尽くすものとします。

### 第3節 関係機関の応急対策

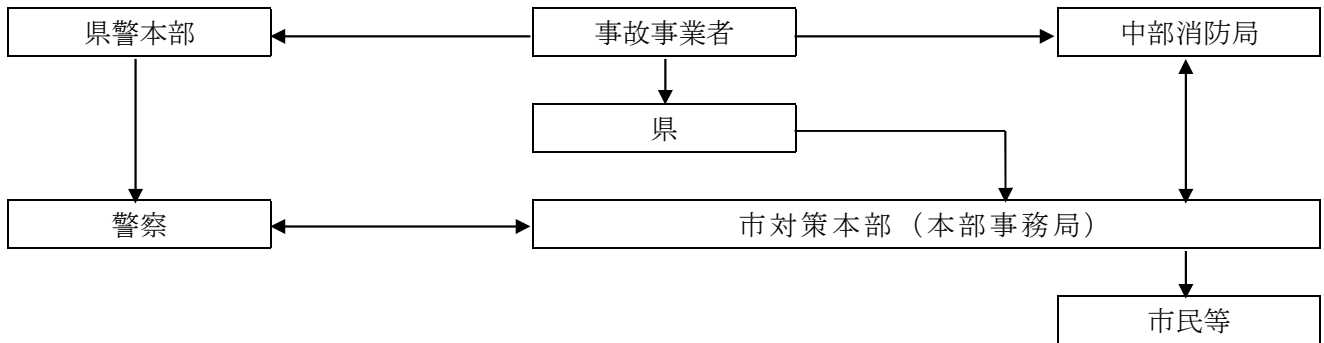
#### 1 災害情報の連絡及び広報

##### (1) 災害情報の連絡

事故災害が発生した場合の防災関係機関への連絡系統は、次のとおりとします。

なお、連絡手段は、最も迅速な手段により行うものとします。

##### 【事故災害発生時の連絡系統】



##### (2) 広報活動

事故災害を起こした事業者は、事故災害及び応急措置等の状況について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車等を通じて広報するものとします。

また、市対策本部（本部事務局）は、事故災害情報の提供を受けた場合は、速やかに防災行政無線、ホームページ等で広報するものとします。

#### 2 実施機関及び実施内容等

事故災害が発生した場合における救出救助活動、避難誘導、医療活動、消火活動等の応急対策の実施機関は、自然災害における各応急対策の実施機関と同一のものとし、応急対策の内容、方法等については、当該災害応急対策計画に準じて行うものとします。

### 第4節 関係機関の連携

事故災害に係る応急対策の実施機関は、相互に緊密な連携の下、迅速かつ的確な応急対策の実施に努め、被害の拡大防止及び被害の軽減を図るものとします。